

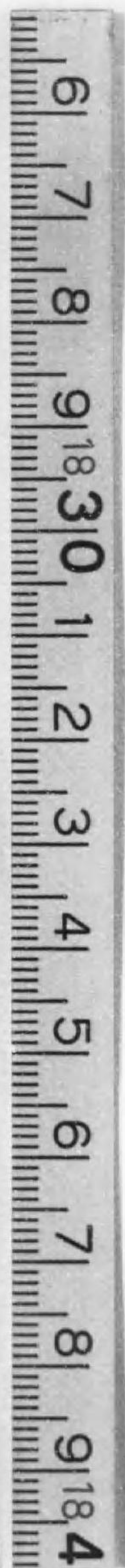
449

352
155

國體
原理
天
皇
親
政
篇

遠藤友四郎著

錦旗會本部版



始



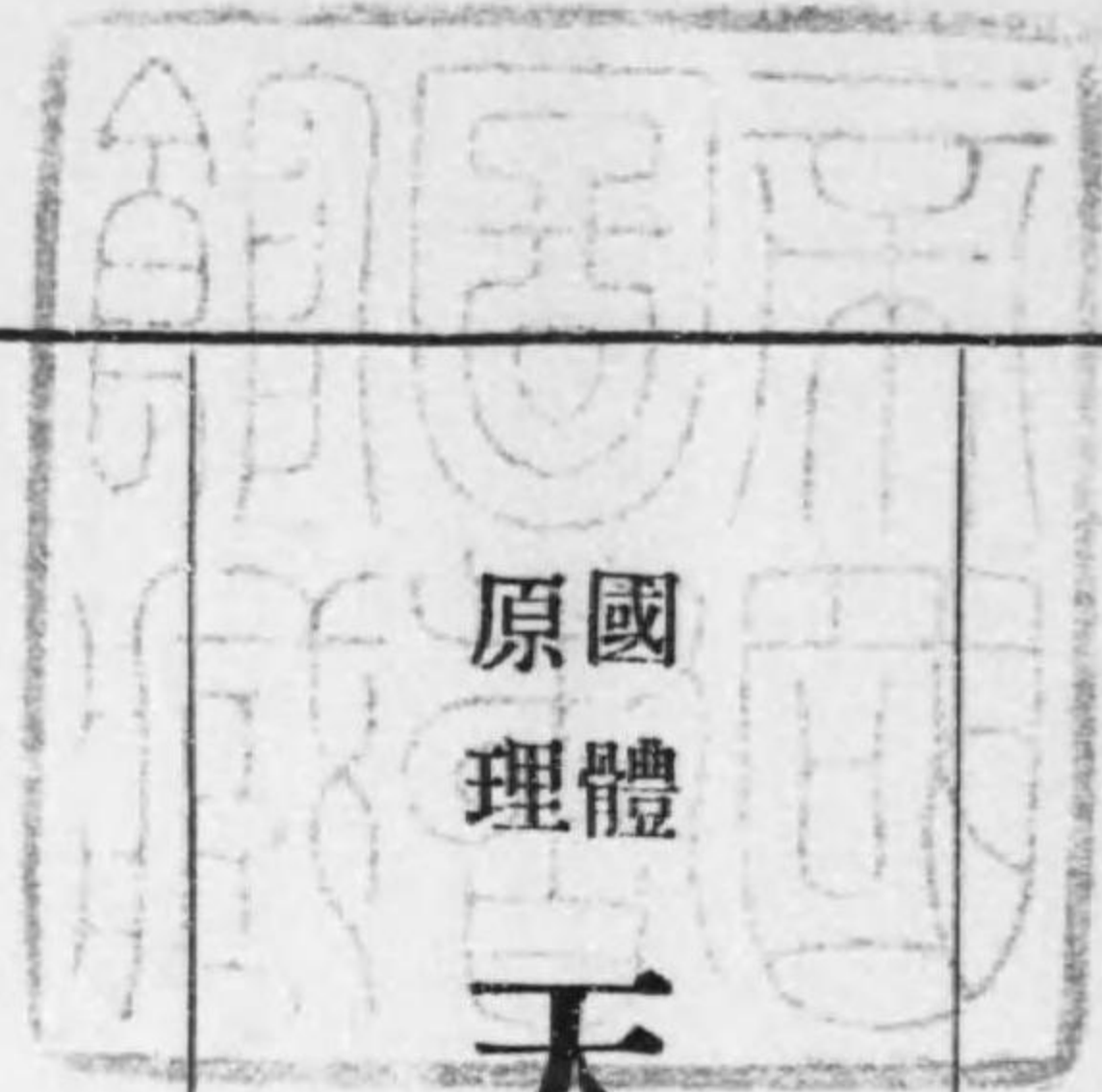
特217
367

遠藤友四郎著

國體
原理

天皇親政篇

錦旗會藏版



序

ちようど二年前の昭和六年八月、足掛け十年ぶり、私は先進社から、本書と同一判で若干頁数の少ない「超宗天皇信仰」を出させて貰つた。が、その序文に於いて述べた通り、その標題は私の撰定したもので無く、出版屋さんが自分の好みに依り、私にせがんで採題したものであつた。それは、本當は、超宗教民族生命論、又は超宗教皇國民族性と云ふ如き、標題をこそ應はしとする内容のもので、大きく現はされた「天皇信仰」に就いては實は部分的含蓄に過ぎず、割註の「超宗教國體論」の方が寧ろ大部分を占めて居たのである。今私が前著に關して茲に右の如く繰返す事を必要とする所以のものは、本書が本質的に前著と斷ち難い連絡的内容のものだからである。

本書と前著とは、世に云ふ姉妹篇であつて、本書は一面に於いては、天皇信仰の補叙であり且つ本篇であると同時に、他面に於いては「國體原理」の中核篇、即ち我が國體の、天皇親政原理篇である。披讀の前後は兎も角も、本書と前著とは、必ず連続して通讀されなければならぬ。

茲に國體原理の中核篇と云ふ。然り、本書は國體原理の一部中樞篇である。崇高偉大、無比獨特なる我が國體の「原理」全篇は、第二維新の「經綸」全案と共に、一年半歳の短日月を以て成し得べきに非

ず、而もおこがましくも、私に於いて之を成し遂げねばならぬ、使命なりとするのである。

五・一五事件以來、殊にその陸海軍々法會議公判開廷以來、我が皇國本來の政體、國體原理政治、即ち 天皇親政と云ふ事が、今更の如く覺醒的に考へられ、翹望的に叫ばれるに至つた。特に陸海軍青壯將校の間に於いては、今や只管に之を思ひ且つ之が實現の日の速かならん事を念じつゝあるが如くである。此時に當つて本書が世に出るのは、大なる意義を有すべく、特に著者私としては、茲に使命の一端を果すべき機會を得たるものとして、誠に有難き極みである。

然し乍ら私は、本書を恰も此機會に乗じて發行するのでは無い。本書は既に昨年晩春から盛夏にかけて、製版が出来て居たものである。印刷所高橋丹治氏の、無期限支拂てふ好意に甘えて、その印刷業不漁期たる夏季中に製版を依頼し、四回の校正を了へ、紙型に取つて置いて貰つた次第である。固よりそれは、錦旗會自費出版の考へからであつて、製版出来次第一日も早く發行したいと云ふ念願を抱いて居たが、遂に今日まで約一年、空しく紙型の儘になつて居たのである。

茲に特に記すべき事は、本書が今世に出るに至つた幸運の徑路に就いてである。そこには同志長澤九一郎君の、涙のにじむ苦心努力があつた。ゲラ刷りに依つて内容を知り、何とかして之を一日も早く公表されて欲しいとの念願を起した長澤君は、私が當分自費出版の方途を講じ得ない事を知ると同

時に、昨秋以來、種々なる方面に傳手を求めて、出版への巡禮をして廻つた。大阪に居る新らしい同志中村義明君も、長澤君のこの苦心努力を見るや、之も何とかなるまいかと大いに苦心を拂ひ、目次の謄寫版刷りなどを作つて、可なり奔走して呉れた様である。が、その苦心は容易に酬ひられず、東でも西でも月日は空しく流れ去り、さて之こそはと思つた最後の口も膝喜びに歸した後、遂に八月下旬、その至誠純情の苦心努力が、或る現金を以て長澤君に酬ひられ、茲に錦旗會本部の自費出版として、愈々本書は發行せられ得る事となつたのである。その有難い若干の紙幣を懐中して私の所へ來た日の長澤君は、「先生、これは私の爲に出して貰へたのでは無くて、先生の爲に出して貰へたのです。私はいよゝゝ先生の尊さを知らしめられました」と、咽び乍ら言つたのである。「實に御苦勞であつた。それは全く君の働きで、君が酬ひられたのだ。有難く頂戴して、益々御奉公に邁進するでしょう。」私はそう答へた。そして二人は暫し沈黙の後、出版計畫に移つたのである。

斯かる徑路を踏んで世に出る事となつた本書である。錦旗會には負債ばかりで一錢の餘裕も無い。この現金で先づ用紙を買ひ、残りを印刷代、製本代に廻せば、若干の不足を生じ、猶ほ別に組版代が借金として残る。それ故、費用を出来るだけ少減して、安く上げると同時に極力定價を低廉にし、速かに一冊でも多く賣り又速かに借金を返済しようとする。

著述の序文にこんな打明け話を書く事は、未だ曾て例が無いであらう。併し、私を始め同志や私の家族は悉く文字通り「私情の生活を否定して」居るのであつて、たとひ愚劣らしいこんな打明け話の表裏いづれにも、本書の内容そのもの、尊貴性本質と矛盾するやうな、何等の汚點も介在しないのであるから、私は敢て矜りとも恥ぢともせず、之を記した次第である。

本書の内容は、その脈絡ある長文の多くは、曾て「日本思想」に掲載したものである。但し、雑誌の上では絶えず誤字や脱字があり、且つ常に豫定紙數でキチンと書き上げて居る處から、表現の不充分、不完全がある事は、その讀者に於いて既に知らるゝ處。舊稿を纏めて單行本に上梓する場合、細密に増補改訂した事は言ふ迄もない。そして、その増補改訂は、可なり多く文字を加へた箇所もあるが、總じて文字の多少に拘はらず、その説明、その意味づけに於いて、より深く、より高く、より正確に、より明細に、そして又より解かり易きよう、努めて爲せる處の増補であり、校訂である。殊に附録の第二「外來思想に依つて我が本來性日本の悪化し來れる歴史の圖表」は、三年前に雑誌の附録として發表したものを全く廢して、新たに四六判八倍大の版を組みましたものである。

猶ほ製版一年後の今回いよいよ出版と決し、印刷所保管の紙型を取出して印刷に着手するに當つては、特に目次から附録の終末文に至るまで、改めて先づ長澤君の逐字的校正を煩はし、更に私も念

の爲め通讀して校正を加へ、數十箇所の鉛版象嵌及び組み換え組み直しを行ひ、以て無瑾を期したのであるが、これでもまた誤字等の缺點があつたなら、それは再版の折更に訂正するの外は無い。手不足、金不足。私共がする自費出版なれば、缺點の處は何卒御海容を仰ぐ。

用紙は出来るだけ良いものを選び、製本も充分丈夫にと註文したが、装幀には何の華飾も趣向も無く、函にも入れず、バラピン紙さへ被せない。之は要するに、本位とする崇高な内容に對する強き自信を楯に、安く上げて安く賣るの原則に據れるもの。諸士、乞ふ諒とせられん事を。

本書の普及を祈る「日本思想」特輯號に對して、私の需めに依り寄稿した長澤君は、その「昭和の玉松操、世に出むとす」に於いて曰ふ——「今、皇國の實情は正に幕末に匹適し、第二の御一新も間近に迫つて居る。而して昭和の岩倉村も存在すべく、敢て玉松操を以て任ぜんとする才物も在るだらう。然し乍ら眞に玉松の意を體し、その至誠無私の結晶たる經綸を解し、而して更に雄大なる昭和の經綸を大成し、以て皇國日本をその本來性に基きて大盤石の上に置き据え得べき、眞正「昭和の玉松」に至つては、表面上全く皆無である。我等が師事する遠藤（中略）此度（中略）上梓に着手された。内容は茲に贅言を費さずとも、唯それが明治維新の不徹底指摘に筆を起されたものと云ふ、この一言を以て盡されよう。私は先生とは師弟の關係にある。先生を以て玉松以上としての推稱は、遠慮すべきが普

通であらう。が、先生を以て『昭和の玉松』としての稱呼は何等憚る處なく、本書を通じて立派に證明せらるべき事を、斷言し得べしと確信するのである。』——云々。

私は今敢て羞恥の私情を抑制して、之を茲に拔萃したのである。私情に於いて、自己は少しも世に認められ褒められん事を欲せざる私は、ひたすら皇國公事の爲に、私に就いて長澤君の見る處の一斑を、特に斯く取次がざるを得ぬのである。而も猶ほ私は、皇國公事の爲とは言へ、私自身が「昭和の玉松」として見られる其事を欲しはせぬ。たゞく私は私の至誠が天に通じ、私の絶叫が眞の識者に聽かれ、私の「徹底せる復固」即「遺憾なき維新」に據る皇國挽回てふ念願が 上に達して、下萬民間よりする喚がしき改革言動をば群星の徒事として卻くる旭日の冲天、いと高きよりし給ふ 鶴の一聲の發せられん事を是れ祈るのみ、又他に念願なき者である。

嗚呼この一卷、私の念願を達成せしむべく、幾許の貢獻を爲し得べきか。

皇紀二千五百九十五・昭和八年九月

遠藤友四郎識

國體 天 皇 親 政 篇 目 次

序 文

序 篇 世變の前兆たる世相と我等の危懼

- 一、明治維新には王政復古の形式獲得・昭和維新には皇國日本への復歸完成……………三
- 二、世の大多數者は常に前兆を前兆として感知し得ぬ……………四
- 三、前兆は必ず心ある者をして危機を思はしむ……………六
- 四、罪人に對する昔の拷問・國民全部に與へられる今の生存苦……………八
- 五、我が日本には今や毎日平均百人以上の自殺者がある……………二
- 六、徳川時代の日本と佛蘭西と露西亞の虐政ぶり……………三
- 七、今の生存苦は果して社會的拷問に非ざる乎……………一五
- 八、學校はカントの倫理を教えて社會はマルクス指摘の通り……………一八
- 九、恐るべき片手落ち！ 今の我が滔々たる外國化の風潮……………三

- 十、幕末の大義名分！日本にのみ有つて外國に無きもの……………三
- 十一、忠義の的は天子様の外に何者も無いと云ふ不動の信念……………二五
- 十二、あゝ「陛下の赤子」が「資本の奴隸」とは何事ぞ！……………二六
- 十三、昭和維新そのものゝ前に先づ精神的に「日本人の日本」の獲得……………三〇

第一篇 政黨不可存の本義

- 一、第二維新の根本要諦たる政黨禁止……………三四
- 二、階級搾取的政治と政黨主義の議會……………三五
- 三、國民の多數決と政黨の多數派決……………三六
- 四、政黨に對する或る國體論者の迷妄……………三〇
- 五、噫々 秩父宮殿下の御嘆息……………七〇
- 六、本來 上御一人の御事たる政治……………七五
- 1、大御親たる 天皇の「おのが治むる國」日本……………七五
- 2、「天皇中心」政治とさへ申す事の非なる所以……………七七

- 3、伊藤博文を代表者とする明治の不逞功勞者……………七九
- 4、天岩戸會議（議會）の本來と政黨存在の非……………八一
- 5、天皇政治と僞上存在者たる「政治家」……………八四
- 6、天皇御自身の内なる畏れ多き御祈り……………八六
- 7、天皇の御事たる「政」に對する不逞の臣……………八八
- 8、我が天皇政治を專制政治と呼ぶ無智な國賊等……………八九
- 七、亡國への大馬力 政黨とその走狗……………九三
- 八、先づ新聞の停止・而して政黨の禁止……………一〇〇
- 九、候補者規定の大不備と之に即する棄權正義の理……………一〇五
- 十、定むるに基準なき選舉權と被選舉權の資格年齢……………一〇七

第二篇 天皇親裁國體原理

- 一、天皇親裁・まつろひ・家子郎黨 原理……………一三
- 1、五松操とその師大國隆正との名を知れるそもく……………一三

2、隆正翁の遺著六十餘種中の「本學舉要」及び「三道三欲説」……………二四

3、安政當時に於ける隆正翁の「尊皇」なる用語……………二六

4、文久年間に於ける隆正翁の揮毫「尊皇攘夷」とその和歌……………二八

5、遺著に於いて見る隆正翁の思想的遺徳——本學舉要を精讀して……………三〇

6、上御一人の絶對性を傷くる思想——國內國を成す階級介在の是正……………三三

7、尊皇精神を裏切る徳川大將軍家——幕府存在の是認……………三七

8、有意か無意か——一國二君主の是認に基く佐幕論……………四〇

9、輔弼責任の臣に屬する本義を逆用する論辯……………四三

10、安政當時の來朝者ツンメルケ曰く「日本には二種の皇帝あり」と……………四六

11、御親裁と申す事の本質本義を知らざるもの……………四九

12、「輔弼の責任」を「司配の實權」と誤まり居る不逞の臣……………五二

13、中心——と(本)に就く、故に「本教」と云ふなる標榜の虛妄……………五五

11、隆正翁の本教本學論——實は「本に就かざる」相扶論のみ……………五九

附、家族制度の本質は家長を中心に仰ぐ家族の使命奉仕に在り……………六三

一、第二維新と現智識階級の大錯覺……………六六

上、左傾主義者を以て「昭和の志士」と觀る錯覺迷妄……………六六

中、拜外非皇魂——フアシスト贗仰を排す……………七二

下、第二維新は「勤皇の徹底」に外ならず……………七七

第三篇 熾烈なる尊皇心

一、只管なる 天皇信仰……………九〇

補、超宗教性内容と 天皇信仰の本義……………九三

附一、幕末の尊王と我等の尊皇……………九五

附二、新たに燃ゆる昭和の尊皇心……………九九

附三、國難の關所と吾等の大任……………一〇三

二、至上の家長・無二の親父——父、これ神なり……………一〇八

上、我等の尊皇心と人類の宗教心……………一一八

下、上即神——尊き父を敬ふの餘り神と仰ぐ……………一二六

跋 篇 憲法の原理たるべき皇國典範——國教

憲法の原理として新たに制定せらるべき皇國典範——君民家族國日本の國教……………二四〇

序 宗教としての神道の否定……………二四〇

第一條 一にして多なる神……………二四四

第二條 修理園成の發祥地……………二四五

第三條 天津日嗣と八百萬神々……………二四五

第四條 現津神 天皇の位徳即一……………二四六

第五條 君民一家・尊皇愛國……………二四七

第六條 神州君民敬神の道……………二四八

第七條 敬神行事の本義……………二四九

第八條 眞に在るべき神社……………二五一

第九條 上の絶對と下の平等……………二五三

第十條 發祥地建國の領域……………二五四

第十一條 天壤無窮の寶祚……………二五四

第十二條 君主民主即一國體……………二五五

第十三條 祭政惟一——御親裁……………二五六

第十四條 國靈——まつろひ精神……………二五七

第十五條 君父臣子の家族國……………二五八

第十六條 國體の大成と國民個々……………二五九

第十七條 まつろはわ者の征戰……………二六二

第十八條 神州寶典……………二六六

跋 上即神——神即上——皇國獨特の民族的抱懷……………二六八

附録一 國家社會主義テロリズム排撃論

□最悪なる「國家社會主義是認」の傾向……………二七三

□如何なる美形容冠稱の社會主義と雖も皆非なり……………二七三

□少壯士官諸君に寄する文……………二七五

□極右系の激發は極左系處分の寛大から……………二七六

□單なる資本主義打倒の動きは赤賊の助長のみ……………二七九

□單なる既成政黨の排撃は不逞無産黨の祝福なり……………二八四

□赤テロと白テロ…………… 五九

□部下戦死者を思ふ哀情から坊主になるは不心得…………… 七一

□日蓮信徒たる陸海軍諸將に懇ふ…………… 七四

附録二 外來思想に依る我が固有性の悪化史表

(緩込圖表)

目

次

序篇 世變の前兆たる世相と我等の危懼

一、明治維新には王政復古の形式獲得・昭和維新には皇國日本への復歸完成

沈む船には鼠が居なくなる！ 世變の前には必ずその前兆が世相に現はれる。大革命の佛蘭西に於いて然り、近くは十數年前の露西亞に於いて然り、而して我が幕末に於いて亦然りであつた。勿論、事の成る、その成るの日に成るのでは無く、必ずその遠因あり、近因あり、又この遠因、近因をして遂にその結果を生むべく作用せしむる處の動機がある。遠因、近因、動機、成果、斯くて世變を見、大革命は來り、回天動地となる。來るべき我が日本の世變——昭和維新——も亦、當然その遠因近因を持つ。皇政復古の不徹底！ 是れその遠因、資本制度の積弊！ 是れその近因。

明治維新は慥かに我が近世日本史上の一大變革であつた。然し乍ら之は其後の成り行き有りやうに於いて、世人の多くが稱へて居るほど内容的に偉大なものではない。言ひ換へれば、明治維新の齎らしたものは「王政復古」であると言ふが如く、その「王政」は一時しかも形式だけ復古したのであるが、未だ眞に「皇國日本への復歸」は之を成し遂げ得なかつた。之は人々が豫想以上に易々として行はれ

舊制度の始末——幕府瓦解——に寧ろ面喰ひ、忽ち宇頂天になつた結果である。

王政——之は「皇政」と言はなければ本當でない——の復古——之も本當に言へば、復固——は、眞の意義ある鵠業、皇國日本への復歸——に取つて、單なる形式獲得に過ぎない。即ち、その内容獲得が遺棄されて居る。這の遺棄された部分の充實完成が、今の吾等に屬する使命である。又この使命が吾々の上に在り、我が國靈が之を果さしめる所以が、昭和維新の遠因である。

然るに、斯く明治維新の時既に遺棄された部分がある上に、更に又その謂ゆる形式獲得の儘なる日本の弱點に付け込み、他の非皇國的要素が付け加へられた。資本制度！ 即ち是れ。明治維新に依つて畏れ多くも、我が皇室は久振りで明らかに、嚴かに、中央のそして表面に、その御座所を置かるゝに至り、同時に吾々國民は謂ゆる四民平等、直接天日を拜し得るに至つたが、併しそれさへ一片の形式に留り、名目に過ぎない處へ、間もなく資本制度の社會が打建てられて、その形式、名目をすら蹂躪し去るに至つた。徳川幕府は政權を奉還し、各藩諸侯は藩地を奉還したけれども、新たに金權階級の萬能社會が築かれて、皇室は再び「政事」に宸襟を惱まし玉ふ事深く、國民は再び「浴すべき御仁慈」を掩はれて苦しむ事甚だしきに至つた。斯くて茲に再び三度び妖雲を排して皇國日本への復歸を徹底せざるべからずとするもの、是れ昭和維新の近因である。

二、世の大多數者は常に前兆を前兆として感知し得ぬ

農學博士小野武夫氏は、その近編「徳川時代百姓一揆叢談」の巻頭題詞に於いて述べて曰く——「封建制度の桎梏に苦しんだ徳川時代の百姓達と、今日の資本主義下に闘はねばならぬ小作者との間に、如何なる類似または異點があるかは、その心を農村社會問題に注ぐ人々の、立ち入つて知り置くべき事であらう。小作爭議が現代の農村社會の動搖を語るものであるならば、百姓一揆は封建農奴の勤忍袋の破裂を示すものであつた。この爆發ありし事に依り、彼等が又人間の魂の持主でありし事を知るのである。」「明治維新の招來は、百姓一揆の頻發によつて豫感された。徳川末期に近づくに従ひ、各地に農民暴動の頻發した事は、頓て又その頃より封建制度の末期に近付いた事を語るものであつて、社會變動期に於いて見らるべき現象の一つであつた」と。更に行を改めて曰く——「腹痛みて始めて人間體中に腸の在るを知り、大樹の枝條その葉を動かして始めて大空に氣流の動くを知る。封建支配者から見ればむしけらにも等しかつた百姓が、身を以て上司に抵抗したる其の運動は、封建制度の腹痛であり、當時の社會の空氣の激變を示すものであつて、その裏面には必ず赤き血があり、熱き涙があつた。この血と涙とを、その有るが儘に認識し得るものは、往年の犠牲者の曾孫たり玄孫たる、近代の村人でなければならぬ——」と。

この小野博士の「謂ゆる社會の動搖を語るもの」又は「社會變動期に於いて見らるべき現象」或は「社會的空氣の激變を示すもの」など、色々の言葉づかひに於ける其等は、取りも直さず私の言ふ「世變とその前兆」に外ならない。今これを手ツ取り早く、幕末に於ける幾多の百姓一揆は明治維新の大きな前兆であつたし、今日の勞働爭議、小作爭議、其他一般世相に於いて見る國民の反抗的現象は、將に來るべき昭和維新の紛ふ方なき前兆であると言はねばならぬ。そしてこの前兆は今や眞に心ある者をして一刻も自己の安きを貪るを得しめずして、孰れも——起てよ、御國の爲、大君の爲に！——との聲を耳元に聞きながら、深憂焦慮たゞならぬ思ひを抱かして居るのであるが、世の大多數者は、歴史上一いつ何處に於いても認められる事實であつたやうに、殆んど少しも此の前兆を前兆として痛感せぬのである。世相は人心の反映であり現象であつて、語に、人心、變を想ひ、世相、徴候を示すと云ふ事もあるが、パリサイ及びサドカイの人々に言つたイエスの言葉のやうに、彼等は夕景には夕紅に由つて翌日の晴天を知り、早晨には朝紅または曇に依つて其日の風や雨天を語り、斯く天候を識別する事は出来るにしても、世變を豫感する事は出来ないのである。そして猶それ丈では無しに、大部分の

人々は、この前兆を前兆として解する事が出来ない上に、否な出来ないが故に、おのがじし却つてあらぬ徴候を他に求めるのを常とする。さればイエスは之をも退けて曰く「姦悪なる世は徴示を求む、されど預言者ヨナのその外に徴示は與へられず」と。

(註——舊約書中の最も短い一巻にヨナの巻がある。ニネベの街の滅亡を告げ知らすべく命ぜられたヨナが、神を避けて、海の彼方に逃げる途中、神の業なるあらしに逢ひ、責任者として海に投ぜられ、三日三晩魚の腹に在つて死せず上陸し、愈々ニネベの街が四十日後に滅亡すべき事を豫言した。併し神は、市民の悔悟を見て滅ぼす事をやめ、ヨナの豫言は反古になった。ヨナの此の豫言は聖書中唯一の「はづれ豫言」であつた。謂ゆる徴示としての意味は之がはづれた處に在る、イエスはそれを意味して言つたものと思はれる。)

三、前兆は必ず心ある者をして危機を思はしむ

言ふ迄も無く、この前兆を知るには、之を表示して居る世相を見る必要がある。幕末の世相には、明治維新の前兆が見られたやうに、今日の世相にも、昭和維新の前兆が見られる。人心の反映たる世相は、來るべき世變を徴候する。即ち必然の結果を生み出す本來の原因が、人事を通じ或る形相とし

て世に現はれる。單に或る形相としてと云ふよりは、或る著るしい形相、言ひ換へれば謂ゆる結果を生む原因が、最も動的に生き／＼とした形相を顯現する、それが世變(結果)の前兆である。そして言ふ迄もなく之は、之を認識する者をして、一つの危機を感じしめる。簡明に明治維新と云ひ、昭和維新と云ふ安定的光輝面が感知されるのでは無くて、まかり違へば如何なる成り行きを見やうも知れぬと云ふ、甚だしい覺束なき、光輝の面を奥に包み極端に不安な暗黒面を前線として立ち塞がる岐路の場面が感知されるのである。言ひ換へれば、神ながらに結末するものと云ふ國民的信仰を持つ吾々でさへ、此の調子では果してその結末に達するであらうか、それは必ず決するであらうにしても、その達する迄の道程には幾多の危険が横たはつて居て、之が爲に夥しい生靈や財物の犠牲を要するは勿論、やがて容易に癒すべからざる重傷を神州日本が負ふ事になりはせぬかと云ふ感じである。そして今日に於いて見る世變の前兆は、吾々をして幕末當時に幾倍して不安の多き事を感じせしめて居る。

然らばその謂ふ前兆とは何か！前兆を示す世相とは何か？先づ例へば、時恰も我邦最初の普選に當つて、新顔の議員候補者から送り來る印刷物を見るのに、殆んど一人として昭和の維新と云ふ文字使用や、又はその文字に拘はらず兎も角も社會國家の根本的革新に向つての或る意思表示をして居らぬものは無いが、これらも或はその一つである。又、かの田中政友會總裁が、演説に新聞廣告に「第

二の維新は我黨の手で行ふなどと高言して居る(あの田中義一や政友會に第二維新が取扱はれてたまふものか！ だが)と云ふが如き、同じくその一つであらう。

四、罪人に對する昔の拷問、國民全部に與へられる 今の生存苦

私は再び小野博士の編著を引合に出す。前記の「百姓一揆叢談」には、上下二卷千二百餘頁に涉つて、謂ゆる「古今の篤學者の手に書かれた」十五篇の一揆騒動物語が掲げられて居る。そしてその一揆騒動は之を四種に分類され、第一は農民中の義氣に燃ゆる代表者が、領主又は役人に對して哀訴し、その訴へが聽かれなければ、更にその上司たる幕府又は藩主に訴へて、民政上の非曲を矯めんとする強訴運動で、之を「義民哀訴篇」に入れ。第二は勇敢なる決死の士の指揮下に大勢の農民が、上邊に對して抗争する謀叛の動きで、之を「勇士義闘篇」とし。第三は藩主に失政ある上に、當時の社會經濟の狀態宜しきを得ず、人民を苦しむるものある爲に、下層者が或る二三者の煽動に依つて社會的騒動を起し、その城下に對しては勿論、更に村々の富裕者に及向つた處の謂ゆる打毀し騒動で、之を「暴民横行篇」

として編み。第四は當時の鄉村に於いて食糧の供給者たる百姓と、之が必要者たる町人との間に、利害を異にする爲め互に相争ふた庶民同士の騒動で、之を「百姓町人争闘篇」に網羅し、以上四篇に於いて謂ゆる百姓一揆の件数は十五件に及んで居る。そして其等は孰れも「或は徳川時代の地方學者の手記に成るもの」や、又は「明治時代の記述」や、乃至は「最近の筆録に成るもの」等から、編者が「學術的精確を第一條件として」嚴選した上で、更に原著者又は遺族の承諾を経たものだである。猶ほ編者は以上の外に参考文献として、徳川時代に於ける「拷問實記」の一篇を加へて居るが、斯くして此書は今や小作争議、労働争議、學生騒動、政黨隱謀、其他の——現代の特に一般化した社會的一揆——の渦中に在る吾々をして、其處に叙述された事柄が決して遠い往時の没交渉事では無いとの感に緊張せしむるものがある。私が今この文中に幾度か同書を引合に出すのも、蓋し又之が爲である。そして今は、後に述べる理由から、先づ問題の「拷問」に就いて語りたい。

私にも曾て譯著としての「拷問と虐殺」の一卷がある。之はクロボトキン原著の翻譯たる露西亞に於ける史實を中心とし、之に他の翻譯および私自身の一叙述たる「血の革命の前提」を加へたものである。私は小野博士がその「百姓一揆叢談」参考文献として「拷問實記」の一篇を添えられた事が、何となく自分と相通するものゝある様に感ずるものである。そこで私はこの感じから直ちに、世變の前兆として

の世相の大きな一つとして、拷問の事を述べんとする。私は前記の譯者の劈頭に書いて言つた――「血の革命には必ず血の革命の前提がある。逆めその前提が無くて、旋て突然その結果のみが發生する謂はれは無い」と。これ血の革命の露西亞帝國には、その前提として豫め拷問と虐殺の血が流されてゐたからである。

處で、今私が、拷問の事などを言はうとするのを以て、それは今でも警察や刑務所で或種の拷問を行ふと云ふが、つまりその弊を擧げて、さながら徳川時代や舊露西亞の滅亡前に髣髴するとも言ふのかと、冷笑を以て聞かれるかも知れないが、私は決して今も猶ほ時に行はれると云ふ拷問を指摘して、之を往時のそれと對照させ、以て其事に於いてそのまゝ幕末の世相が今日のそれに類似して居るとか、古今の世變の前兆が共通であるとかと云ふ事を言はんとするのでは無い。私が過去の拷問を偲びつゝ言はんとする處のものは、今日の人類吾々に取つて、今日の資本主義社會に於ける生存そのものが、一種の拷問に値すると云ふ事である。狹義の、併し深刻な、生活難を含む、廣義の、從つて堪え難い、生存苦！ それは、非常に精神化した今の人類に取つて、往時一部の犯罪者又は被嫌疑者にのみ行はれた拷問の苦痛に應はしきものと云ふのである。

五、我が日本には今や毎日百人以上の自殺者がある

私はまだ最近の全國統計を見て居ないが、曩に愛知縣地方の講演に出掛けた時、名古屋の或る新聞で、愛知縣昨一年間に於ける自殺者の數を讀んだ。それは勿論愛知縣當局の調査發表であつたが、昭和二年度に於ける同縣下の自殺者は、男が四百餘名、女が二百八十餘名で、合計六百八十九名であつた。（そして男女の心中自殺者は、都合十五組あつたと云ふ。）即ち同年愛知縣では、毎日二人に近い自殺者があつた譯である。若し愛知縣が獨り例外では無くて、他の三府四十二縣其他が之と大差なきものであつたとすれば、日本全國で同一年間に凡そ三四萬人の同胞が自殺を遂げて居り、そして今もその率に變りが無いとすれば、我が同胞は毎日約百余人づゝ自殺して居る譯である。

私は今敢て 陛下の赤子が云々には觸れない。建國精神と云ふ事も、國體原理と云ふ事も、光輝ある歴史と云ふ事も、神州日本と云ふ事も、神ながらと云ふ事も、暫し差控えて置く。そして只、これほど教育が普及し、これほど倫理宗教が解釋された社會での、これほど情操化し、これほど精神化した今の人類が云々だけに留めて置く。偕今のこの人類吾々に取つて、この生存苦は、果して往時の拷

問答に相當せぬであらうか？ 毎日二人づつも自殺をすると云ふ事實は、徳川時代に於いて、かの言打、石抱、海老責、釣責の拷問苦を豫想して、舌を嚙んで死んだと云ふ局部的事實より、もつと重大な社會的事實では無からうか？ 單に犯罪嫌疑者に對しての拷問なら、小野博士の謂ゆる徳川時代には既に廢された（實は必らずしも廢されなかつた）水責、火責、水牢、木馬も亦或はよからう。が、今の世に生存苦てふ拷問からの落命者は、皆これ一日も永く生きたい、そして生きて居て欲しい人を持つてゐる、無辜の人々では無いか！ 澤美勝氏（亡）の謂ゆる「算盤取り強盜」に依る「喰はさず捨て御免」の現代では——それが如何に本來は立派な筈の日本であつても——少なくとも其身に「商品」として賣つて生活資料を得る爲の「勞働」しか持ち合はせない平民階級者が、言はゞこの生活拷問の爲に血を流しつゝ、日夜落命するのを餘儀なくされて居るのである。私は茲に「勞働商品説」の眞理を是認して説く必要を感じるが、それを後廻しにして、今少し内外の史實を考へやう。

六、徳川時代の日本と佛蘭西と露西亞の虐政ぶり

私は昨今、少しく吉利支丹の事績を研究して居るが、かの徳川最初期に於ける天草の亂は、決して

單なる邪宗門吉利支丹の惡謀叛では無かつた。當時、天草および島原の農民は、徳川封建の然らしむる領主の虐待に苦しんで、その怨みは絶頂に達して居た。先づ天草では、領主寺澤兵庫頭は、收穫六割の年貢を取立て、居る上に、更に人頭税を課し、且つ二三年の凶作にも拘はらず、年貢を減じて遣るところか、却つて之を厳しく誅求し、滯納者には「過怠の罪科」を申付けて居た。それから島原に至つては、領主松倉勝家が、米や煙草の年貢は八割で、外に棚錢、窓錢、爐錢、蔬菜錢などの領主税を徴收し、猶ほ出産には頭錢、埋葬には穴錢を課し、若し滯納すればその妻を人質に取り、之を慘酷な「箕踊の刑」に處したとある。

領主税のそうした苛斂誅求や、滯納を犯罪扱ひした事などは、程度の差こそあれ、凡そ徳川時代の一般的事實であらう——だから百姓一揆が頻發したのだ——が、天草や島原は特に甚だしい例であつたらしい。そして、今言つた箕踊の刑とは如何なるものかと云ふに、それは謂ゆる罪人を後手に縛つて箕を着せ、之に火を付ける。犠牲者は苦痛の餘り地上を轉げ廻り、或は水田の中に飛び込み、多くは火傷をして死んで了ふ、とても二日目と見られぬ光景であると云ふ。私は端なくも大革命前の封建佛蘭西、及び同じく專制露西亞の虐政を想起する。佛蘭西大革命史はクロボトキン原著を「日本思想」に譯載して來たし、露西亞史實に就いては前記の譯著に明らかだが、今少しくその紹介を試みやう。

先づ佛蘭西は如何。其處では例のヴァスチューが陥落して、新たに國民議會が開設され、大に新制を議し且つ之を布いた筈の後にも、猶ほ依然として暫く保留された封建領主等——之には貴族と僧侶があつて、その農奴等には往々にして二重の負擔が強ひられた——の諸特權があつて、クロボトキン
は之に負ふ農民の多種多様、苛酷極まる義務を次の五種に分けて居る。その一は、人體上の義務。之は凌辱も言ならぬもので、奴隸制度の殘骸に外ならぬ。その二は、所有權からの課税、又は土地の租借と云ふ假定で負はせる金、物、勞働での、有らゆる種類の貢納。これらは永代課税であり、法制勞役であつて、例へば賦役代償金、地代、地稅、それから賣るのと譲るのに課せられる料金などが含まれた。その三は、領主の獨占權から課される各種の負擔、即ち領主が課する一定の關稅、町稅、又は彼等の市場や量器や水車や榨酒器や共同竈や其他のものゝ使用料金。第四は、領主が自己の權限に在る法廷の到る處で課する裁判稅、それから普通の稅金および賃金の類。第五は、最後に領主は、彼の土地および附近の農夫の土地に對する狩獵の絶對權を握つて居り、同時に鳩小舎および養兎場の支持權を有し、其等がその特權に頗る慾張つた榮譽を授けるやうに出來て居た。見よ、前記の我が徳川封建領主稅は、大革命以前の佛蘭西に於けるそれと、大同小異であつた事を！

そして勿論これには、恐るべき拷問または刑罰が付いて居た。即ち第一に擧げた人體上の義務がそ

れであつて、之に就いてはアーサー・ヤングの著述に詳しく擧げてあるそうだが、謂ゆる「ブルターギに於いて農民が次のやうに呼んで居るこれら幾多の拷問苛責は何であるか、我が英吉利では知られざるものであり、従つて英譯し得ざるもの」として彼が書いて居ると言つて、クロボトキンは其處を引照して居るけれども、私がカツセル佛英辭典に依つて辛くも和譯し得たのは、其内の約半分たる次の諸種である。即ち、馬の背乗り、槍まと、飲ませ責め、魚跳び、キス、歌唄ひ、卵運び、上衣の休暇、恵みの勞苦、軟骨責め、堰止め、馬草、マーシヤル獄、刈入禁制、桁構ひ、二十打ち、葡萄收穫禁制、等々。逆も想像もつかないが、併しそれでも、その最も殘酷なものは、我が島原の養踊りの刑に匹敵するものに思はれる。

七、今の生存苦は果して社會的拷問に非ざる乎？

次に露西亞は如何。ツァールの苛斂誅求に就いては省略して、直ちにその拷問や虐殺に示された虐政の一端を紹介するならば、先づ手の指の爪を一枚づつ引ツ刺ぐ事、頭髮を少しづつ抄り取る事、それから帝都第一の監獄に在つてさへ、チプス其他の傳染病に罹つて居る囚人を、決して隔離しないの

で、チアスが蔓延してどしどし囚人が死ぬるのを放棄した事などを挙げれば、餘は押して知るべしであらう。そして、重態な肺病患者も壞血病患者も病監に移されず、足枷を嵌められたまゝ死んで行くなども珍らしくは無かつた。それから、爪を剃ぐ丈では無く、手の指を焼き、足の指を削つた警察もある。それからまだ、囚人の脊中に石油をぶちかけて、之に火を付けた拷問もある。又馬の尻尾の毛を細かに切り刻んで、之を無理矢理に呑み下させるなどもあつた。頭の毛を抄り取られて、氣味の悪い坊主になる被告人は珍らしいものではなく、それよりも齒を引き抜かれ打ち缺かれる未決囚さへあつた。そこで之に反映した他の恐るべき事實として、丁度日露戦争當時の露西亞には、監獄や警察に於ける夥しい囚人の恐るべき自殺と云ふ現象が記録された。

この囚人自殺に就いては、前記の拷問や苛責と共に、固より其筋の秘密になつて居たので、クロボトキンに依つて列擧された件数や事實は、その秘密が洩れて新聞に現はれたものや、其筋が餘儀なく發表した、僅かの公記録に於けるものに過ぎなかつたが、それでも猶ほ一九〇六年の十件、一九〇八年の五十五件が列擧されて居る。そして何よりも此の囚人自殺の戦慄すべき凄惨さは、先づその自殺の方法に就いて一端を聞けば、凡そ想像されるであらう。何うして手に入れるかに就いては書かれて無いが、身體に石油を浴びて自ら焼け死んだのが幾件となく數へられた。中には、獄裡の農具に

石油を注ぎ、それに潜り込んで火を付け、凄惨な死の目的を遂げたものもある。それから今一つ記さなければならぬのは、自殺を遂げべく方法に窮して、煉瓦の壁に我れと我が頭を打ち付け、勇ましくもむごたらしい極みの死を遂げた者もある。硝子の破片で咽喉笛を掻き破つたもの、鐵片を以て自ら頭や其他に致命傷を負はせたもの、すべて語るだに戦慄を禁じ得ぬ。そして斯うした自殺囚人の綜では、拷問の恐ろしさと普通の取扱が残酷極まるのみに堪へられないから自殺を擇んだので、中には「私は全く無罪なのだ、偽證に苦しみ拷問から遁れるのだ」と、書き置きをするものもあつた。

何處の國にもあるであらうやうに、我が徳川時代にも、海老責——細引で身體を海老のやうに前躰みに縛つて置く。縛られた彼は自分の肛門が見える云ふ——や又は釣責——細引で後手に縛つたのを、その繩端で吊し上げ、地面から三寸六分ほど釣り上げる。二三時間も釣つて置くと、足の先から血潮が滴る事があると云ふ——などに行はれても、白状もしなければ絶命もしない者が、稀に在つたと云ふ。今、私や諸君をば、假にこの絶命せず居る側のものと見ての、同胞大衆が受けてゐる現代生存苦の拷問は、統計の示す如く、正に我が此の日本に於いて、一日約二人づゝの自殺者を出して居る。私がこの生存苦を現代の社会的拷問であると言ふのは、果して誇大な過言であらうか。

八、學校はカントの倫理を教へて社會はマルクス

指摘の通り

曾て大正六七年頃、社會主義者が用ひた「労働者は商品なり」と云ふ言葉——マルクスの學説では、「労働は商品なり」と云ふに在るが——に對して、某文學博士は之を「けしからぬ事を云ふ、労働者は人間ぢやないか」と言つた。そして兩者は暫く揉み合つたものだが、結局は當然、博士のマケで終つた。社會主義思想の大衆化した今日では、流石にこんな愚論も聞かれなくなつたが、當時に在つては帝大教授などに於いて、それは決して愚論では無いらしかつた。「労働者」は商品なり、それは理論に於いては徹底を缺くけれども、實際に於いては往々にして否認し得ざる事實である。

先づ、資本制度の下で、労働が商品化して居るのは事實であつて、事實は之を否認し得ない。そこでこの「労働」てふ商品の持主たる「労働者」は何うかと云ふのに、不幸にして商品である労働——即ち物質ならざる商品の労働——を己が身體に具有する——即ち店頭や倉庫に所有するので無く、その身體に付けて之を持つて居る——労働者は、その謂ゆる商品とは全く類を異にする商品である處から、

遂に之が持主たる彼自身また往々にして商品化する——労働者自身がその労働と共に商品になる——と云ふ傾向を免かれない。今私は此處で間接に若干、マルキシズムを宣傳する事にも當るだらうが、之も厭々ながら餘儀ない次第であり、この點にはマルキシズムもそれだけの眞理を持つて居るのである。そこで此處から無思慮な前進の一步を進めると、例の淺薄な社會主義者になつて了ふ。併しそれは別問題として、今少し労働商品の理を説かねばならぬ。

マルクス社會主義者は、現代社會を一種の奴隸制度の社會であると言ふ。即ち労働者は賃銀奴隸であると言ふ。之は嘘では無い。事實に符合して居る。本當の奴隸——と云ふのはおかしいが、つまり昔の奴隸、それは絶対に自由の無い奴隸であつたが、今の賃銀奴隸——労働者には、自由は無い事は無い。そこで、例の博士のやうな人達は、労働者を奴隸と呼ぶ事に反對する。併し、これ又易しく撃退される反對である。何故なら、今の労働者には、その自由があつてこそ、却つて運命の悲惨に泣かねばならぬ條件がある。自由とは名のみ奴隸である。先づその自由なるものを見よ。それは市民又は國民としての個人に對する、法律的名義上の自由に過ぎない。然るに、共產黨宣言が喝破して居るやうに、近代資本主義經濟は、この市民、國民の大衆を驅つて、身に商品としての労働しか持ち合せないプロレタリアたらしめた。そこで彼等労働者は、市民、國民として有する善の自由が事實上自分

に取つて何の甲斐もなく、實際に於いてはその商品(労働)を賣るの自由、賣らない自由を有するに過ぎない運命に陥つて居る。賣る自由、賣らざる自由、それでも自由は自由でないかと言ふ人があるかも知れないが、労働者はこの自由を以て何處で何の御利藥を蒙り得るか？ 賣らうとしても買つて呉れず、賣りたくなくとも賣らねばならぬやうに仕向けるのが、彼等と遇する相手である。そしてその相手が、個人で無くて社會であり、否それよりも國家が支持する生産組織である時に、彼等の有する謂ゆる自由は果して何を意味するか？

カントは「人類は(他の如何なる理性的存在者をも之に引括めて)それ自身が目的として存在するものであつて、決して何等かの意思に依つて勝手に使用されるべき、單なる手段として存在するものではない」と言つて居る(その著、道徳形而上學の根柢)に於いて、今日の立憲政治が支持する資本經濟は、之を輸入した我が神州日本に於いても、陛下の赤子を驅つて貨銀の鐵鎖に縛られる奴隸たらしめて居る。労働者も理性的存在者であり、人類であり、カントに従へば「目的」として存在するもの、決して「手段」としては存在せざる善のものだが、資本主義社會はその大學ではカントのこの道徳哲理を崇高の倫理的規範として教へて居るにも拘はらず、國民大衆をマルクスの指摘通りの奴隸——生ける道具——に陥らせて毫も顧みないのである。故に資本制度の矛盾とは、決してマルクス學徒の言ふや

様な、單なる經濟的矛盾だけでは無くて、それよりも大きな倫理的矛盾が問題なのである。そして我が日本に於いては、それは實に國體との大矛盾である。

九、恐るべき片手落ち！ 今の我が滔々たる外國

化の風潮

されば問題の資本制度——即ち自由經濟主義に基く個人放任の資本主義産業制度は、我が日本に在つて一方に於いては大衆を物質的生活難の拷問にかけ、他方に於いては眞の國體主義者を精神的生存苦の拷問にかけて居るのである。従つてこの物質的拷問と精神的拷問とが相俟つて生み出す現象は、當然複雑な二重性のものであつて、決して外國に於けるその如き單純なものではあり得ない。又従つて今日これから見る世變の前兆が、幕末に於ける世變の前兆よりも、より以上複雑であるのが當然であらう。然るに今や現に専ら現はれて居る徴候は、滔々たる拜外風のそれである。見よ、内在の新たに天の痛戸から、始んど未曾有の表現を與へんとして現はれる錦旗死守生命の動きは、やがて絶大なるものとならなければならないが、未だ至つて微弱であり、而も外來の資本主義に即した外來の社

會主義の動きは、やがて資本主義と共に消滅すべきものであるのだが、今や殆んど我もの顔に動いて居る。茲で再び、過去内外の變動期を回顧する必要がある。

クロボトキンは其著「佛蘭西大革命」の巻頭に言つて居る。——「十八世紀末に於ける佛蘭西大革命には、之を準備して之を達成せしめた處の、二大潮流があつた。その一つは封建諸州の政治的改造を翹望する思想的潮流で、之は中間階級から生まれた。もう一つは町々村々に於ける労働者および農民から起つた行動的潮流で、之は彼等がその經濟條件の改革を、即時に且つ的確に勝ち得んとする要求であつた。この兩者が接觸して、双方がその目的を實行せんとする努力に於いて共通だつた間は互に助け合ふ事となり、遂にあの大革命を生むに至つたのであつた」と。

二十世紀最近の革命露西亞では何うであつたかと云ふに、其處では既に除々たる資本主義化の後だつたので、言はゞ革命を要求するものは被司配階級全體で、之に對立する司配階級が頑張つて居り、従つて革命を要求する二階級の二潮流としての現はれなどは無かつた。そして、過去の佛蘭西で労働者及び農民が彼等の要求として叫んだ處の經濟條件の改革をば、露西亞では資本制度を撤廢する事に依つて、より以上突き進めた謂ゆる經濟的自由と云ふ目標たらしめ、之が社會全員一致の叫びであると云ふ事を原則とする社會を造つた。兩者の違ひは時代の違ひ、及びマルクス思想有無の違ひであつて、

それ以上何等民族的、國性的、本質的の違ひでは無い。而も此の時代やマルクス思想有無の違ひにも拘はらず特に兩者共通の一事は、孰れも王室を葬り去つて民主國となつた點である。そして之をマルクス主義レーニンの言葉を借りて言へば、過去の佛蘭西は、民主主義最初の形相を勝ち得んが爲に戦ひ、最近の露西亞は民主主義最後の形相を勝ち得んが爲に、戦ひつゝあると云ふ迄である。

十、幕末の大義名分！ 日本にのみ有つて外國に

無きもの

翻つて、我が幕末は何うであつたか？ 新人等は口を揃へて、之を過去の大革命に於ける佛蘭西であると言ふ。百姓一揆叢談の編者小野博士の如きも、矢張り多少その傾向を示して居る。勿論、私と雖も、その百姓一揆や一般の民衆的昂奮を以て、幕末世變の前兆であつたとは斷言する。然し乍ら私は、今日の世相から我が日本が露西亞同様の將來を招ぐものとは斷じて考へないが如くに、我が幕末を以て大革命の佛蘭西に擬するの愚は學ばない。百姓一揆は幕末世變の前兆に相違なく、又それは大多數農村平民の深刻な要求表現であつた事に疑念は無いが、彼等がその要求を提げて望む相手は、決して

佛蘭西や露西亞に於ける大衆のそれと同一では無かつた。即ち我が幕末日本では、過去の全歴史に於ける何時とも同様に、呪ひの的は皇室と國民との中間に介在する豪族と其の司配——徳川幕府を中央に置く徳川式封建制度であり、禁裏を無視して居た幕府政治そのものであつた。

尊皇倒幕、皇政復古！それが佛蘭西にも露西亞にも其他外國の何處にも、當然あるべからざる筈なるが故に無く、獨り有るべくして我が日本にだけ有つたのである。

百姓一揆や町人蜂起は我が幕末日本にも外國並にあつた。然し乍ら、巴里の細民がヴェルサイユ宮殿を襲撃した佛蘭西、共産黨が皇帝の一族を他に監禁してクレムリン宮殿を蹂躪した露西亞——斯うした外國は絶対に日本と無縁である。

但し斯かる佛蘭西と雖も、蜂起民衆が最初から判然とした意思を以て、まつしぐらに王宮を狙つた譯では無く、例へば佛蘭西の民衆は初めは専ら封建領主たる貴族や僧侶の莊園を襲撃し、或は打ち毀し焼き拂ひ、たま／＼虐殺に出たのもあつた。然るにやがて國王ルイ十六世及び王后マリー・アントワレーヌが、眞の積極的な改革阻害者であり、意識的な壓制搾取者である事を知つた時、始めて彼等は王宮を狙ひ、遂に王宮を逃走した國王夫婦を革命黨が捕へて、後に之を死刑にしたのである。露西亞でもそうであり、古くはチャールズ一世を死刑にした英吉利でもそうであつた。露西亞では、ストライ

キをやりかけて居た勞働者も、獨逸に向つて宣戦を布告したニコラス皇帝が御成街道を通る時、心からなるツァール萬歳を叫んだものだが、やがてニコラス二世が從來のアレキサンダー、二世やニコラス一世同様、貴族や資本家や軍人と同腹で、寧ろ虐政の張本である事を知るや否や、民衆は擧つて王室を呪ひ出したのであつた。ホワイトホール宮城の前で「暴君」、「公敵」、「虐殺者」、「反逆者」などの呪ひと罵りとを浴せて、例の「悪王」チャールズ一世を死刑にした英國民も、この專制「悪王」が若し改心して善政を布く見込さへ附けば、其處まで行かずに手を引くのであつた。

併し何は兎もあれ、外國は外國、我が日本とは本質的に無縁である。兎も角も其等の國民は、當然な歴代の暴君を戴いて、叛逆を歸結とする個人主義の國民である。たま／＼名君、仁君があつても、その個人主義は民衆に在つては變て叛逆に徹底すべきもの、王者に在つては暴君たるの本質を潜有するものなので、永く無事に治まるべくは無いのである。

十一、忠義の的は天子様の外に何者も無いと云ふ

不動の信念

されば其等と本質を異にする我が日本では、徳川幕府が三百年、その自衛上の必要から、次第々々に體裁よく皇室を國民から遠ざけて、固より臣道として、絶對の尊崇を捧げては居れ、いつしか國民をして皇室を絶對に高く遠い九重の、奥の奥の禁裏様として遙かに仰ぎ思はしめ、その思ふと云ふ事さへ實に我れ乍れ幾重ものペールのかゝつた様な心で、夢の如く之を仰ぎ思ふに至らしめたにも拘はらず、そしてお江戸の公方様はいとも嚴めしく、下に居れ下に居れと虚威を示しつゝその存在を認識せしむる事に是れ勵めて居たにも拘はらず、國民は決して自分達の本當の忠義、最後の忠義、唯一の忠義を盡し奉るべき對象は、公方様では無くて 禁裏様であると云ふ事を忘れはしなかつた。そこで幕末世變の前兆にも、斯かる國民心理はありくゝと現はれ、例へば代官、奉行、領主を相手の一揆暴動にも、民衆は決して外國に於ける其等のやうに、自分達の權利を主張すると云ふ底の氣持では反抗せず、少なくとも御國として有るべからざる其の虐政の不正不義と戦ひ、中間の搾取壟斷者に抵抗するのだと云ふ信念で反逆した事が、殆んど總ての一揆暴動に於いて見出される。

されば明治維新を持ち來した力は、かの三條大橋にひれ伏して泣いた高山彦九郎や、其の前後に於ける幾多の志士の魂に、神ながらに保有されて來た神ながらの國靈、その國靈から迸り出る絶對的な大義名分の叫びであつた。固より一揆暴動に於ける百姓町人の口からは、大義名分の叫びそのまゝが

聞かれはしなかつた。併し今も既に言つたやうに、彼等は公方様と雖も一天萬乘の大君には劣ると云ふ根本の信念から、不正無慈悲な役人や領主に反抗したのである。そして我が日本では、佛蘭西あたりで見られたやうな、一揆暴動が野心家等の階級的劃策に利用されると云ふ如き事が無かつた。地位を換えて言へば、維新の時でも、志士としての諸藩の處士や浪人は、一揆暴動の百姓町人を利用して倒幕を企てなどはしなかつた。彼等は飽迄も大義名分を唱へ、その若し戦はんとするや必ず彼等武家独自の武力を以て戦はんとしたのであり、又眞にそれで戦つたのであつた。生野、筑波の旗擧げ、天誅組の行動、松下村塾の血盟、橋本左内の計劃、其他皆然らざるは無かつた。又少しく赴を異にするけれども、上州の大親分大前田英五郎が、吾々身内何かの御役に立てゝ戴きたいと、身命を賭して北陸の傑物河井繼之助の許へ參じた時、繼之助は折角なれどと言下に之を斷はつて、吾等は錦旗に刃向ふものとされて居る、這は固より眞では無いが、貴公は宜しく官軍方の爲に盡したがよいと言つた。そこで英五郎はそれでは官軍方の御手傳を致しても宜しう御座いますかと駄目を押した上、遂に其所を辭し去つて官軍の營所に至り、彼は多くの子分を指揮して兵糧の運搬其他に働いたそうである。見よ、此處にも武士が素町人の力は借らなかつた生一本さと、そうしたいきさつの間にも尊い日本國民として何よりも重大視した大義名分の事とが窺はれるではないか！

十二、あゝ「陛下の赤子」が「資本の奴隸」とは

何事ぞ！

さて粗雑ながら過去内外に於ける世變とその前兆としての世相とを觀察し、且つ往時の拷問と今日の生活難、生存苦との對照を考察して此處まで来たが、而も猶ほ今日現在の事に就いては、更に大に觀察しなければならぬものがある。私は既に、往時内外に於いて、特に罪囚に對して行はれた拷問は、今日その名稱なく制度なきに拘はらず、而もその姿を換えて寧ろより以上残酷に、即ち資本制度に於ける勞働階級者を遇する生活難、生存苦として、今やそれが罪囚ならざる無辜の大多數國民に對し、日夜に執行されて居るでは無いかと言つた。そして更に私は、それ自身が目的として存在すべき人類を驅つて、單に或る手段として存在せしむる事。人間の勞働が商品化された結果、茲に勞働者それ自身が商品たる運命に縛り付けられて居る事。併し資本制度に依る社會では、現に我が日本——即ち陛下の赤子を何者か(資本)の奴隸にして置くと言ふが如き事の斷じて許さるべからざる筈の我が神州日本——に於いてさへ、此事が未だ殆んど顧みられず、少なくとも「國體との大矛盾」を認識して眞剣に

叫ぶ者の殆んど稀である事。それから最後に、従つて今日これからの世變の前に見らるべき徴候は、當然二重性の複雑なもので無ければならないのに、實はまだ専ら外國化のそれに過ぎない。即ち天の痛戸から新たに曲津の世を照らすべく現はれて、殆んど未曾有の直日の御國たらしめんとする尊皇絶對主義生命の動きは、未だ至つて微弱であつて、外來資本主義の處分に外來社會主義の採用——より以上の没落——への動きが旺盛である事を指摘して置いた。茲に改めて今一度、近く必ず見なければならぬ世變の前に立つ今の我が日本に就いて、深く／＼考へたい。

一方に於いては、普選實施と共にその政黨を以て表面の力を謂ゆる政治運動に集中した不逞主義者等は、勞働爭議、小作爭議、學校騒動の頻發とその悪化、政黨の政治泥棒とその増長、其他一切の社會的、精神的國民一揆が増大悪化しつゝある事實と能動所動の因果關係を爲して、その無產政黨外に在る不良教授、不良記者、不良文士、不良黨人と策應し、あらゆる機會を捉へて、陰險に有功に主義の宣傳を行ひ、その輸入思想に依る社會革命を念じ且つ唱へて居る。

然るに他の一方に於いては、現下極少數者たる尊皇絶對主義者吾々も亦、既記の如く毎日百人以上づゝの自殺者を出して居る這の世相が、必ず近く來るべき世變の前兆で無ければならぬ事を思ひ、そして、若し斯かる社會制度、經濟組織をば根本的に改造して、七千萬國民が速かに生存苦の拷問から

釋放せられ、神州國民をして一日も早く神ながらの舉國一致、爰に昭和維新を以て始めて徹底的に挽回し展開せられた惟神道日本の順路をば、一路その使命たる世界的修理固成に向つて躍進濶歩せしむる事が出来ぬ様では——言ひ換へれば、明治維新に於いて單に形式一片に墮し、遂にその内容を取り損つて來た君民家族國神州日本への遺憾なき復歸の爲に、今にして錦旗革命の御一新が行はれ得ない様では——我が日本は既に本來の日本生命を失つて居るのであると信じ、御一新よ來れ、錦旗革命よ來れ、來らしめざるべからずと祈り且つ叫んで居る。

即ち革命を求め且つ之を叫ぶもの、その互に氷炭相容れざる本質を持ち乍ら、茲に兩立して二者あるを見る。之が今の我が日本の——今日なればこそ始めて見られるに至つた——事實である。但し之は事實ではあるが既に世相に判然と現はれて居る事實では無い。その世相として判然と見得る處のものは、繰事ながら社會主義化に偏したそれである。さればこそ吾等をして所信の半面に危懼の念を抱かざるを得ざらしめ、従つて先づ「改造」そのもの、前に、そのもの、爲にこそ要する緊急事なりとして、先づ日本人の西洋放棄および日本獲得を絶叫せざるを得ざらしむる次第である。

十三、昭和維新そのもの、前に先づ精神的に

「日本人の日本」獲得！

思ふに、若し吾等の聲が天に達して、吾等の立場に依る第一義純正日本主義の社會革命、徹底せる尊皇主義の遺憾なき第二の皇政御一新が實現するに非ざれば、必ずや彼等の立場を容るゝ世相の推移が一段と歩みを早め且つ進めて、彼等の叫びに於ける革命、露西亞さながらの世變が到來するであらう。更に思ふに、若し我が日本が實は本質的に彼等の思想精神と相通するものであり、ラテンやスラヴやアングロサクソン其他の外國生命と抱合し得るものであるのなら、吾等の叫びは無要であり、第一義純正日本主義者の存在は無意義である。然るに現今の世相、風潮は、或は之を無要とし無意義とするが如く思はしめる迄に、吾等よりは彼等を齡ひして、我が日本をばドン底まで外國風に將來づけんとするものゝ如き世相であり、風潮である。

勿論この吾々——絶對少數者にして而も 天皇信仰、皇民意識、改革精神の熾烈に於いて絶對なる吾々——は、内心大安定を有するものである。即ち心ひそかに光輝ある絶對の將來を確信し、新たな意義づけを以て歴史を作る者の必ず一時は絶對少數者たるべき所以に大悟して、今の這の傾向、這の世相は宜しく先づ之を轉用して人心の警告に供し、頓て之を逆轉し壓服し一掃し得べきを信じて毫

も疑はざるものである

見よ、錦旗の旗手たる吾々の、高く天上に達し、深く地核に徹するの叫びは、かの個人的、功利的、物慾的、制約的なる没落性社會思想の持主にして、世紀末必然の多數者たる彼等の、廣く淺く唯だ俗受けのよき叫びをば、近く必ず壓倒して永遠に消滅し去るに至らしめるであらう。

而も又轉じて見よ、勞働爭議、小作爭議、學生反抗、政黨隱謀、其他一般の非皇民的一揆状態に於ける心理傾向は、殆んど全く我が本來の民族的個性を没却し、専ら物質的飽滿に表裏する没落性苦悶をのみ表現し、日本人の日本らしさは無く、精神的向上の創造的苦悶として認め得るものは無い。従つて唯々この傾向に於ける社會變動の來らんとする前兆が見える丈で、其處には殆んど全く眞に本來性「第二維新」と云はるべき前途を豫想せしむるものが無い。絶対に無しとは言はぬが、甚だしく稀薄である。既に述べた如く、決して西洋思想の動き丈では無く、純皇國精神の動きも在るには在るが、それは今の處甚だしく微弱である。即ち純正日本主義者——見事な思想と熾烈な信仰とを兼ね具へて、最も古い日本生命から生み出される最も新らしい尊皇絶對日本主義の志士——は、猶ほ至つて少數であり、その動き又甚だ微弱であるのが事實では無いか!。(昭和三年三月稿)

第一篇 政黨不可存の本義

一、第二維新の根本要諦たる政黨禁止

——國家の大患は現政治組織の「階級搾取的司配」に在り

之が改造の着手は「政黨禁止」のみ——

一

近來、社會問題が單に社會問題としては、殆んど人々の口や筆に取扱はれなくなつたのは、その社會問題が單に社會問題として取扱はれる底の單純では無くなつたと同時に、又それが解決に向つてそれ自身の發揮する促進性を極めて深刻に具體化せしめて來た證左である。言ひ換へれば、謂ゆる二十世紀に入つて、その四半初期を闊した今日の社會問題は、實に此の四半世紀の期間に於いて、それが單に茫漠たる社會問題と言ふが如き言葉を以て表現すべく、餘りに複雑多岐に分化進展したのみならず、その部分々々一つ一つが又餘りに吾々の生存の實際面に具體化して深刻性を示し、到底この世紀の入口に於て見たような生やさしい、口や筆で取扱ひ盡せる底の、觀念や思想の領域に閉ぢ籠めて置けるものでは無くなつた結果である。更に言ひ換へれば、曾て「社會問題」として表現し得たものが、

今や不可能になつたのである。

併し斯く具體化し、深刻化し、その解決に向つて窮極化しつゝある現在の複雑な社會問題も、今や詮じ詰めれば「階級」と「司配」の問題であると言ひ得る。單なる經濟問題でも無く政治問題でも無い。主として經濟學、社會學、歴史哲學の三つそれ々の範疇に涉つて解決を要する、謂ゆる「階級」と「司配」の窮迫せる實際問題である。

五七年前、日本の社會主義者仲間が、頻りに指導問題で喧争した事がある。無政府主義者は、マルキシストは指導意識を有し、司配を是認するからいけないと罵つた。之に對してマルキシストは、それは目的ではないが又止むを得ぬと云ふような、無定見曖昧な言辭を以て辯護した。私は當時これに對して、先づ彼等の指導と司配の混同を嗤ひ、アナーキズムも亦た「指導」は之を當然是認するものであつて、現にアナーキストとしての指導者も存在するでは無いかと云つた。そして私は更に「司配」の議論に入り、謂ゆる「司配否定」の無政府主義的思想をしてその立場を失はしめたのであつた。

二

アナーキスト、ニヒリストは、司配そのものを否定する。然し乍らそれは、實に幼稚にして滑稽な思想たるを免かれない。人間が「絶對」てふ觀念を抱き得るからとて、我れは「絶對者」なりと考へ、或

は現實世界の何事かに對し「絶對」を望む——例へば絶對の自由、絶對の平等を求め——が如きは、一見頗る徹底せるものゝ如くで、其實はインボツシブルを可能視する觀念遊戲に過ぎない。而已ならず、曾て私は幾度も論じたが、司配否定の論者は凡て司配に區別の在る事と、或る司配は人類の意識に根柢を有する、必然にして正善なる司配である事を知らない。之を知り之を感じるの能力を缺く低能兒、變態者——これを稱して徹底せる思想家、偉大なるアナキスト、ニヒリストなりと自ら誇り、卑俗世人また推稱したのである。

然し乍ら今私が茲に取扱はうとするのは、彼等の心智解剖では無い。私は茲に極めて簡單にして概念的「司配の類別」を試み、そして之が結果として得たる「或る司配の是正」を爲し、以て本論を進めようとする。

司配は大別して之を——司配の爲の司配、搾取の爲の司配、指導(又は補導、善導、教導、育成)の爲の司配——この三種に類別し得る。その第一は原始的司配、第二は現代的司配、第三は未來の司配(又は理想的司配——我が日本の國體原理)である。

去る九月の末の關東諸新聞は、次の如き見出しの出來事を報導した。「生理め土工十一名、奇跡的生命拾ひ！」それは會津の長江村に於ける、墜道坑内の崩壊に依る慘事の後聞であつた。日鮮土工十

一名は、遭難以來百八十餘時間生理めになつて居て、八日目に救ひ出され、全部生命が助かつたのである。當時の記事を読んだ人は記憶するであらうが、十一名中の親方株中村平太郎君の談話に依れば曾て私が例證に採つた他の同様出來事の際と同じであつた。

「私達は土砂崩壊で外界との通路が全く斷たれた刹那、非常な恐怖に囚はれて了つたが、次の瞬間、必ず救はれると云ふ確信が起り、片隅にカマスを敷いて一同集合し、動ともすれば滅入らんとする一同の氣力を勵まして救ひを待つた。即ち前に二度生理めになつた經驗者から聞いて居た方法に依り、生命を繋がうと決心し、幸ひ其場にあつたムシロ、ワラジなどを喰べ、岩間を漏る清水に咽喉を濕ほしつゝじつとして居ました。最も苦痛だつたのは恐るべき睡魔が間斷なく襲つて來る。眠るとそのまま死んで了ふのでお互ひに顔を撲ぐり合ひ乍ら眠氣を撃退して居たのです。」

私は此の出來事の其處に「指導の爲の司配」——即ち人類界に於いて永遠に「必然性」と「倫理性」とを持つ「司配」の存在に對する立證を認める。

三

今、そうした出來事の場合、其等の人々の生命を救つたものは、共同のか個人的か、要するに「司配」なるもので、そしてそれは、正しく善く必要な「指導司配」では無いだらうか？ 前記中村君は前

に二度生理めの経験ある者から聞いて居た方法に依つたと云ふが、曾て私が例證に採つた四五年前の何處かの生理め事件では、一人の経験を有する仲間が居つて、それが一同を「司配」したのであつた。そして彼は一同に向つて。次の如くに「嚴命」したのである。

「お前達は経験が無いんだから、絶対に俺の命令を聞かずにやらんぞ。みんな自分のワラジを脱いで、その細い流れで泥を洗ひ落し、それを粉々にして少しづつ喰べるんだ。決して餘計に喰つちやいけない。救ひの来るまで少しづつ喰ひ繋ぐんだ。水も勝手に呑んちやいけないぜ。腹が空つても死ぬるし、一杯にしても眠くなつて死ぬるんだ。それから救ひの手が来て、そとへ出る時、眼を開いちや駄目だよ。開いちやアそのまゝ眼がつぶれるから。さアいゝか、生きたいんなら俺の言ふ事を絶対に守るんだ。俺はお前達をみんな一緒に生かして遣りたいから命令するんだ！」

それは明らかに司配である。第三の正しき倫理性「司配」である。永遠に必要な合理的指導「司配」である。アナーキストには此の司配が考へ得られない。そして現代政治に於いて見る司配は悲しい哉この司配では無いのである。

現代政治に於いて見る司配は、司配の爲の司配ですら無く、實に搾取の爲めの司配である。第一の謂ゆる司配の爲の司配では、指導、補導などの善意、理想などもない代り、搾取と云ふが如き意識計畫も無く、たゞ／＼司配そのものが目的の司配である。然るに資本主義經濟を基礎とし、之が上部構造たる本質を具備して遺憾なきに至つた今日の議院政治なるものが、その本質に於いて第一の司配に非ず、第三の司配に非ずして、實に明らかに第二の司配——搾取司配——である事は、最早それ自體が積極的に示威しつゝある處の生ける事實である。爰に近時著るしく問題にされ出した議院政治の行詰まり、その改造主張の權威が存すると同時に、又爰に私が今日の社會問題は之を詮じ詰めれば、「階級」と「司配」の問題であると云ふ所以の裏付が嚴として存在する事を認め得るのである。そしてアナーキストは此の現代の司配の如何にも組織的で世界的なるに眩惑され、又他を見る能はずして「一切の司配は搾取の爲、掠奪の爲の司配なり」と叫び、之に對してブルヂオア司配者側は一言の抗辯も無く、唯だサーベルをがちや付かせて、新取締法案の編制に没頭するのである。

四

曾て封建制度の行詰りは同時に王候政治の行詰まりであつた如くに、今や資本制度の行詰りは同時に議院政治の行詰まりを告げて居る。そして此の經濟制度及び政治組織兩様一體の行詰まりは、要するに搾取司配の行詰まりであるが、而もこの行詰まれる搾取司配は更に複雑にも「階級搾取司配」なる事實に於いて、その行詰まりが實に現代の國家的大患を爲して居るのである。それと同時に、その資

本主義を下部構造とする議院政治なるものが、殆んど世界列國を通じて行はれつゝある、普遍的現實なる點に於いて、この國家的大患は又實に現代の世界的大患を爲して居るのである。

即ち、ソヴェエト政治の出現と、ファッシスト政治の發生とは、その互ひに相容れざる如き形相を示し乍ら、共に歐洲大戰の副産物として前後して發生し、その双つながら獨裁的本質の共通なる點に於いて、問題の資本主義を基礎とする議院政治の國家的大患が、爰に世界的に表現された本來の現象なのである。然し乍ら這の兩者が、共に餘儀なき退却や殊更の攻勢を以てして、瀾縫的な動きを執らなければならぬのは、その發生が即ち問題の惱みの表現であると同時に、その表現が未だ決して惱み解脱の表現たらず、表現そのものが猶ほ惱みつゝある事を物語つて居るのである。

爰に於いてか特に吾々の腦裡に印象され來つたのは、階級的搾取司配の行詰まり、資本主義に即する議院政治の行詰まりは、世界的(普遍的)及び國家的(特殊的)兩面の全き解決案を要するに抱はらず未だそれが見出されて居ないと云ふ事である。ソヴェエト露西亞は前後二度の大退却を行つて當初の面目を失ひ、ファッショ伊太利は緊張し切つた鐵血政策に依つて漸く表面の安定しか得て居ない。之が吾々の視野に映じて居る、兩國に於ける「猶ほ惱み」の事實である。

五

翻つて、階級的搾取司配——資本主義經濟に即する今日の議院政治——には、果して改造の可能性は無いであらうか？ 資本主義制度そのもの、根底には觸れずして、議院政治それ自體を改造し得るの方法は無いであらうか？

吾々はその可能性があり、その方法があると信ずる。殊に日本人吾々の日本國家に於いて、その改造は易々たるものである。然らばその改造方法は？ 即ち政黨の禁止！ そして此の改造は、世界が眞に日本の先驅に俟つべきものである。

その民族的個性に於いて個人主義的功利主義に立脚し、従つて唯物主義的鬭争主義の傳統を有する、白人の歐米列國に在つては、彼等が自ら此の資本主義經濟と之に即する議院政治を以て、階級的搾取を本領とする、階級的鬭争國家の創造的當事者である事實から言つても、此の仕事に於いて彼等は當然その資格を缺くものである。即ち問題の「行詰まり」は白人文明の行詰まりであつて、謂ゆる大患は「西洋の没落」を物語るに外ならぬからである。

之に反して獨り我が日本は、等しくその世界大なる國際的疾患を有する患者たる點に於いては、國際的普遍性を受け、従つて其處に共通の關門を有するに拘はらず、この普遍性國家の根底には固有獨特の歴史的個性を具へ、その超越的特殊國家は本來個人主義的功利主義と相容れず、唯物主義的階級

搾取主義と融合せざるものなるを以て、この日本こそ解決者たる資格を具備するものである。これは嘗に前述の、必要な國際的及び國家的兩面の意義を包含する解決案を編成し得べき資格たるのみならず、又實に之を以て先づ自國日本の序幕的社會改造を實行し、更に歐米列國をして始めて此の實行を師表として喜んで之を採用せしめ、以て没落の西洋を救ひ、且つ東洋の日本文明を世界に發揮普及し得るの資格である。(私が曩に「日本思想」誌上に補訂前の本稿を掲載し、題して「政黨禁止を以ての世界的昭和維新」と爲せる所以は、略ぼ窺ひ知られたであらう。)

爰に於いてか問題は、言ふ處の「政黨禁止」は即ち所期の解決案であるが、さてこの解決案は如何にして實施し得られようかである。愈々その方法の方法、手段の手段を明確にせねばならぬが、之に就いては稿を改めて詳述する。

唯だ茲に豫め言つて置きたいのは、次の事柄である。政黨が決して議院政治に取つて不離不可缺のもの、無い所以を悟らず、即ち政黨こそ實に建國日本の大綱に反いて議院政治の階級的搾取司配を助長する元兇であり、遂に國家即搾取機關、國體論即搾取詭辯てふ觀を呈するに至らしめた動的禍根である事を考へ得ない人々には、この國難を憂ひて心血を注ぐ私の「政黨禁止論」も、只々一片の突飛な空論に聞えるであらう。然し乍ら思へ、「天の窟戸會議」として古典に傳へられる我が本來性古代議會

には、政黨なるものゝ無かつた事を！更に思へ、謂ゆる既成政黨の墮落は又等しく未成政黨一切の墮落の前提で無ければならぬ事を！(昭和二年一月稿)

二、階級搾取的政治と政黨主義の議會

——政黨主義の議院制度なる限りアナキストの言へる如く「代議」は即ち「詐偽」なり

一

或る論者は言ふ、政黨の腐敗は蔽ふべからざる事實である。併し之は改造すればよい、禁止するに及ばぬと。又他の論者は云ふ、政黨の改造を要するは勿論であるけれども、日本は今や議院制度そのものを改造せねばならぬ時期である。議院そのものゝ改造は、政黨の改造よりも先決問題で、先づ議院制度を改造すれば、政黨の改造は之に伴つて行はれる。兎も角も、議院制度そのものゝ改造が、根本的刻下の急務である、と。

果して然らば、その政黨、その議院は如何なる方法に依り、如何なる状態に改造し得べきか、又之を改造するの可能性があるかと云ふに、不幸にして私は、未だ何人からも、之に對する何等の價値あ

る議論も拜聴するを得ない。

たゞ是等の人々は頻りに取り留めの無い事を喋々する。そしてその喋々の内容を靜かに吟味して見るのに、それには凡そ三つのものが含まれて居る事だけは把持し得る。その一つは、來るべき普通選舉と無産政黨に對する、その及ぼす影響の上での期待である。もう一つは、日本は未だ議院政治らしい議院政治の國でないから、宜しく之を徹底させて議院政治の國らしくせよとの要望である。それから最後の一つは、何となく政黨主義の議院政治に執着を抱き乍ら、その半面に於いては又何となく是等に對し根本的不信任を抱く如き気分である。そしてその第一には抜くべからざる政黨信仰が潜み、その第二には世界で最も議院政治に於いて進歩せりと云はれる英國に對する羨望が潜み、その第三には近來散見される新らしい獨裁政治の動きから受ける無自覺な魅惑が潜んで居る。それから、この三者に於いて共通に認められる處の、一つの事情がある。それは、自稱社會主義者をも引括めての、今日の大多數日本人の御多聞に洩れず、先づマルキシズムに對する正解を持たず、次に日本人であり乍ら日本人としての國民的個性を稀薄ならしめ、結局、時世を憂ひて之に處するの道を知らず、従つてその志士的な力を持合せず、而もその胸底には莫として「變」を思ふ想ひが動くと云ふ事である。

二

普通選舉と無産政黨から將來すべく期待せらるゝ處のもの、それは殆んど改革上の價值として見るべき何の結果でもあり得ぬであらう。普通選舉の實施そのものは謂ゆる憲政上の進歩であり、之に伴ふ無産政黨の出現そのものも亦等しく進歩であると云ふ。然し乍ら是等の實現に依つて將來すべく豫想せらるゝものは、唯だ無産政黨立候補の代議士、若しくは無産階級出の代議士が、ポツポツ其數を増しつゝ、上層及び中流階級代表の議員に取つて更るであらう事に過ぎない。

私は今「ポツ／＼」と云つた。然りそれは眞に「ポツ／＼」である。先づ近く第一回の普選で出頭するであらう顔觸は、無産政黨の幹部たる智識階級者と、労働組合の幹部たる職業的労働運動者（又は社會運動者）の少數（全國を通じて恐らく十二三名位か）に過ぎまい。之は目下各無産政黨の立候補豫定や其他の點から推測し得るのである。然らばその第二回以後の成果は何うであらうかと云ふのに、之は今から之を推測するのは聊か無謀の嫌ひはあるが、併し又之を凡そ次の如くに推測して見る時、強がち無謀にして無益と云ふ誹りは免かれるであらう。

第一、無産政黨または無産階級と對峙する側の動きは何うあらうか？ 私は曾て幾度も、無産者政治運動の運命は何よりも金に支配されべき事を言つたが、今日に在つても依然この見解は變らない。即ちこの對峙者側、謂ゆるブルジョアヂーと其の代表政黨者は、新選舉法の網の目を潜つて巧みに金

を撒くであらう。金そのものを撒かずとも、巧みに金の偉大な利き目を極力利用するに違ひない。謂ゆる資本制社會の根底にして依然たる限り、之は見易い事情である。斯くして無産政黨の猛者連中も従来の老若政治家に於いて目戟されたと同じように、ポツ／＼墮落して行くであらう。又假に斯の墮落は他の新進氣鋭に依つて充分補充され得べしと云ふ理論は成立つても、矢張り例の金が仇敵であると云ふ事情から、問題の新進氣鋭の出馬も實際に於いては甚だ覺束なく、要するに幾年たつても「立派な無産代表議員」は出現せぬと云ふ状態であらねばならぬ！

第二、假に無産政黨側から意外にも立派な義人が續々出現すべしとしても、それが現在の政黨主義の議院政治に於いて、政權を握り得る程の多數を占めるのは、果して何時の事であらうか。若しそれが甚だ覺束なく、頼りなきものであると斷定し得らるれば——政黨主義の不都合は此處でも知られる譯で——普選に對する無産政黨への期待は遂に裏切られる！

第三、更に若し無産政黨が内閣組織を可能とする程に多數を制したとすれば、其處には腐敗墮落せる既成政黨の今日よりも恐るべき狀況の發生が見出される。之を手ツ取り早く常識的に説明すれば、先づ今日の既成政黨は腐敗して居るとは云へ、そして彼等は謂ゆる危険思想を挑發する危険事實の母體を構成しつゝある有力な要素であるとは云へ、而もまだ彼等には民族意識があり、國體觀念も消滅

させずに居る。然るに無産政黨の組成分子に至つては、單なる國家主義にさへ反逆する思想精神を有する連中で、程度の差はあれ悉く朴烈、難波大助の徒ならざるは無い。斯かる國賊團をして我が政治を司らしめる事が、何うして改革上期待して然るべき事であり、大憂すべき大事で無いと言ひ得るか？ 爰に於いてか今日の政黨主義は、その有害性の最高級を曝露するものであつて、政黨禁止論の權威、赫灼として仰ぎ見られるでは無いか！

三

次に、英國はなるほど最も徹底した議院政治の國で、之に比すれば我が日本の如き、まだ議院政治の國とは言へない位である。従つて若し日本の議院制度を改革して、英國、もしくは英國以上のものにすればいゝと云ふ主張は、主張として確かに着實である。第一、英國では會期が著しく長く、日本の三ヶ月に比すれば三倍、即ち一年を通じて九ヶ月は議會が開かれて居る。次に、その制度の種々なる方面に優れた點が多く、例へば議長は其人自身に辭意の無い限り、反對黨の所屬であつても何でも開會第一日に満場一致で前議長が推擧される事や、又この議長に非常に權威があつて、日本のように謂ゆる「質問」が八九分まで「意見の開陳」であつて、之が爲め左なきだに期間の短い議會の貴重なる時間を浪費する等の事が無い點や、それから日本で見られる如き「討論終結」の悪用が決して無い事など

——舉げ來ればまだ、澤山ある。何よりも議會期間の長い事、及び議長が恰も聖別された地位特權を持つ事は、英國議院の際立つた長所である。日本が議院政治の幾多の弊害に惱み、今や政黨云々を中心として其の堪へ難き状態にまで行詰つて來て居るのは、畢竟するに議院制度そのものが、英國のそれの如くに徹底して居るとは反對に、甚だ不徹底幼稚なるが爲であるとも言ひ得る。

然し乍ら翻つて惟ふに、英國の議院政治は既に六百四十餘年の歴史を有するもので、日本に於ける僅々四十年弱の歴史とは比すべくも無い。そして斯の英國議院と雖も、過去約五百年間は一向だらしのないものであつた。それが稍や近代式に整ひ出したのは、一八三二年の第一回選舉法改正からである。手本を見て之に倣ふのだから譯は無いらうとも言へぬでは無いが、彼等が六百四十年も費やして築き上げたものを、僅か四十年で一躍これに追付かうとは、たとひ社會進化の原則は自然進化の理法そのまゝで無いとは云へ、遂にその餘りに必要時間を無視した結果の新弊害を免かれまい。

飛躍の一大改革を以て、六百五十年の歴史を五十年にして追ひ付き又は追ひ越す事は、之をその進歩の精神的實質でふ見地から云へば、必ずしも不可能な事では無い。が、飛躍的改革には飛躍的改革だけの代價——犠牲を拂はねばならぬ。問題は斯の犠牲の聰明にして的確なる目安の如何である。今、單にその形式を追ひ、且つ模倣的に、期間の延長とか、議長の資格推上とか、乃至は政治の一人一黨

主義の嚴守とか云ふ事(それも確かに改革的飛躍であるが、また當然の犠牲を要する!)を行つて見た處で、決して英國同様の議院政治に到達し得るものではない。況んや「英國以上」に到達する事をやである。即ち既に飛躍的の犠牲がある上に、その拂つた犠牲の結果が甚だ覺えないのである。

若し日本が兎も角も何等か飛躍的改革を要する、従つて或る犠牲を要するとすれば、その犠牲の目安を斯うした形式的模倣的の卑近貧弱な處に置かずして、もつと實質的獨創的の遠大優秀な處に求めなければならぬ。換言すれば、單に議院の改革と云ふが如き處に目安を置かず、根本的社會改革の世界的師表を示さんとする國家大の飛躍的改革と云ふ處に置かねばならぬ。さもなくては、議院政治行詰りの聲を聞く今日、日本は到底「追ひ付く」事すら不可能たるを免かれぬ。

四

猶ほ今一つ、謂ゆる獨裁政治に魅惑を感じる人々の、議院政治に對する無自覺な根本的否定も、又遂に甚だ無價値な思想傾向と言はねばならぬ。斯種の人々は、英國や其他の議院が如何に進んで居ても、その根本的否定の氣分から、之をさへ深く振向いて見ようとしめない。彼等に取つては謂ゆる議院政治の「行詰り」が眞に「絶對的」の行詰りであつて、今後の意義ある新らしい政治は何等かの「獨裁政治」でなければならぬ事となる。従つて理論上彼等には、その羨望的として伊太利及び勞農露西

亞がある。實際上その左傾分子は勞農露西亞に憧憬し、その右傾分子は伊太利に垂涎しつゝある。なるほど議院政治の行詰りは、決して絶對的では無いが、世界的に叫ばれる事實である。現に比較的最も理想に近い進歩を遂げて居る英國の議會に對しても、英國人自身すら、猶その缺陷を見出す處となり、既に今日まで國內種々の人々から、幾多の改革意見が發表されて居る。そして數年前に發表された勞働黨の議會改革意見の如きは、その最も傾聴に値するものと稱せられる。が、つまり此の事實は、單に現在の議會制度が未だ理想的で無いから、大ひに改革を要すると云ふ證左である丈では無しに、又實に人々が議院政治を倦いたといふ事を物語るものである。

然り、現代人は議院政治を倦いた。然し乍ら、それは議院政治がその能力を發揮し盡した結果では無くて、言はゞ中途で餘りに脱線したり停頓したりして、その持てる能力を充分發揮せず居るからである。故に謂ふ處の「行詰り」は之を相對的命題として取れば當つて居るが、絶對的命題としては取るに足らない迷妄である。従つて一方の「獨裁政治」可否の論は別問題として、この議院政治は「行詰り」との前提から「獨裁政治を採るべし」との推論に進める事は、事實上許されないのである。要するに、議院政治の行詰りは相對的である。問題は只之が改造如何に在る。

五

近代政論家に於ける格言とも云ふべき一つの言葉に、「議會政治の生命は、選舉に依つて人才を發見する處に在る！」と云ふのがある。曾て伊藤龜雄氏は新聞連載の「日英議會の比較」の結論で、この言葉を前提に次の如く言はれた。

「然るに日本の議會政治は、選舉に依つて却つて人才を排斥しつゝある。之が日本の議會政治に於ける、實に最大の禍である。然も政黨の首領及び首領を取巻く大小の幹部は、人才を取らずして財囊を取り、頭數の多きを競ふて質の善惡を問はない。日本の議會政治が今日の如く凡人政治に墮したのには、爰にその最大原因がある。換言すれば、日本の政黨は議會政治の反逆者である。」——（讀者は同氏の此の言葉を豫め充分に讀んで、よくその意味を記憶されたい。）——

この論者が暗に自ら英國崇拜者である事を示して居ると云ふ事を、私は取立てて説明はしないが、それは前掲の論斷に依つても解される。氏はこの僅々數行中に、日本の議會、日本の政黨と云つて、日本なる文字を四度使用して居る。それは、無意味な使用ではなくて、論者の重要な使用である。論者の考へでは、議會政治の生命たる「選舉に依る人才發見」を無視し蹂躪するのは、日本の議會政治であり、日本の政黨主義である。なるほど英國あたりでは、單に議院の制度が進歩して居る丈ではなくて、又實に議員の人物も向上して居る。議院制度が進歩したのも、進歩したその制度を運用して居る

のも、確かに議員の質が善良であり、延びては國民の人格的價値が頗る高い結果であるとも言へるであらう。之に反して我が日本の如き、議會政治が斯くも幼稚な現狀に在るのは、政黨が議會政治に逆して居るからであり、又その政黨がそうした有様であるのは、政黨の組織單位である處の議員の人格的價値が甚だ低いからであらう。

六

然し乍ら此の議論には、隠れたる大きな誤謬がある。英國の議會政治には既に六百四十年の古い歴史がある事は前に言つた通りで、之を我が僅々四十年史のそれと比較するのが、根本の誤りではあるけれども、其點に就いては既に述べたから爰には繰返さない。それとは別に、猶ほ二つの重要な誤謬は、第一は、例の一種の格言を前提として、暗に議會政治は非凡人政治であるとの結論を示した事であり、第二は、議會政治を論ずるに當つて、深く政黨を考へない事である。

第一、議會政治の生命が、選舉に依る人才の發見であり得るには、そして之を原則として眞に非凡人政治ならしむるには、宜しく政黨を廢止しなければならぬ。私は英國の現行議院法を知らないが、若し日本に於ける如く政黨を默許し、乃至は政黨の存在を當然として暗示するが如きものであるならば、政黨が少なくとも「頭数の多きを競ふ」は當然であり、従つて議會政治は原則として凡人政治たら

ざるを得ぬのである。曾て或るアナキストは「代議は詐偽なり」と言つたが、私をして言はしむれば代議そのものは詐偽に非ず、政黨の存在を許す其事が詐偽を意味して來るのである。「選舉に依つて」と言ふけれども、頭数の多きを要する政黨の存立する限り、その選舉は詐偽の種として作用せざるを得ない。そしてその詐偽の本領は、國民の多數決を看板にして、政黨の多數決を賣る處に在る。政黨の多數黨と、國民の多數との瞞着である。論者は得意になつて、又としても「英國を見よ」と言ふかも知れない。よし、英國の議會を見よう！ 議員總數六百十五名中、保守黨四百十九名の絶對多數は即ち絶對多數であるが、他に百九十六名の「反對黨が在る」と云ふ其事は假に控除しても、反對側の百五十一名を擁する労働黨は、政黨に據る多數決は民衆の多數決では無いと當然な悲鳴を擧げて、暗に政黨の無用を政黨自身が示して居るでは無いか！ 労働黨の議會改革案なるものも、徹底すれば無政黨議院政治案である。

第二、既に告白した如く、私は英國の現行議院法をよく知らない。處が實はそれどころか、日本の議院法も碌々その條文を讀んで居ない。併し茲に明言し得るのは、日本では憲法上、政黨は元老と同じく、その存在を肯定も否定もされて居ないと云ふ事である。此の一事から私の主張を進めても、論者が日本の議會政治を論ずるに當つて、根本的に政黨なるものを考察する事をしないのは、明らかに

その推論を誤謬に導く前提的失態で無ければならぬ。(昭和二年二月稿)

三、國民の多數決と政黨の多數派決

——陛下の「有司」を構成する政黨の本部表支關に「公認詐僞隱謀黨」の樂書——

一

私は今この續稿に筆を執らうとする直前、夕餉の席で、如何にも今風の面白い新聞記事を読んだ。その記事は、幾つもの夕刊に載つたようだが、東京朝日新聞の寫眞つき記事に依ると、二月十日の早曉二時頃、東京に於ける各政黨本部を廻り歩いて、その大看板を黒のエナメルで塗り潰し、その上へ奇怪な樂書をした者がある。政友會本部へは「多情荒淫集合黨」とやり、憲政會本部へは「公認詐僞師隱謀團本部」とやり、政友本黨本部では大看板が引込めてあつたので、其の大扉へ「バカセイジ」とやつた。之を報知新聞の記事で見ると、その文句にも多少の違ひはあるが、大體に於いて前者とは政友會と政友本黨があべこべになつて居る。そして政友會本部が與へられた名譽の稱號は「鼻毛を讀まれた大馬鹿者集團馬所」だそうなの。どの新聞が眞實を傳へて居るかは分らぬが、ただ憲政會に對するも

のは兩紙共通ゆゑ、これ丈は明らかに眞實なのか。それから、その實質から見て、政友會と政友本黨となら、取り違えられても大して誤まりは無からうと思ふ。

憲政會本部を訪問した朝日記者は、その支關子が「馬鹿な事をしやがる」と「政治家らしく大笑」した云々と書いた。吾々には政治家らしく大笑するなどの技倆も無く、之を讀んで謂ゆる微苦笑を禁じ得ざらしめられたに留まるが、併し之は必ずしも笑ひ事ではあるまい。この樂書をした當事者の各政黨觀、及びその樂書意志の如何は知る由も無く、之を書かれた各政黨の諸君の之に依つて抱かせられた氣持も亦同じく知る由も無いが、第三者たる大衆の中の吾々には全く笑ひ事ぢやア無い。

二

私は之に對して一應、滑稽とも言ひ、痛快とさへ叫び、そして今この文の書き出しに之を面白い夕刊記事と呼ぶ事まで敢てしたけれども、それは私の兎角周囲の表面的空氣に影響されて陥り勝ちな、突嗟の間の僞惡である。餘りに世相を悲觀する悲觀者だと云ふ風に扱はれるのが厭やさに、つい無意識にバツを合せて——内心を僞つて——洩れ出る破顔一笑である。

公認詐僞師陰謀團、多情荒淫集合黨、馬鹿政治團！それが今の三大政黨の眞相を穿つて居るか居ないか、そしてその犯人が何處のどんな廻し者であるか否か——憲政會が特にひどく黒塗りにされ、

又その稱號も際立つて手酷い處などから考へると、こいつ又例の無いかと怪しまれもするが——それは暫く別問題として、先づ私は兎も角もこの三大政黨が斯うした稱號の斯うした樂書をされた其事を深く考へる。其處には明治日本國家の大勳功者であつたとかはれてツイ先頃物故した山縣公の後繼代表者たる、陸軍大將勳一等男爵の田中義一氏が在る。更に其處には本當に一種の偉人であり明治日本に偉蹟のあつた西郷南洲翁の同郷人にして大崇拜者たる、無爵者なれ正何位勳何等功何級の床次竹二郎氏がある。最後に其處には、一切の暴力團と政治ゴロ陰謀團とを敵黨の配下に廻して、大手搦手の攻撃を舌一枚で——仙石翁は之を二枚と云ふが——あしらひ來り、七千萬を代表して畏くも至尊に咫尺し得べき、大正以來の第二の平民宰相たる若槻禮次郎氏が在る。

三

何よりも先づ、是等の人々を總裁に仰ぐ各政黨が殘らず、公然その門扉に大書して或は荒淫團と嘲られ、或は詐偽黨と罵られ、或は馬鹿政治組と卑しめられた事は、その事自らが直ちに、眞面目なる國民個々の胸を突く悲痛事で無ければならぬ。畏れ多くも 天皇陛下から「朕が意を體して」と御呼びかけを蒙る「有司」の關係は、この樂書の罵倒に洩れなかつたのである。そしてその「有司」とは、必ずしも内閣政府に限るものでは無い。樞密院は勿論、貴族院と共に我が議政府を組織する衆議院の各員

も亦この「有司」である。従つて件の誹謗、罵言、侮蔑は、等しく有司たる其の衆議院議員をも包括するのである。

次に、この樂書は決して單なる樂書そのものに盡きるものでは無くて、この樂書の一小事件には絶大なる背景の事實が存在するのである。言ひ換へれば、之を樂書にして表現したのは一人か數名の個人であるけれども、その表現された内容は實は今や國民全體が抱懐する内容である。之はもう公園のベンチ、電車の中、風呂屋、床場、井戸端に於けると云つたような處から例證を擧げる迄もなく、裏長屋のおかみさんから酒屋の小僧君までが呆れ返つて物が言へないと云ふ程、それほど呆れ果てられて、唯だ餘儀なき默殺の對象となつて居る事實である。泣く子と地頭には勝たれぬ！ 力と組織を以て勝手放題な事をする風上の偉い人達の爲すが儘に、もう溜息さへ出ない慢性的な情氣方で沈黙するけれども、それだけに平民どもには、是等の政黨者に對する敬意みtainものは、今分、遺憾ながら憚り乍ら、藥にする程も持合せぬと云ふ次第である。

四

現代政治家は墮落して居る。従つて政界が腐敗した。そこで或る喰はせ者、與太、それから時には石地藏に甲冑を着せたような人士までが、この政治家改革、政界廓清の爲にとて、政黨の改造を云々

する。政黨に觸れざる議院政治改革論と、よし政黨に觸れても其の盲目的肯定に立脚する「改造」範圍の觸れ方に留まる議會改造論と、その孰れにも未だ聞くに足るものが皆無であると云ふ事は、前回に於いても一言したが、最早そうした改造、改革の眞に不可能である事は、その價值ある議論の聞かれぬ一事を以ても推測し得る事で、大底、識者には感付かれても然るべき時期であらうと思ふ。

何故に現代政治家は斯くも墮落し、何故に今日の政界は斯くも腐敗したか？ それが墮落し腐敗せずとも——例へば比較して之に優る實業家の實業界、教育家の教育界の如く（私は比較して優ると認める）——而も猶ほ今日の非國體原理的社會制度、非建國精神的經濟組織に在つては、日本が今見るこの國難は免かれず、従つて斯の鬭争的階級社會、此の階級的搾取經濟を支持する政黨主義の議會政治は、畏れ多くも「軫念最も切なる處」との 聖旨の奉體に忠實なる志士の騷起が無い限り、それは大衆の社會主義化を促進して將に國家の大禍根を成す「しるもの」に外ならない。況んやこの腐敗墮落では、國難の累大増加も當然であらう。そして問題の腐敗墮落は、何に因るか云ふのに、それは當面の鬭争的階級社會と階級的搾取經濟とを支持する現政治組織——階級搾取支配——政黨主義の議院制度に因る。即ち原因は結果を生み、結果は更に原因を生むのである。

逆轉して、然らば——政黨に觸れざる、或は觸れてもその根本的否定ならざる議院制度改革論は、

何故に不可能か？ 一言にして盡せば、その改革を要する處の（議會政治の）真相、内實、根本——謂ゆる議院政治の行詰まり——が、實は「政黨の存在」そのものに胚胎するに外ならぬからである。政黨の存存そのものが政治家の墮落、政界の腐敗の累進的根原因となり、その腐敗墮落が鬭争性階級の社會を支持し、その政治組織に依る階級搾取の支持を露骨ならしめ、階級鬭争の動機をして激成せしめ、爰に國難の招致となり、現在の議會政治が問題になつて來たのである。謂ゆる資本主義が健全なる限り、國難の一番は出來ないと云ふ事を根底として！

然り、資本主義が個人的な此儘で壽命を重ね、肥え太り行く限り、國難の「一番」は望み無しである。併し、政黨なるものが存在せぬ事にさへなれば、第一、政黨の多數決と云ふ事實が無くなつて、今日政黨が無意識的詐偽の看板にして居る處の——そして卑俗世人も「本物」だと思つて居る處の——國民の多數決の「本物」が始めて實現する。十人十色などと云ふけれども、そしてそれは本當の事であるけれども、政黨などと云ふものを無くして見ると、そんなものゝ無かつた昔の天の窟戸や、今日の農民組合、労働組合、水平社などのように、謂ゆる議論百出でも、披げた扇がカナメを中心に搾まれる様に、手安しく「決」に纏まつて了ふ。十人十色と云ふけれども、それが何か絶対的の性質を持つものとするれば、合意に成る調和の社會などが出來て居べき筈は無い。議論百出なるものも、要するに土鼠

一匹に依る大山鳴動に過ぎない。そんなら政黨が在つてもよいでは無いかと云ふかも知れぬが、それは愚にもつかない引かれ者の小唄で、他に幾多の餘罪が發覺しての今日では通らない。

國民の多數決に非ずして、之を看板にする政黨の多數派決では、實はこの十人十色の尤もな方面さへ無視される。そして若し其處に百出の議論が行はれても、それは十人の十色では無くて、一憲政會に對する一政友會の吉原雀である。國民大多數の要望がAであつて、政黨三派の主張がA、B、Cである場合に、若し三百名の代議士中にBとCとを主張する政派が百五十一名纏まれば、Aを主張する百四十九名は敗を取り、國民大多數の要望(A)は蹂躪される。否、政黨議會では、國民大多數の要望など、實は全く始めから問題にもされない。何故なれば、國民の生活よりは、存在を保つ政黨それ自身の世界の方が大事だから。(昭和二年三月稿)

四、政黨に對する或る國體論者の迷妄

——政黨の存在は神ながら日本に恃るのみならず階級搾取の政治的淵源である——

會て「平易なる皇室論」を公刊された永田秀次郎氏は、最近「神道の友」と云ふ月刊雜誌で、惟神の統治、皇室と議會、國民と議會、其他の題目に依り、大體に於いて洵に結構な、近頃の世間で云ふ日本主義的な意見を述べて居られる。唯だ其等の叙述の中に離れ々の形で、何となく人を迷はせそうな不徹底や矛盾と見るべき叙述が一二散見される。私は今先づ、かねて繼續して來た「政黨禁止論」の本稿に於いて、茲にその批評めく書き出しから着手する必要がある。

その「皇室と議會」に於いて、永田氏は「神ながら日本は、縦にも横にも、あらゆる場合に、その中心を爲すものは、絶對的に皇室で無ければなりませぬ」と書き出された。吾々はその通りであると信するが故に、先づ尊敬の拍手を送る。然るに永田氏は更に「日本の今後の政治の中心は議會政治中心では無くて、何處までも皇室中心政治で無ければなりませぬ」と言ひ進まれた。其處に溝が出来て居る。神ながらの日本は、一切の中心が絶對的に皇室で無ければならぬのに、何故「議會中心」を問題にされるのか？ それは言はずもの事である。若しそれを言ふのなら、其處に「併し近頃は必ずしも皇室が中心で無く、或る事情から議會が中心となりかけて居る」意味の説明(現實の指摘)を以て、溝埋めがされて居なければならぬ筈である。

別に永田氏は「惟神の統治」に於いては、國家の最大要件たる「統治權」が、外國では段々に人民が取

つて終つた——昔は英吉利などでも皇帝に在つた事を、氏は他の「國民と議會」に於いて述べて居られる——けれども、日本では「天皇に確保されて居る」と明言されて居る。そこで、是等と前者とを讀み合はせると、その確保されて居るものが、日本でも今は外國のように「人民が取つて終ふ」のでは無からうか？ 確保と云ひ、ねばならぬと云ひ乍ら、別に議會中心と言ひ、今後はと言ふ處が訝かしいでは無いか？ と思はしめられ、此邊を以て見ると、永田氏の意見、信仰そのもの迄が怪しく思はれて來て、人をしてたまく疑惑を抱かしめる。

もう一つ。永田氏はその著(前記の「平易なる皇室論」)に對する英國記者の批評に酬ひる爲に、現代人の考へ方としての三段論法——「天皇は民の聲を聞いて統治する、議會は民の聲を聞く方法として設けてある、故に天皇は民の聲と認められた時に議會の決議を採用する」と言つて居られるが、それは舶來の法律的解釋ではあり得ても、我が本來の皇道國體的解釋では無い。皇道國體の本來では、君の心は民の心、民の聲は君の聲、君は民の心を以て心とせられ、民は君の意を以て意とする。「議會」に就いても、それは「廣く會議を起し、萬機公論に決する機關」であつて、決して君が民の聲を聞く機關でも、又は民が君に物言ふ機關でも無い。従つて 天皇の議決御採用(御裁可)は、單に強がち 天皇がそれを「民の聲と認め」玉ふからでは無く、原則として民の聲であるか否かは問題とならず、それが

唯だ「議決」であるからだ。若し永田氏の如き考へが本當であるとすれば、從來御裁可になつた議會の議決事項は悉く「天皇が民の聲と認められた」ものであり、然らざるものは其の反對だつた事となり、たまく理論上、畏れ多くも 天皇の御上に責任が及ぼされる事ともなる。併し此事に就いては、今少し綿密に考察し説明する處が無ければならぬ。

二

全體、君が民の聲を聞く——特に之を聞かうとする——と云ふ思想や事實は、皇道の日本には無いのである。皇道日本の本來に在つては、前述の通り君の心は民の心、民の心は君の心であり、猶ほその君と民とに一つである心は、祖神の心に外ならない。我が日本の「政治」は本來、君と民との意見の相違の豫想の上に行はれるものでは無く、又従つて或る外國に於けるが如き「壓迫」や「搾取」の司配を意味するものではない。祭政一致と云ふ如く、政治は即ちそのまゝ神祭——宗教である。此事に就いては幸ひ手元にある前記「神道の友」に、舊知千家鐵齋氏の言葉がある。

千家氏の「宗教と政治」と題する短文中に、次の如く述べてある。「宗教と政治との關係を説く者にして、宗教を以て政治を指導するとか支配するとか云ふ事を論ずる者あるが、なるほど宗教的精神を以て政治を指導し清めると云ふ程の意味であるなら結構……(中略)併し宗教を以て政治を支配すると

云ふが如き二元的の考へは、日本では大きな誤りである。「これは即ち祭政一本の日本を喝破したものである。或る人々は日本の祭政一本をば、祭政一致と稱して、之を 天皇が神祭と政事とを共に司られる云々の意味に考へるが、それは明らかに誤謬であつて、祭政一致とは「祭即政」なる祭政一本の事に外ならない。故に我が日本では、政治とは 天皇が神と人民との中間に在つて、神の心を人民の上に行ひ玉ふ事であり、そして宗教——とも云ふべきものがあるとするれば——それは、祖神の延長であり、現神である處の 天皇が、その子族であり分神である處の人民を代表して、祖神を祭らせ玉ふ事である、即ち日本では政治も宗教も「天皇」を離れない。政治は「皇室を中心とする」どころか、政治は祭神と共に「皇室に在る」のである。「中心」では無くて「經由」であり「所在」である。

西洋には曾て「帝王神權説」と云ふ事があつた。然り「説」があつた。法王と對峙して、又は法王の下に在つた帝王が、自分で「予に神權あり」と言ひ出した。然るにその人民の間には、そんなものが無いと唱へる者がある。有る、無いの争ひが起つた事もあり、要するに帝王の神權と云ふ「説」であつたのである。之は、そんな説の起りさうな言葉が、かの新約聖書の中に在るのと、殊に西洋諸國はその國史と關係なきその聖書を持つて來たのにと由來する。何は兎もあれ、それは西洋の事で、我が日本とは全く無縁の事實である。

我が日本では 天皇は神ながらなる歴史的事實および民族的信仰に因る神權——従つて全く性質を異にする神權——を有し、神に對する神祭(之を人々は宗教と云ふが、實は超宗教の行事)を爲す其事が直ちに民に對する政治である處の、一つの行事の使命者であらせられる。その神權は 天皇が勝手に案出されたものでも、又は強ひて持たれるものでも無く、自然に、神ながらに具ひ有たる、ものである。私は今し歴史的事實および民族的信仰と云ふ事を述べたが、勿論その神權には歴史のおよび信仰的の両面がある。換言すれば究極原理および期成原理がある。即ち 天皇が神ながらに具ひ有たる神權であると同時に、人民が神ながらに捧げ奉る神權である。換言すれば——君民一致に基く神權——である。これが曾て「日本思想」に於いて、日本の君主國は他の孰れの君主國ともその本質を異にすると言つた所以である。即ち我が日本の君主權の強固は、君の支持と民の捧持と——君民一致の牙保——に依る強固である。

三

以上に於いて略ぼ明瞭を致したであらうと思ふ。思想としても事實としても、君が特に民の聲を聞く、聞かうとする云々は、全く非日本的である。従つて日本には、それが爲の機關の必要は無く、今日こゝに存在する處の「議會」は、近代日本人に及ばせる外來思想、精神の影響から、大ひに外國風化

しては居れ、その本質に於いては單なる「公論機關」である。古典に於いて見る天の窟戸會議——神意を體する大君を窟戸の奥にして、集ひ寄つた八百萬の神々（神州の民衆）が、神意を求めて神意を行はんが爲に、最善を盡して協議する處——に外ならない。併し前述の如く現在の議會は、憲法を始め他の法律や制度と共に、形態的には日本的であつても、精神的には甚だ非日本的に墮したものである。これ永田氏などを通じて表現される處に、不徹底や矛盾の見られる所以であり、又たとひ實際は一時的現象であるにも拘はらず、我が日本も亦た外國化して了ふ事無きや保し難し（此儘に放棄すれば）として、そゞろに疑念を抱かしむる状況の見らるゝ所以である。更に又之は今日の議會制度は勿論、憲法を始め、凡ゆる法律——政事組織および社會制度——を其の根底から、眞に皇道國體本來の姿に引戻すべく改革を要する所以である。

そこで、改革と云ふ問題であるが、既に私が散漫ながら續けて來た本論前數回に於いて、讀者諸君と共に會得して居るように、弊害に堪えざる議會政治の缺陷、即ち今や特に我が日本に於いて亡國の淵源とも見らるゝその大禍根は、要するに「政黨」の存在に基くものである。若し日本が議會政治そのものを廢して、謂ゆる何等かの獨裁政治を齎さうと云ふのなら格別である——謂ゆる「獨裁政治」が決して日本の本來のもので無い所以は猶ほ別に論ずる考へである——が、之を生かして我が惟神道日本

の本來的な姿に改造しよう云ふ——議會政治は左様に改造せられ得るから——には、唯だ斯の議會を通じて皇國を左右する「政黨」を廢止する以外に道は無いのである。即ち政黨の禁止！これ議會政治の理想化、改造唯一の方途である。

四

勿論、政黨禁止と云ふ事は、制度上の大きな改革である。世界の耳目を聳動すべき改革である。そして此の改革は、相當に障礙のある、至難な仕事である。凡そ改革は何事に限らず、兎も角も多少の傳統を破るものなので、たとひ萬人が見て以て善事に違ひ無いと爲す事であつても、いざとなると傳統に對する情性が頭を擡げて、それが執着となつて働き出す。その執着が即ち仕事の邪魔を爲し、遂行の障礙となつて來るのである。然るに何事にせよ萬人が見て以て直ちに善事であると爲す事などは、滅多にあり得るものではない。それは、改革と云ふ其事自體の善惡とは係はり無く、一つには謂ゆる十人十色の意見が出るのと、二つにはその結果從來有利だつた立場を失ふ處の、特殊な若干の個人または階級が社會に存在するからである。そして、十人十色の方は譯もなく片付くにした處で、この後者は頗る厄介なものである。

然らば此の政黨禁止に依つて、特殊的有利な立場を失ふ者は誰か？ 否、果してそう云ふ特權者は

存在するか？ 然り、それは存在する。即ち、從來この政黨主義の議會政治に於いて、政商結托其他の可能性を思ふが儘に發揮せしむる事に依つて、階級的搾取を敢てして居た——謂ゆる特權階級者がそれである。

低能で疾り氣な謂ゆる赤化思想の連中などは、現代社會の不正不合理を何も彼も、直ちに資本主義——突然と描く資本主義と稱する偶像——に歸して願みないが、併し實際は決して爾く單純なものはない。そして假に資本主義は其儘にして置いても、この資本主義經濟を助ける今日の議會政治から「政黨」なるものを取除きさへすれば、特權階級が民衆から資本制に依つて剩餘價値の搾取をやる以外の、見えざるより以上の憎むべき搾取の大半は不可能となるに違ひない。その最も大なる搾取——寧ろ泥棒——は、政商結托に依つて行はれるのであるが、之も議會政治の上で徒黨を組む事が出来なくなれば、今日に於けるものゝ大半は不可能とならざるを得ない。其他いろ／＼の事情や場合に於ける階級的罪惡は、大底この政黨主義の議會政治に由來する。

五

先づ今日の議會解散！ これは現に共通の政黨政治の國でも、アメリカには絶対に無い事だが、この「解散」に依つて浪費さるゝ富は可なり莫大なものであらう。同じ政黨主義の國たるアメリカには解

散の法定が無いからとて、日本でも解散をせぬ事に改制したなら何うかと云ふ議論も出さうだが、解散だけを廢して他の不正不合理の原因を取除かなければ、より以上の改惡である。そして今日惡化の甚だしい政黨主義の我が日本で、政黨そのものを其儘にして置いて、單に「解散」だけを禁するなど、其事自體が却つて難事である。それよりも政黨そのものを撤廢して、非政黨主義の議會にさへ改革すれば、殆んど一切の政治的不正は不可能となる。

次に、議會の解散よりも浪費の甚だしいものは、全地方官にも變更の及ぶ内閣更迭である。曾て私は之に關して、自分の雑誌に、政變隱謀は國賊的罪惡なりと云ふ標題で書いた事がある。この地方官の更迭をも伴ふ内閣の更迭は、その度毎に單に數十百萬の財寶が浪費される丈では無く、この更迭それ自體および之が豫想の爲に、如何に國政が弛緩し、遲滞し、放縱にされ、等閑にされるか、實に測り知るべからざる、驚くべきものがあるに違ひない。充分落付いて運ばなければならぬ仕事や、相當年數を同一人に依つて継続的に進められなければならぬ計劃などは、この更迭の不斷にして頻繁なるが爲に、すべてその經濟的および事業的なる採算および過程を、蹂躪され破毀されねばならぬ。

若し今日の政黨にして取除かれたならば、頻繁たる無用の内閣更迭および之に伴ふ地方官更迭は行はれざるに至り、その結果に於いて見られる利益、幸福は、決して前述の如き損失除去だけに止まる

ものではない。蓋し今日の社會的不安——主として思想問題、經濟問題に於ける——は、要するに政治上の行詰まりに基くからである。人心の如何、財政の如何、國交の如何も顧みずして、議會を解散し、内閣を更迭しなければならぬのは、悉く政黨主義の政治なるが爲である。既成政黨の墮落と云ふけれども、如何なる新興政黨と雖も、やがて墮落しなければならぬ宿命に在る。政黨の發達が即ち墮落であつて、墮落なき政黨の發達は、原則として不可能なる事を知らねばならぬ。この法定存在に非ずして且つ非皇國的なる「政黨」に對する迷執を去り、之を禁止せよ、然らば既成政黨の厄介も無く、無產政黨の危懼も消滅する。(昭和二年六月稿)

五、あゝ 秩父宮殿下の御嘆息

——政黨の喧嘩(政争)が即ち今日の「政治」であり、搾取制度必然の結果である——

「政黨と云ふ政黨が喧嘩ばかりして居て道路一つ出来ない！」

それは最近、畏れ多くも秩父宮殿下の御口から洩れた御言葉である。(昭和二年八月十九日、東京日

日新聞——「悪い道ですなア」と兩殿下が御嘆息——秩父宮と東久邇宮が信越國道に自動車を停めての御物語り——と題する記事に依る。)

私は唯だく「内憂累卵の日本」と嘆するより外に言葉が無い。「政黨が喧嘩ばかりして居て政治が出来ない！」その嘆聲を今われ／＼は 陛下の御兄弟であらせられる皇族方から洩れ承はらねばならぬ現實に生存するのである。顧みれば今から百年あまり前に、高山彦九郎が京都の三條大橋の上にひれふして、武家政治に由る國體顛覆の狀を慟哭した時と、その國難の本質を等しうする。否、今日のこの事態は往時のそれよりも、その悪が人々をして合法視せしむる迄に組織的に複雑であるのと、國民一般の心理的不良(即ちこの悪を暗に是認する)傾向が殆んど病ひ膏肓に入つて居るので、より以上危険であり、幾十倍の國難の事態である。

斬り取り強盜も武士の習ひ、そしてこの武士階級に依る斬り捨て御免の搾取、それは實際ひどい世の中であつたに違ひない。併し、時代が違ふ。その斬り捨てられた素町人や土百姓の屍體が、イルミネーションに輝く銀座街頭や、血を恐れる(其實、昔よりも盛んに獸類を殺戮して肉食を恣にする!)今の謂ゆるデリケートな心の持主の面前に曝されて居るのでは無くて、それは大江戸目抜き場所に垂れ流しの便所が在り、人家は薄暗い行燈の光りにぼかさされ、筑波の麓に猪が出没し、千住や板橋

界限で狐や狸が人をバカした時代の事實であつた。男の長髪、女の斷髪と云ふ怪物が都大路を練り歩く、世はさかさまなる今の搾取的制度は、斬り取り強盜に代ふるに算盤取り強盜、斬り捨て御免に代ふるに喰はせず捨て御免を以てし、政黨主義なるが故に「政商結託」の根城なる「議會」に依つての、複雜にして巧妙なる合法的(併し全く我が國體原理に反する舶來の)搾取制度である。到る處に散在する「生産工場」が搾取舞臺では無くて、中央に屹立する「議會」が(政黨の存在する限り)唯一の搾取カラカリ場である事を知らねばならぬ。

二

今日の階級搾取——この七千萬國民の大多數を苦しめるのみならず、其事が直ちに皇室を累し、國體を毀つ事となつて居る現在の階級壟斷——は、殆んど全部が「政黨の存在」に由來して居る。「政黨が喧嘩ばかりして居て何一つ眞の政治は出來ない」と云ふ其の事實は、實に國法にも國憲にも慚ふるに由なき一大事實である。政黨は喧嘩(政争)ばかりして居るのがその本領であつて、それは帝國憲法の前で司法機關を使ひ乍ら行はれ得る合法的職分なのである。「政治」とは即ちこの「喧嘩」の事であり、喧嘩以外に政治は無いと言つても、當然その喧嘩が政黨の生命であり、少なくとも最大行事であり、然る以上、又決して過言では無い。政争即政治、政治即泥棒！ 故に何一つ「眞の政治」は出來ない。然

り、眞の政治は出來ない。併し政黨の存在が是認され、それが原則で又その黨争(喧嘩)も許されて居るのである。のみならず、今日の國民は(謂ゆる識者も引き括めて)殆んど綜てが、之を以て「政治である」と心得顔に澄まして居るでは無いか！

實に今の大多數國民は、斯うしたのが政治であると考へて居り、考へては居なくとも承認させられてゐる。之に對して承認しないと云へば、言ひ方に依つては牢に打ち込まれる。思へ、こゝに戰慄すべき禍根の潜む事を！

三

「政治とはこんな事なのだ。社會主義が起るのも道理だ。社會主義がドンナ破壊主義でも、コチトラ平民の浮かばれさうな理窟なら結構だ。」と、大衆が今や呪ひ切つて居るその對象は、現實の社會に外ならない。そして現實の社會、日本の國家に外ならない。搾取され、驅使され、虐げられ、苦しめられる制度や組織の呪ひ！ それが具體的である丈それ丈、一面に於いて抽象的考察を不可能とする處の大衆に取つては、その呪ひを莫然たる「國家」と云ふやうなものに投げ與へては濟まされない。そこで——「政治家が悪いのだ、彼等が泥棒なのだ！」とも彼等は言ふ。そして彼等は更に「富豪も貴族も軍人も、上の者が残らず圖太いのだ！」とも言ふ。思へ、斯うして猶も言ひ募れば、果して何處に

到達し歸着するか？

政黨を廢せ、之を禁止せよ。政黨をさへ廢止して丁へば、内在國難の根本が救はれる。黨争即政治なるが故に、國民の生活難は増大するばかり、國費は浪費され窃取されるばかり、思想は惡化——士氣は喪失するばかり、國防精神の如き既に無産青年の間には有るか無きかの状態に陥つて居る。日本は日米戦争よりも支那と近く本當の戦争をせねばなるまいと思はれるが、一寸した出兵にも大新聞すら愚論ながら不賛成を唱へるではないか。今日の新聞は裏面に於いてブルジョア精神の抜くべからざるものを藏し乍らも、表面ではプロレタリアに對する迎合を遺憾なく見せて居る。それから、無産政黨は愚か歴史付の一大既成政黨たる民政黨すらも、揆を一にして出兵反對を叫ぶのは、必ずしも出兵が直ちに「機密費泥棒」を聯想させるからでは無くて、政黨の存在を合法的の原則として有し立てる彼等には、その反對が生命だからである。即ち反對の爲の反對である。若し聽て無産黨の連中が議會に勢力を得る事であれば、彼等は合法的なるが故に堂々と、國體原理に依る日本てふ日本そのものに反對し、それ以上——畏れ多き關係まで——の一切を否認するの法案を以て戦ふであらう。勝負は兎もあれ、堂々たる「合法的」赤化宣傳となる。

「無産黨が増長して其處まで行く場合には、我等にも覺悟がある。日本國民多數が之を默視するも

のか！」とは、お芽出たい一部の國粹主義者から聽かされそうな言葉である。成程、覺悟もあらう。國民多數も黙つては居まい。併し、さなきだに惡化して居る大衆に對して、そうした「合法的な」赤化宣傳をば、わざ／＼無産黨議員を作つてまで、やつて貰ふ必要が何處に在る？ 勿論、吾々こそ眞先に立つて、そんな議員は撲滅して丁ふ。併し忘れてならないのは、普選の日本に政黨の存在が許されて居る以上、無産階級も有産階級同様、議會に乗り込んで行くのに憚る處が無いと云ふ事である。政黨を廢止せよ！ 而して國を滅ぼしつゝある有産政黨と、滅ぼさんとする無産政黨との、息の根を止めよ！（昭和二年十月稿）

六、本來 上御一人の御事たる政治

唯だ「天皇政治」たるのみ、議會中心政治も天皇中心政治も共に非なり

一、大御親なる天皇の「おのが治むる國」たる日本

我が日本が 天皇御統治の國である事は、敢て帝國憲法に據る迄もなく、吾々日本國民のすべては言ふもおろか、實に世界各國民の悉くが等しく知る處の事實、即ち萬古不易の原則に基く事實であ

る。故に之は日本に今日の憲法が出来ない以前から 上御一人および下萬民の兩方から、事毎に等しく表現されて来た。言ひ換えれば、嘗に 天皇が仰せ示されるのみでは無く、國民すべての側からも、我が日本は祖神の延長であり、民族の宗家である處の 天皇御統治たるべき絶対の國である事を、絶へず言ひ現はして来たのである。事例を挙げれば限り無く有るが、たとひ如何なる亂世の時代にも、國民はその閉ぢ罩むる妖雲を掻き分けて、いと高き九重の彼方に絶対の我が「大君」を見守り、之を銘々の胸に捧と抱いて遙拜しつゝあつた事。また御歴代天皇はその介在跋扈する不逞輩斷者を排して、常にその慈眼を赤子萬民の上に注がせられ、それが絶へず御製などに表はれた事。この上下交流の心理表現に徴しても、それは我が歴史的事實なのである。

祖神の延長であり、民族の宗家である處の、御歴代天皇の大御心の一端を拜し奉り得る御製は、特に明瞭に、今の帝國憲法の條文の於ける水臭いもの以上に、この天皇御統治の國たる我が日本である所以をば、懐かしく、吾等の心にひつたりするやうに、吾等に示して居る。そして、最近代の日本で特に著しく御歴代天皇の大御心を代表して吾等に示し玉ふたのは、言ふ迄もなく 明治天皇である。出版された御製集の千六百八十餘首に達する 明治天皇の御製大多數は、悉く赤子に對する大君の、いと畏く有難き大御心の表示であると同時に、又直ちに我が日本の國性民情の世界に優越せる原則

の表示である。

この御製中、最も早くから、そして最も深く、一般國民の腦裡に入つて居る畏くも尊き一首は、即ち 明治陛下の最も早い時代の御製に屬する——古への書見る度に思ふかな、おのが治むる國はいかにと(明治十一年)——これである。

見よ、この御製は今日まで、常に畏く有難き、その——「思ふかな……如何にと」の——大御心の點に、之を拜誦する國民の心は仰ぎ向けられて居た御製であるが、この御製には實に、水臭い憲法の條文を超越して、我が日本の 天皇御親政の國たる原則が示されて居るのである。即ち他の御言葉——大御親なる 天皇の「おのが治むる國」がそれである。

二、「天皇中心」政治とさへ申す事の非なる所以！

天皇の宣ふ「おのが治むる國」である日本の政治が、そのまゝ「天皇政治」である事は、明白であるけれども、幸ひ他の幾多の御製は、吾等をして更に的確に此事を知らしめ玉ふものがある。——曉の寢ざめ靜かに思ふかな、わが政事いかにあらむと。——この御製を拜する時、直ちに思ひ起さるゝは、今上陛下最近の、最初の御製である。——山々の色は新たに見ゆれども、わが政事いかにあるら

ん。——見よ、我が日本の政事は、聖上の宣ふ「わが政事」であり、我が日本は「天皇政治」の國である事を！ 然り、我が日本は單に「議會中心政治の國で無い」ところか、實は天皇「中心」政治の國ですら無くて、本來單的に「天皇政治」の國である。神意を奉戴し、皇祖皇宗の規模を遵奉し玉ふ 大君の、御親ら天皇政治の國——従つて「祭政一本」の國である。爰に大事な註を要する。この祭政「一本」をば、祭政「一致」と稱へる人があるけれども、その似て非なる、決して些細では無い。そして、この一本を一致と稱へて怪しまざるに至つた近世的曲事に連れて、それよりも重大なる曲事は、天皇政治を天皇中心政治と呼んで又等しく怪しまざるに至つた事である。若し夫れこの「政」に對して何等かの「中心」が存する意味の形容詞を用ひ得べしとすれば、それは唯々「神意中心」と稱すべきのみ——即ち神意を中心とせらるゝ、天皇の政治——それ以外何等の許さるべき言葉も無い。そして、實はそれさへ、眞に當れるものでは無い。なぜなれば、實は神意を畏み奉戴せられるのであつて、之を中心云々と言つては寧ろ眞義を逸すからである。

さて、天皇政治を天皇中心政治と呼んで怪しまざるに至つたのは、要するに何者かの不都合から、天皇政治の天皇政治たる所以が、事實に於いて多少に拘はらず損はれた結果である。それが損はれ或は本來性を缺いた爲に、言はゞ暗中摸索の事情に置かるゝ事となつた國民が、一方、國に取つて天

皇が絶對者であると言ふ不動の原則が信仰となつて居る處から、遂に天皇中心政治なる言葉を當嵌めるに至つたものに外ならない。言ひ換へれば、其處に餘分な「中心」と云ふ文字を挿入する事に依つて皇民意識の、せめてもの満足に供する——政治的壟斷者等に在つては、おのが罪續の胡麻化しに供する——ものである。今少し言ひ足してこの曲事を深刻に宣告するならば、天皇中心政治と云ふ言葉を用ひ出した者は、政治は 天皇のものでは無くて、例へば閣僚のもの、議會のもの——もつとひどく言へば議會に多數を占むる「吾等」のもの「吾黨」のもの——にして了つた結果、左様にして了つて見ると、その僭越、その罪續が陽には見え出して來るので、爰に「たとへば議會の政治、閣僚の政治であるにしても、吾等は 天皇「又は皇室」を中心とする。日本の政治は、他の何事とも同様、天皇中心であらねばならぬ。天皇中心、天皇中心！」と言ふ表現を必要としたのである。いづくぞ知らん、天皇政治を侵せる斯かる逆徒の心底では、その「中心」が實に瞞着に過ぎない事を！

三、伊藤博文を代表者とする明治の不逞功勞者！

天皇の宣ふ「おのが治むる國」の、天皇の宣ふ「わが政事」に對し奉り、或はこれ「議會の政事」なりや、又は「閣僚の政治」なりやなど、許さるべからざる議論をさへ聞くに至つた所以は、果して如何な

る事情に由來するであらう？

吾等は茲に聊か、明治維新の當時に溯つて詮議する必要がある。世人の既に知る如く、かの「維新大號令」の内容は、薩長人とその一味の公卿等が中心となり(不法なる藩閥黨を作つて)案出したものであつたが、その基本的内容たる「神武紀元への復古」は、果して明治日本に實現されたかと云ふのに、眼前の歴史的事實の示す通り、明らかに「否」の言葉を以て斷じ去らねばならぬ。木戸、大久保、三條、岩倉、其他の徒が、その初め「建武中興への復古」を考案して居たのに對して、岩倉の秘書たる玉松操の「神武紀元への復古」建言があつたので、彼等が「最も然るべし」として之を容れ、之を目安に着手した迄は殊勝とも言ふべきであつたが、頓て明治日本の建設、明治政府の組織に歩みを進めるに従つて、彼等は着々としてこの「神武への復古」——即ち神ながらに定まり在る我が國體原理の再具體化——の道を裏切り來つて、遂に何時しか「建武の中興への復歸ですら無い」新日本を作り上げて了つた。斯くして彼等は、武的擄取の階級制度をば、財的擄取の階級制度に置き換へる事に依つて、その初め窻かに毛利または島津の天下として抱いて居た非皇民的野心をば、この反國體原理の新勢力獲得に於いて實現せしむるを得、以て今日の亡國兆を根深く植え付け來つたものである。

明治日本建設の第二期、第三期とも云ふべき時代に移ると共に、この非皇民的不逞功勞の代表的地

位に立つて來た者は、長州人伊藤博文であつた。憲法の制定、議會の開設、等々の參劃動功に於いて、彼はやがて位人臣を極めたが、今の帝國憲法そのもの、議會制度そのものが既に、その根本精神に於いて我が神ながら日本の國體原理に背くものである。例へば憲法に就いて言へば、その稍や我が國體に照應するものは、殆んど劈頭に於ける「天皇」の章位のものであつて、他は「臣民」の章を始め殆んど總べてが反國體原理的表現である。由來、憲法上何等の規定も無き「元老」および「政黨」が出現し、介在し、壟斷し、跋扈して、皇國日本を亂し且つ毀つに至つたのも、實は憲法を始め其他の重要法規が、是等怪物の跳梁跋扈を未然に防止すべく、豫め綿密忠實に思量して造られた成文律句を缺き、否寧ろ其等がそうした元老や政黨などの生ずる餘地をわざと殘した曖昧な編制——謂ゆる「功勞」と稱する「罪績」——が生み出したものであつたからである。斯くて元老の介在陰謀と、政黨の進出策動とが相俟つて、交互に我が「天皇の御政事」を私斷し、今日に至らしめた次第である。

四、天岩戸會議(議會)の本來と政黨存在の非!

さて今日、我が日本の政治が「天皇政治」である事を忘却して居る者は、單に民政黨の連中だけでは無く、政友會の徒輩は言はずもがな、其他すべての官民皆悉く然りであると言つてよい。吾等の見る

處では、かの政黨の存在に對して未だ否定的疑問を抱かざる者は、悉く之を忘却し、又は始めから知らざりし者——明治以來、日本國民が日本を學ばずして外國、殊に西洋を學んで來た結果——である。既に我が「まつりごと」本來の性質を忘却し、又は始めから之を知らない人々に、何うして謂ゆる「政黨の非なる」事が領き得られやう！ 何うして「議會の我が日本に於ける本來的意義」が解し得られやう！ 又従つて、全體「政治家」など稱する者は、我が日本に於いて有るべからず、その事實「ある」のは非皇民的僭上沙汰の存在であり、この僭上沙汰の存在が今日の國難の眞因であると叫ぶ吾等の叫びが、何うして理解せられやう！

既に憲法に就いて一言した通り、長州藩閥者を中心とする明治年間の勢力者等が參劃して出來た諸制度は、すべて日本が從で西洋が主になつて居る。議會の如き又特にその弊を持てるもので、今や例へば一かど日本人の名士を以て目さるゝ同胞ですら、議會は「君が民の聲を聞く爲の機關」であると言つて居る程、それ程その組織原則に、西洋化の必然性が含蓄されるに至つた次第である。君が民の「聲」を聞く！ そんな事が大體わが日本のもので無い所以を、謂ゆる日本人的名士ですら、現代人なるが故に會得して居ないのであるから、又無理からぬ次第とも言へやうけれども、それにしても、今の憲法條文の上からも、議會がそんな機關でなど無い事は、明瞭に知り得る筈である。

即ち議會は 天皇の御裁可を得て始めて法律となり、又は施政原理となるべき案件を協議すべき、謂ゆる立法の府に外ならない。萬機公論に決すべしとある、その公論機關である事は勿論だが、その公論に決した案件に、一として 天皇の御裁可を仰がすして可なるものは無い。但し今日まで 天皇が如何なる案件にもせよ會て裁可せられざりし事は、一度も無かつた。言ひ換へれば、憲法上の不裁可權を 天皇は一度も御用ひにならなかつたのである。

若し夫れ議會を 皇國本來の意義に解するならば、即ち神の命に依る大君を窟戸の奥にして、窟戸の前に集ひ寄つた八百萬の神々(神州日本民衆)が、神意を求めて神意を行はん爲の原則をば、最善を盡して協議する——かの天の窟戸會議場に外ならない。古典には之が「神議りの神集へ」となつて居て、謂ゆる「公論」は神意を求むる至誠の迸發である。

議會で議決した案件に御裁可を得て、之が更に政治第二段の上に現はれる時、改めて司法、行政の兩機關を経由する事になつて居るのだが、謂ゆる「政治家」とは——我が本來の意義からは、政治家など云ふ者の存在せぬ筈である事は、既に述べた通りであるが——この三機關に於ける受任者として、我が 天皇政治の實務に奉仕する者共に過ぎない。従つて、すべての官吏が悉く政治家——改めて言ふが、それは「政治」をするので無くて、實は 天皇の御事である政治の實務に奉仕するに過ぎぬ——

であつて、今日の不届至極な自稱政治家が、閣員及び議員以外を非政治家と見て居る如きは、其事自體が更に我がこの 天皇政治に對する、許すべからざる合法的反逆であり、且つ「政黨の非」を物語る急所である。

五、天皇政治と僭上存在者たる「政治家！」

日本の政治が 天皇の御政治であつて、この 天皇政治の日本には本來、政治家なるものゝ有りやう筈なく、更に、政黨——「政治の黨」なるものゝ存在し得る謂はれ無き次第に就いては、之を飽迄も説破し得る根據と材料とが豊富に在る。が、私は先づ 明治天皇の御製に據つて、その何よりも理解し易く且つ力ある之が説明の契を得たいと思ふ。

ひとり身を顧みるかな政事助くる人は數多あれども —— 明治三十六年

この御製を拜し見よ！ 天皇の「わが政事」に對し奉り、數多ある「助くる人」こそは、今日みづから政治家と稱し、又世の人すべても政治家と呼んで居る處の、その謂ゆる僭上存在者たる政治家に外ならない。まだある——

うつせみの世は安らかに治まりぬわれを助くる臣の力に —— 明治四十年

即ち、臣にせよ民にせよ、すべて大君の政事を「助くる者」に外ならず、決してこの「政」を行ひ以て國民を「治」むる「者」であり得ない。故にこの假りの名たる謂ゆる政治家が、政治家としての在任中は、この任を全ふせんとする滿腔の精神的事實として、終始一貫非常の嚴肅を保持する筈である。従つて若し、例へば内閣組織の大命を拜して、その拜命者自身または他人が「萬歳を叫ぶ」等の事有り得るとすれば、それは唯々この御政事に依る御國の彌益し榮えん事を祈る——恐惶として只管これ祈る——その祈りの迷りとしてだけである。決して、斷じて、謂ゆる「光榮を擔へる歡喜」の叫びであつてさへ相成らない。なぜならば、嚴肅や恐惶や慎重は、歡喜とは相容れぬ——歡喜は私心に屬するが、其處には私心を容るゝ何ものも無く、殊に國難今日の如きに處しては、たゞゞ至誠緊張、一心不亂の奉公心以外に有り得ない——からである。

之に就いては猶ほ、政事が單に 天皇の「わがまつりごと」であると云ふ形式だけでは無しに、そして更に、神意を畏み奉戴して爲し玉ふ 天皇の政事であると云ふ實質の指摘に依り、より以上の大意義を擧げる事が出来る。即ち——

千早ぶる神の心を心にてわが國民を治めてしがな —— 明治三十四年

千早ぶる神の心にかなふべく治めてしがな葦原の國 —— 明治三十九年

祖神の心を心として！ 祖神の心に叶ふべく！ 之が我が 天皇政治の原則であり、祭政一本すめらみことの大御心である。そして殊にこの二首は、謂ゆる假りの名を得て存在する今の政治家に對する在任規範であるべく拜される。言ひ換えれば、その二首に於ける「治めてしがな」は 聖上御自身の我れと我が内なる御祈りであると共に、又 聖上の政を助くる受任者に向つての御希望である。但し或者は、然らば「治める」は 天皇御自身と共に、その「助くる者」であり、従つて政治は我國に於いても「天皇中心」と申す丈で結構では無いかと言擧げするであらうが、之に對しては後に申し述べる。

六、天皇御自身の内なる畏れ多き御祈り！

先づ、そうした言擧げは、他の大きく明らかに示されて居る不動の意義を無視して、ひねくれた根性から、わざと小さな辭句を持出してする不逞者の、取るに足らない言擧げである。次に、それは日本を知らない上に西洋思想を持たんで居る結果、或者に取つては遂に解し得ずして終るであらう處の不幸な無智の言擧げである。私は今これに對して直接に何かを言つて居るよりも、我が 大君が臣下に對してそうした御希望を抱かせられる一方に於いて 上御一人だけの我れと我が内なる御祈りは無かつたか？ 若しあつたなら、それは如何なる御祈りであつたか？ 之を拜察する事に依つて、より

以上のものを喝破しつゝ間接にその言擧げ内容を粉碎する事としやう。

見よ、前掲、明治三十六年の御製は實に——獨り身を願ひみるかな——との上の句で詠み出されて居るでは無いか！ それから更に、次に擧げた四十年の御製に據れば 聖上は——世は安らかに治まりぬ……臣の力に——と仰せられて居るので、其處には 聖上が臣下に對する、實に畏れ多い感謝の御心さへ示されて居るでは無いか！

私は爰に、もつと擧げなければならぬ。前記「臣の力に」の御製が爲されたのは明治四十年であるから、その「安らかに治まりぬ」る世は、正に露西亞との戦争の後であつた。當時の御製には猶ほ幾首もの、その大御心に平和を壽き玉ふたものがある。例へば——治まれる世の春風をうけてこそ、花もどかに咲き匂ひける——の如き、又——平かに世は治まりて國民と、共に楽しむ春ぞ嬉しき——の如き、其他こうした御言葉は無くとも、花に月に、日頃の御製に於いて拜し奉る 明治天皇のそれとは違つて、げにもものどかな御心を注がせられた御製が幾つもある。然るにこの長閑なりし御心の同じ明治四十年の御製に——特に一首——吾等が之を茲に擧げるだに畏れ多い極みの、有名な御製がある。それは、三十六年の（獨り我が身を省みると仰せられた）それよりも——既にそれさへあるに——もつと畏れ多い御製である。即ち——

世の中を思ふ度にも思ふかな我があやまちの有りやいかにと —— 明治四十年

七、天皇の御事たる「政」に對する不逞の臣！

見よ、即ち「治めてしがな」に於いて御希望を宣ひ、或は「臣の力に」の處で畏れ多い感謝の御心さへあると同時に更に 聖上が「神の心を心にて」又は「神の心に叶ふべく」の聖慮の奥に、臣民に取つてはあらう事か、その「獨り身を省み」玉ひ、そして「我があやまちの有りやいかにと」思し召さるゝ畏れ多さを持ち玉ふほどそれほど、その大御心を政事（又は之に依る國民の幸福）の上に注ぎ惱ませられ、又眞に左様に思ひ惱ませられるほどそれほど、我が日本の政治は、本質上——即ち神ながらの原則に基く——遺憾なき「天皇政治」である所以が、御製に依つて拜領し得られるでは無いか！

然り、我が日本は 天皇政治——御親政の國である！ 天皇政治の國なるが故に、政治が獨り 天皇の御事なるが故に、臣民中の何者も之を「わがもの」扱ひにした「政治家」及び「政黨」てふ自稱の許さるゝ筈は無く、日本にはその國體原理上、政治家なく政黨なく——されば往時には政黨や政治家などが、名實共に存在しなかつた。従つて——その現に存在する處のものは、即時、永久に撤廢し除去されねばならぬ僭上沙汰の存在物に外ならない。

此處で少しく、時事問題に觸れて見るならば、今や一種の運動屋は、黨名および綱領の辭句の故を以て、かの民政黨を攻撃して居るけれども、名稱以上、辭句以上、我が國體原理に照らして撲滅せざるに濟む本質の「政黨」なるものは、當然わが日本には存在しない。辭句に於いて、民政黨の名はその存在と共に不都合だが、本質に於いては、政友會の存在も名實とも不都合である。「政」は 天皇の御事なるに、「政友」とは何事ぞ？ 之を一方の「民政」に比するも、本質上大差なく、その差は稍や偽善なだけである。又、政友會の綱領には、議會中心の政治など云ふ辭句は無いけれども、そして頻りに皇室中心主義の氣分を見せ付けて居るけれども、皇室中心主義の何ものであるかは、既に述べた通りであるし、其處には少しも我が「天皇政治」を一心不亂に大事大切と心掛けた表現は無く、下司下郎の分際をも顧みず 天皇の御事たる政事を「我がもの」顔に扱ふ氣持は實に溢れて居る。之を一方の、例の「議會中心政治の徹底」の上に「天皇統治の下に」と書いて居るものに比して、果して何の優秀、何の長所があると言ひ得るか？ 要するに之とても等しく稍や偽善な點の差に過ぎない。

八、我が天皇政治を專制政治と呼ぶ無智な國賊等

私は一と先づ此項を最後として、茲に猶ほ他の時事關係の問題を取扱ひ、又特に聊か古典に於ける

六、本來 上御一人の御事たる政治

建國精神、國體原理を引照する事に依つて、我が「天皇政治」の由來を明かにし、更に之が政治的價値の優越性に就いて一言したい。

内相鈴木喜三郎の時ならぬ「議會中心主義非難」が問題となるや、今回解散を命ぜられた勞働農民黨は之に對する反駁聲明書を發表した。その聲明中に、我が 天皇政治を以て專制政治なりと爲す處の、彼等日頃の迷想斷定がある。這は一面に於ては、既記の如く唯だ偽善の點に於いてのみ民政黨と差ある政友會政府の内相の、敵黨非難そのものが既に時期を失したものであり、且つ同穴の狸に於いて其言の全く無價値なるものである所以の宣告であるとして見る事も出来るし、また他面に於いては、如何に我が 天皇政治の由來および本質が獨特であつて、如何に必然とは云へ明治の中葉以後に西洋教育を受けた畸形日本人には曲解されて居るか、そして如何に「政黨禁止」に依つて議會を本來の高天原會議に更生せしむる事の急務なるかを、警告して呉れるものであると考へる事が出来る。勿論、この曲解は、今の知識階級大多數共通のものである。

問題の「專制」なるものは、その形式は兎も角も實質に於いては、衆望に背反し、若しくは之を無視して、之に背反し又は之を無視するが故に必要な強力を以てして、唯々自分免許に依つてのみ存立し得る處のものに外ならない。そしてこの專制者は、その前提に於いて必ず、その民族または社會に取

つての外來侵略者たるを失はず、又その現實に於いて、その司配目的が何等かの不法擄取にあるか免れない。自分免許の脅迫強制を離れて、專制政治の存立し得べき可能は無い。

我が日本の 天皇政治は、民衆と民族的親子關係に在る 大君が、民衆を代表してその使命を行はせらるゝものである。その使命とは、民族史的古典に示さるゝ世界の修理固成である。古典に於ける「この漂へる世界を造り固め成せ」は、即ちこの修理固成である。御製の「千早ふる神の心」は、この「作り固め」の完成に在る。そして政治の目的は、この完成への舉民參加に在る。

故に我が日本では、謂ゆる君主「權」の強固と云ふが如き、單に問題で無い丈では無く、又實に全く無縁であつて、之を問題にする時、明らかに曲事である。謂ゆる君主國としての日本が泰山の如くなるは、君主權強固なるが爲では無く、使命の下に君が民を支持し、民が君を奉戴する、その「合成一如」の力の神ながらに優秀不動なるが爲である。

共產社會實現の爲の根本的必要條件たるものは、共產主義者の「國家の強固」である。無政府主義の實現にも、實は亦た強固なる國家を経ずしては不可能である。これ實に秀でた頭腦の人々の見落し難き、社會學、國家學の眞理である。而してこの「強固なる國家」とは、謂ゆるブルヂオア國家に非ず、プロレタリア國家に非ず、米國式に非ず、英國式に非ず、唯だ我が 天皇政治——その損はれざる本

來の——に據る日本國家の如きを指す。(昭和三年五月稿)

七、亡國への大馬力政黨とその走狗

——政友會と民政黨との同罪性および走狗使用黨の代表的罪惡——

昭和の現代眼前に於ける我が日本の世相は、日にくくと云ふよりは寧ろ時々刻々、潜航的な滅びを意味する行程の累進状態である。失つてはならず、傷けてはならないものが、日にくく失はれ、傷けられ、此事と正比例して、その呪はしくも之を失ひ傷くる要素と、この要素を助長せしむる作用とが時々刻々に累加増進しつつある。そしてこの累進的速度の日にくく募り行く著るしさは、今や潜航的と云はんより、寧ろ露骨な滅びへの示威的行程を示すものと言はねばならぬ。

見よ、内務大臣の時ならぬ民政黨綱領に對する非難の聲明は、民衆をして風呂屋に、髮床に、今更「天皇中心か議會中心か」と大書して掲げられたポスターを目撃せしめ、我が皇國日本に於いて國體原理上、歴史的に自明の重大な事柄をば、殊更疑問として取扱はねばならぬもの、如くに思はしめるに

至つたでは無いか！ 更に見よ、謂ゆる日本共產黨陰謀事件は、發表解禁の内容範圍の如何に拘はらず、なまやさしい治安維持法の違犯どころか、その真相空前の大逆陰謀に相違ないのであるが、總理大臣は之が爲め恐懼して引責辭職の處置に出るところか、圖々しくも參内し奏上したでは無いか！ 又一方に於いて民政黨は、この陰謀張本の徒等を別働隊として有する労働農民黨に對する政府の解散命令の結果、その所屬代議士たる水谷および山本の兩名に對する除名處分は當然であるのに、この除名處分に不賛成を唱へて居るでは無いか！

二

先づ民政黨綱領に對する鈴木内相の非難聲明は、その口頃の不眞面目、無誠意に依る、時ならぬ言動である。勿論、民政黨の綱領は「明らかに非なる」ものである。故に之を非なりと認めるなら、何故民政黨の發會當時に非難攻撃を加へ、不許可を與へなかつたか？ 常に如何なる些細事にも、反對の爲の反對をその商戰原則として忘れなかつた政黨者であり乍ら、この重大問題を捉へて逸早くその商敵民政黨に致命傷を負はすべく企て得なかつたのは、その始め腕の喜三郎は愚か誰あつて之が「非」を認め得なかつたか、さもなければ敵を攻撃せんとする自黨の何處かに實は攻撃の資格なき所以の伏在を認めて居たか、その孰れかの結果で無ければならぬ。何は兎もあれ、謂ゆる腕の人の聲明が時を失

したものである事に問題は無い。

翻つて、この「時を失した」非難聲明は恕すべしとしても、民政黨の綱領は確かに内相聲明の通り、我が國體とは相容れざるものであるが故に、内相は閣僚または黨内の何者が如何に言はうとも、斷々乎として執るべき處置がある筈である。處置とは何か？ 即ち「民政黨の禁止」である！ 先づその綱領の改正の意あるや否やを民政黨に糺し、その意なきを知るや直ちに解散を命すべきである。然るに内相は此の執るべき處置を執らない不埒のみならず、搗て、加てへ、品もあらうに、例の天下に誰一人信用する者の無い反動暴力ブローカー團を手先に使つて、結果は恐るべく憂ふべきより以上の國體毀損に外ならない新聞廣告や、ポスター宣傳や、パンフレット配布や、種々なる偽りの演說會などを行はしめ、斯くして遮二無二——即ち國體を思ふ心など露ほども無き證據として、彼等無賴漢に皇室の名を亂用し、國體論を弄使せしむる事に依り、國民をして今さら眞に「天皇中心か議會中心か」を疑はしむるのみで——たゞ、卑しい性質の利益を自黨に與へ、損害を敵黨に加へる事に始終して顧みなかつたでは無いか！ 従つて民政黨も亦これが爲に敢て恐懼として綱領改正の舉に出づる如き容子も無く、その當然無資格なる不信任提案の勝算に没頭し、即ち例の赤賊黨議員の除名問題にも反對を表して顧みなかつたでは無いか！

三

全體この除名問題に就いては、政友會も（又従つて政府も）決して明快な然るべき態度を示して居たのでは無い。但し、この除名問題が、政友會内部から提唱されたものである事は明らかで、この一事は表面的に政友會に好評を贏ち得しむるものである。然し乍ら之が問題となるや否や、この問題と共に各新聞紙の報道した處では、政友會も政府も民政黨も、悉く斷乎たる處置の然るべきを示す的確なる意見を發表し得るものは無く、そしてその除名不斷行の曖昧な態度は、政府および兩政黨を通じて今猶ほ議會の開會を前にして、依然たる有様である。先づ政友會では「兩代議士が共產黨事件と關係ありや判明せざる以上、處分は穩當を缺く」と言ひ、次に政友會政府に於いても之と同様の意嚮を表明し、最後に民政黨に至つても殆んど前二者に等しく、即ち「二氏が勞農黨の公認者であるとの理由では、除名不賛成である」と言つて居るのである。吾人は彼等の不思議にも共通なる此の態度から、政事上重大な何を學ぶか？ 他なし、政黨存在の非なる所以である。

即ちこの「穩當を缺く」「不賛成である」は明らかに、無産黨に對する彼等共通の阿諛であり、眼前の不信任案に表裏して頭数を争ふ政治的國賊ども自然の「我黨の爲」である。されば、言ふに落ちずして語るに落ちる民政黨のそれを聞け、其處には「除名處分」の當然なる所以の理論的根據が曝露されて居

るでは無いか！ 曰く「政府の解散命令は同黨(勞農黨)の政綱政策では無く、その指導精神や構成分子に對する嫌疑からである」と。果して然らば、その同じ指導精神を有する同じ構成分子である事に世間何人も疑ひを挿む餘地なき二代議士——水谷および山本——の除名處分は、實に當然過ぎるほど當然な處置である事が明白では無いか！ 然るに敵も味方も共通にその頭數が欲しい處から、この當然な處置を避ける次第である。言ひ換へれば、如何なる必要重大な國政案件と雖も、政黨に據る議會政治では、悉く黨利の爲に蹂躪されざるを得ぬのである。

四

次に吾々は、共產黨陰謀事件に對する、總理大臣の態度に就いて、悲憤に堪えざるものがある。昭和三年四月十二日、五名の貴族院議員は、共產黨事件に關して發表された聲明書に就いて、聲明者田中首相を訪問した。それは、その聲明書中「私は内閣の首班として事件の顛末を奏上し奉るに臨み、親襟を惱ませ給ふ事の畏れ多きに、身も心も打ち戰きて、九腸寸斷の思ひに堪へなかつた」とあるのに對して、五名の諸氏は「司法省の發表に依れば、今回の共產黨事件は、我が國體を根本的に破壊せんとするものゝやうであるが、斯かる問題を政略の具に供する如き事の斷じて無之やう希望する」外、猶ほ二項——一は成るべく事實を發表しては如何、二は徹底的に彈壓を加ふるの意思ありや否や？——

一に就いて質問する爲であつた。

之に對して田中首相は何と答へたか？ 私は今爰では、他の二項の質問内容に就いては姑く措き、唯その第一項の希望内容に關して、希望内容そのもの及び首相訪問者の着眼點(？)に就いて言はんとする者である。五氏の「希望」に對して田中首相は曰く「政府も同感であるから、決して共產黨事件を政略の具には供しない意思である」と。要領を報ずるのが新聞記者の任であるから、首相の解答として傳へられたこの言葉に對して、その甚だ物足らぬ感じの如きは差控へるが至當であらうが、私はこの新聞紙上に於いて聞く田中首相のその物足らぬ言葉づかひは、實は首相本人の本心をそのまゝ傳へ得て居るものでは無いかと考へる。本心そのまゝとは、答辯意思そのまゝであつて、答辯の如何に拘はらず別に秘し置かるゝであらう實行意思では無い。即ち「斯う答へて置かう」と云ふそれであつて、さて「何う行ふ」かは別問題なのである。

政略の具には供しない意思である！ 何と云ふ底力の足らない、頼りない返辭では無いか！ 眞にそうした不都合など働かぬと云ふ意思が、質問を受ける以前に確立して居る位なら、馬鹿な事を言つちやいけない、政略の具になど供して相成るものかと云ふやうに、潔きよく積極的に答へらるべき筈である。然るにその答へが既に彼れの如くであつたのは、これその隠れたる本心——實行意思——

―が缺けて居た結果であらう。果然！首相が事件の奏上を以てして澄まし込んで居る其事が、最も徹底的に恐るべき「政略の具に供せる」事實を證明した。「身も心も打戦き、九腸寸断の思ひに堪へない」事件を奏上して、一方大學教授等に責任を負はせた儘、自分は取澄ましてと云ふよりは寧ろ得意になつて政府を支持し、首相として黨利以外に何も無い動きを續けて存在する事が、大なる此上なき―「政略の具に之を供しつゝある」―事實の證左である。

そして、之を又一方の敵黨民政黨が何故大問題にせぬか―（その不信任案内容には屹度この事が謳はれては居まい）何故平凡な不信任の爲の不信任たるを出で得ぬか―と云ふのに、それは明らかに、今や民政黨がその「議會中心政治の徹底」てふ綱領で、黨に取つて此上なき致命的な弱い尻をば、しつかりと相手に握られて了つて居るからである。

五

一轉して、茲に「議會中心」云々を考査する必要がある。別稿「上御一人の御事たる政治」―「天皇政治」―の一文に於いて明らかなる如く、我が日本の政治は單に議會中心政治で無い丈で無く、天皇中心政治と云ふのも當つて居らず、唯々明確に「天皇政治」と申すべき政治である。併し乍ら若し此處に、這の 天皇の御事たる政治を輔佐し奉る責任の臣等が、現在の「政治機關中の何處を中心とし

て」輔佐の任を全ふすべきか、之に就いて問題を起し得る餘地が在るや否やと言へば、それは確かにその餘地ありと斷じ得る。そして、然らば何處を中心とすべきかの問題となれば、責任機關的その中心は先づ以て「議會」であると言ひ得やう。何となれば、政務の出發が立法部だからである。然し乍らこの結論は、民政黨の綱領を是認するものではない。その理由は、政黨存在の今日は、國體原理に據る本來の 天皇政治に背いて居るものであつて、今日現在「議會中心」を唱へるのは、這の 天皇の御事たる政治をば政黨と稱する不逞徒黨民（今の幕府族）が私斷する事を意味するからである。私有經濟と共に政黨を葬り去つて―勿論それは經濟的革命に伴ふものであり、又この政治的および經濟的革命には精神（又は思想）革命が前提とならねばならぬ―我が國體原理に據る本來の經濟的基礎の上に本來の 天皇政治が挽回樹立され得て後、始めて「議會中心」の言葉も許され、即ち「議會中心天皇政治」と呼び得る姿が現はれて來る。それ以前は、まが、つであり、而もその本來に復歸した曉ですら猶ほ議會中心云々は、輔佐の任を全ふすべく據る處の「機關の中心」と云ふ意味であつて、その輔佐受任者の念願は 天皇の「大御心」以外に在るべくも無く、又その 天皇の大御心は、千早ぶる「神の心」以外に在るべくも無く、更にその神の心は、修理固成―安國と平けく「しらせ」との命―に在り、結局―「神意奉戴天皇政治」と申上ぐる以外、妥當の稱號なきものであるのは言ふ迄もない。

あゝ遺憾なき尊皇維新、徹底せる皇政日本への復歸！ その時期眼前に迫れる時、尤もらしく見せて其實は皆偽りの動きならざるは無い、悪政黨とその走狗の動きを見る。この動きを見るにつけ、その時期の逼迫を思ふ。有産および無産の一切の既成政黨と之を支持する現代勢力中、特に代表的勢力を成して亡國を運びつゝあるものは、悪政黨とその走狗である。(昭和三年五月稿)

八、先づ新聞の停止、而して政黨の禁止

現日本に於いて獨り「有らん限りの我儘を振舞つて」居て猶且つ満足せず

而もその能事とする處は「亡國促進」機關に外ならざる新聞と政黨！

獨逸に於ける國粹社會黨の首領ヒットラーは、去る七月十四日、新聞記者に對して次の如く述べたと傳へらる。

「國家の危機は今後數年間續くものと思ふが、この責任は不合理極まるヴェルサイユ講和條約に歸せねばならない。之が爲め實に國家の政治的のみならず、經濟的生命をも崩壊せしむべく脅威する諸結果を生んだ次第である。然し之に依つて招來せらるべき最後の重大なる結果は、國家がボルシエヰズムの混亂渦中に引ずり込まれる事である。ドイツ現下の悲しむべき状態を改善せんとする我々の抱負は、今後國家の組織を全然變更して、ボルシエヰズムに對する戦線を確立せざる限り、實現し得られないと信ずる。要するに唯この明確なる基礎の上のみ、ボルシエヰズムの手中に陥る悲運から、國家とその經濟的生活を救出し得るものであつて、然らざる限り全歐洲を同じ運命に引ずり込む事になるであらう。我々國粹派は常に單獨で若しくは他の援助の下に、國務を整理するの責任を受ける用意を有する」云々。

國家がボルシエヰズムの混亂渦中に引摺り込まれる事！ それは單にヒットラーに取つての祖國ドイツの事では無く、又それは更に進んでヒットラーが指摘する「全歐洲の運命」に關する事では無く、實は東洋の我が日本をもその例に洩れ得しめざる、殆んど全世界諸國に關する運命の大危険事である。そして、その民族生命および國家成立原理に於いて、殆んど共通の本質を有するもの、即ち彼等歐羅巴諸國に在つては、よしんばボルシエヰズムの手中に陥ればとて、文字通りの破滅では決して無いが、彼等とは全くその傳統的本質を異にする我が日本に取つては、明らかに文字通りの破滅である。故に現日本憂國の眞志士は、ヒットラーに依る獨逸の此の叫びを聞いて始めて悟る迄も無

く、ボルシエヴィズム化への行進中なる現状——滔々たる赤化の今日に處し、有史未曾有の大々的覺悟を要するや勿論である。

二

翻つて現日本を見るに、此秋此際、その本來の皇國性を知らざるが故にヒットラー又はムツソリーニに據る、獨逸または伊太利の謂ゆる國粹黨に憧憬し、その獨裁政府の樹立を夢想して、之が輸入乃至模倣の謂ゆる國粹黨を組織せんと劃策中の人々は在る、而も眞に我が本來性を認識し體得するが故に、この本來性に據る回天動地の大業、即ち 御親裁原理徹底の御一新——遺憾なき第二の攘夷に依る徹底せる第二の維新を切實に待望して、只管この深刻切實なる待望に應はしき貢獻奉仕にいそしむる人士に至つては、さながら曉天の星の如く寥々たる有様である。換言すれば、外來歐生命の侵入に依つて苦しむ絶大なる世紀末の現日本に於いて、その外來歐生命の双生兒たる資本主義および共產主義の孰れか一方のみ不俱戴天の敵視して、この有るまじき偏頗なる敵視に基く改造の蠢動者全國に群がり、しかもこの双生兒兩者を劣悪なる歐生命として排撃し、家族國本來の姿に還歸せしめんとする改革の志士に至つては殆んど絶無である。

あゝ我が日本は今や、全歐洲とは全く違つて、それ自體が直ちに個性打破の外奴化、尊貴性自辱の

歐生命化——復た立つ能はざる破滅への方向をば、實に急速度を以て行進しつゝある。全歐洲共通のキャピタリズムの大災禍から脱せんには、唯々自家獨特の固有本來性の發揮にのみ是れ依るべきを、現在のキャピタリスト全歐洲が敵とする、而して其實は等しく全歐洲の共通的個性がキャピタリズムとの双生兒として生めるコムニズムの取入れを以てせんとしつゝある。見よ、口に筆に國難を論じ改革を叫ぶ徒の、悉く右傾——偏頗的拜歐なる時、ソヴェートの奴隸たる最左翼共產黨地下團を最後の殿部隊とし、公認の合同無産黨を第二段の殿部隊とする、第一線の行動隊たる不逞化既成「政黨」は、曩に舊歐化の魁として資本主義の輸入建設に貢獻して今は新歐化——共產主義の攝取樹立に努力しつゝある悪化木鐸「新聞」と共に、双互提携呼應の陣營を張り、以て對内的には國民の祖國意識の喪失、愛國精神の磨滅、對外的には英米露への内通的讓歩、賣國的自辱を事とし、不良右傾の少數派を尻目にかけて、兇賊左傾の前衛的多數派振りの發揮に没頭し熱中して居るでは無いか！

進んでその具體的事實を見よ、政黨主義の勝利に依つて現存する政黨内閣も、又この政黨内閣の成立出現に盡力したる有數大新聞も、共に俱に提携呼應して、その賣國的、歐化的、國礎破壊の目的達成の爲に、先づ「軍部攻撃」の巧妙なる策を執りつゝある事を！ 即ち軍部の總攻撃に依る内憂外患の促進、是れ政黨と新聞との提携方策である。資本主義の支持者たる資本家財閥の攻撃では無くて、資

八、先づ新聞の停止、而して政黨の禁止

一〇四

本家財閥をして當然に國民總攻撃の的となる事から暫し免かれ得しむべき、そして外は下司なアメリカ、陰險なロシア、無禮な支那に取つて都合よく、内は殿、中間、前衛の左傾不逞者に取つて喜ばしき、陸海の軍事荒廢、軍人侮辱、國民の非軍事精神の増長、愛土護郷魂の收斂たる——軍部攻撃、國防打破に努めつゝある事を！

三

濱口雄幸を代表として統帥權の干犯を敢てし、延ゐては現行不徹底憲法の逆用に依る全統治大權の合法的蹂躪に及ぼんとした現政黨内閣は、其後事毎に軍部攻撃の舉に出で、憚らず、最近に於いては例の「節約豫算」と「恩給法改正案」とに於いて、國防基礎の破壊蹂躪を顧みざる方針を積極化せしめ、一方有數の大新聞は、内閣のこの方針の支持に資し、聲援に努めて居る。朝日、日日、時事、其他、大資本を有し又は大資本家を株主とする有數大新聞は、或はその社説に「軍部大臣文官制」の主張を掲げ、或はその記事に「不可解なる陸軍」又は「事毎に喧嘩腰の陸軍」等の見出しを用ゐ、以て軍部に對する國民の反感を煽り、延ゐては大衆をして現政黨内閣に好感を抱かしむると同時に、その政策方針たる米露中心の歐化主義を歓迎せしめんとしつゝある。一新聞の主張要旨に曰く「今日わが國がどれほどの軍備を所有すべきかと云ふ問題は、吾等の常に論ずる如く、わが國の現状即ち國民の經濟力、生

活状態、國際的關係等を計畫參酌して割出すべきものである。(中略)しかも此事は、殆んど直接戰鬪力の一方面のみ軍備を見る専門軍人の爲し得る所では無い」と。之は曾て私が批評した美濃部達吉の言ふ處と殆んど同一であるから爰に敢て繰返す事を避けるが、若し今日の軍人を以て單に「戰鬪力の一方面からのみ軍備を見る」ものと做し、従つてこの前提から軍人は「國防」には容喙すべからざる門外者なりとして退けて、新聞記者と政黨員とが——或は彼等の推薦する政治家が——軍備を取扱ひ、國防を計劃するとしたならば、果して如何なる結果を生み出すべきか？

即ち「軍事専門家なるが故に執掌すべからず」てふ奇怪兇暴なる主張を爲す彼等は、現に當然軍人が之を執掌して居る今日でも、一方に於いては國際會議に於ける「暗號電文」を根こそぎ盗み讀まれた事もさして重大視せねば、他方に於いて米英の飛行機が飛んで來て諸所の要塞地點を撮影しても敢て問題にせぬ程の、斯かる頹敗的國民思想の是認者であり且つ醸成者であつて、そして毛唐をしてその暗號泥棒や要塞探偵を堂々と平氣で遣り了せしめる程それ程、軍事的にナメられ切つて居る現日本の政府者なのであるから、謂ゆ 結果如何と云ふが如き今更事新らしく論ぜずとも明白——論議するだけ愚の至りである。然し乍ら念の爲め、爰に一言の要はあらう。さなきだに歐洲列國乃至支那からさへナメられ切つて居る今日の日本に、若し「軍部大臣文官制」などが實現して、中野、櫻内などの輩が陸

海軍の大臣となり得て、一方不逞「興民」主義を執る右傾團の默契と、他方デモクラ徹底を主張する左傾無産黨の好感とに基く、より以上の調子づき政策に突き進む政黨内閣が存在するに至つたならば、その結果は忽ちにして次の如くであらねばならぬ。即ち内は先づ勝ち矜る民政黨乃至政友會の不逞化政黨が、數日數夜萬歳を叫ぶ、その萬歳聲裡に誰の肝入とも無しに合同無産黨との合同的提携成り、茲に間も無く、之に依つて組織せらるゝ和製ケレンスキー内閣の出現。而も事態は之を以て定着を見ず、この事態に祝福されて公認されるであらう祖國ロシア主義地下團に依る共產黨が表面に現はれ、意外にも彼等は歐洲に於ける過去及び現在の如き難關には當面せず、忽ちにして易しく天下を取り、茲に和製レーニン政府の出現。而して外は先づアメリカの露骨なる軍艦と飛行機の壓迫を招來し、次いでロシアの對抗的巧妙なる劃策に依つてアメリカ脅威は去り、斯くてアメリカから特に「獨立國日本」の名を與へて而も星條旗に對する十二分の敬意を強要される「強物質的奴隸國」となる事の代りに、首府を始め有數の大都市にハンマー旗翻翻たるソヴェート聯邦コミンタン治下に於ける要特注意の「強精神的奴隸國」となるであらう。然り、結果は將に以上の如きのみ！

四

世間の或る人々は私のこの叙述に對して「延喜の悪い事を言ふな」と怒るであらう。そうだ、確かに、

謂ゆる延喜の善い事では無い。併し、例へば凡ゆる患者を取扱つて居る多くの醫者は、たとひ不治の重病と分つても「癒る」と言ひ、又明らかに命且夕に迫つた重症である場合でも時にまだそれ程でない様な「氣休め」言葉を使ひ、ひどいものになると無駄な注射を幾本も施して金を貪るものである。「放つて置けば助かりませぬ、助からねば焼場へ運ばれますぞ」と直言する醫者に對して、延喜の悪い事を申すなと云つて怒るのは、俗に人情の自然だなども云はれて居るが、その謂ゆる人情は低級人情である。而してそれとは反對の高級人情は、不治のものなら不治と諦めて死に際を見事にすべく用意をするか、又決して不治では無く、斯くすれば必ず平癒疑ひ無しと知られる以上には、飽迄も其の治療に最善を盡すべき筈である事は勿論である。

我が日本現在の大患は不治か否か？ 之に答へて私は言ふ。「此儘にして放つて置けば向ふ數ヶ年間に必ず滅亡する。國家としての眞の死滅では無くとも、固有性本來の日本は全く生命を失ひ去る。そして若し、例へば古い／＼大木が枯れて、而も後に何時しか小さな／＼新芽を吹き出すと云ふ、自然界山野に於ける事實——滅多に例の無い——のやうに、その單に或る形態だけの國家として遺骸を留むる場合の本來性死滅後の日本から、他年一日その復活的新芽の萌え出る事があるとしても、それは幾ら早く見積つても五十年以内ではあり得ない。又これを此儘放任せずに治療を加へて、その決し

て不治では無い大患から救はれ得る爲には、今直ちに——即ち向ふ數年間には必ず不治と化すべきが故に——大手術を施さねばならぬ。而も猶ほ現にこれ程の重患なるが故に、この大手術に當らせ得る醫藥を尋ね當てるのが容易でない事は勿論である。」

古今東西を通じて、行詰つた世紀末的社會の改造を要する場合、二種の改造論者のあるを常とする。一は根本論者であつて、他は非根本論者である。既に改造である以上、その非根本論者と雖も、破壊を要する面を全然認めぬ譯では無いが、而もそれは根本論者が原則として全改造に對する前提の全破壊を主張するのは甚だしく相違する。更に、根本論者はその根本的な建設案に即して、技師も材料も全く新規のものを用るべく主張するが、非根本論者は之に反して成る可く在來の技師をして有り合せの材料に依り竣工せしめん事を主張する。之を具體的に言ひ換へれば、例へば現に我が日本の國難打開、維新改革と云ふ當面の問題に就いても、根本論者は先づ社會の表面から隠れて居る、従つて世間的顔である偉才を求め、且つ全く新規なるが故に健全なりとする方案に基き、新鮮なる材料に依つて起工されん事を望む。然るに非根本論者は、眼前に幅を利かして居る政治家や學者を當該責任者たらしめて、其等が容易に理解し且つ引受け得る案に依り、現在の儘なる諸設備の上に實現させる事を要望する。そして勿論この根本論と非根本論とは、謂ゆる左翼と右翼との兩者に在る。改めて宣言

する迄も無く、私は根本論者であるが、徹底復固即徹底維新の主張に於いて、左右の孰れにも屬せざる純皇國的根本論者である。

今、謂ゆる右傾非根本論者の説の如くにして、茲に謂ゆる昭和維新が着手され始めたと假定する。その當該者たる民政黨若槻内閣は、果して如何に進行せしめ得べきか？ 先づその案に就いて、彼等が理解し且つ引受け得たものである事は、爰では自明の理なる筈だが、その非根本的な、従つて我が國體原理上少なからず非皇國的な（併し非根本論者に從へば實はそれでも皇國的な）その案の實行に於いて、その皇國的原理の不徹底な案をすら、猶ほ能く重要點を逸し或は歪める事無しに取運び得べきか？ 私には大なる疑問である！ 假定の當該者たる民政黨には、政友會と等しく黨中に派別があつて、その若槻派には若槻系、濱口派には濱口系の、それ々の猛者があり、その猛者等がそれぞれ自派を牛耳つて、之に依り黨の原動力を作つて居る。そしてこの猛者等は、舊社民黨、舊大衆黨、舊勞農黨など凡ての幹部等と、厚薄それ々の交誼關係を結んで居て、之が直ちに民政黨と合同無産黨との疏通路を實質づけて居る。そこで謂ゆる「理解のもとに引受けた」その案の實行に當り、當該民政黨は無産黨から、社民的、大衆的、勞農的それ々の、一言にして盡せばデモクラシーの第一段に在る現在の資本家民主主義をば、その第二段階たる労働者民主主義に取つて代らす事の、徹底要件を

註文されるに違ひ無い。そしてそれが、執拗な根強い要求たるや疑ひない。斯くてその結果は、在來の持合せである政黨主義非皇魂に基き、民政黨に依つて取入れられるに違ひ無い。さて當該民政黨が之を取入れて、謂ゆる労働者民主主義が實現したとする。それで事態は安靜定着であるかと云ふに、決して然らず。既にそれでさへも、出案者たる例の右傾非根本論者は可なり踏み付けられ、裏切られたのであるが、まだその民政黨や合同無産黨の周圍には、その實現した謂ゆる労働者民主主義を以て「虚偽なり」として、正面から攻撃を加へるか、乃至は性來の本領とロシヤ十有餘年の經驗とに依る、陰險巧妙なる割込みの乗つ取り——即ち利用から逆用へ、逆用から占領への戰術應用を閑却する事の無い、最左翼共產黨指導者と群衆がウヨク／＼して居る。

五

私が洋語の表面的なレフオーメーションでは無しに、根本的なレヴオリューションを主張して止まないのは、一は我が國體原理上、正に然らざるべからずと信ずる、原理論からであり、他は前述の如き成り行きの推測上、根本的で無くてはならぬと云ふ、方法論からでもあり、要するに原理論と方法觀とに於いて一致する信念の不動なるが故にである。

國體原理の體得不完全なるの結果、復固に於いて徹底せず、故に維新に於いて徹底せず、従つて明

治維新を第一と觀ての第二の昭和維新として當然遺憾多き維新經綸案——否その改造政策——を以てするに於いては、その當該者をして昭和六年盛夏現在の民政黨閣僚の代りに、政黨主義の謂ゆる憲政常道論上の可能性を有する、次期の政友會閣僚たらしめても、その成り行き、即ち豫想さるゝ結果は同一でなければならぬ。今日の政友會は、その思想的精神的本質に於いて、又その實際の動きに於いて、何等民政黨と撰ぶ處は無い。即ちその民主化翹望の自由主義思想に於いて、又その無産黨との交誼を望む秋波的態度に於いて、政友會は唯だ住所と看板とを異にするに外ならない。従つてこの既成二大政黨の孰れを改造當該者たらしむるとも、それは唯だ最初は公認社會黨に、而して最後は潛行共產黨に、その歐洲式革命斷行の絶好機會を與ふるのみ、結果は一あつて二なしである。斯くてヒットラーの謂ゆる「ボルシェヴィズムの手中に陥る」大危険は、政黨者を中心とする既成品人材をして行はしむる、生半熟の改造そのもの、途上、又は現狀に放任する儘にての我が日本こそ、深刻に認め得られる大危険である。されば道は唯一筋、即ち政黨否認の國體原理體得者に大命降りて行はせられる處の、徹底せる皇政復固に據る遺憾なき第二維新の根本御改革あるのみ！

但し、若しも次に述べる様な實際的措施であるならば、それが現に表面的、局部的の改造だと言はれるにしても、結果は前述の如きそれとは全く違つて行く。何か？ 曰く、有數諸大新聞の發行禁止

と而して公認全政黨の解散！

根本論に共鳴し得ずとする人々にして、若しこの禁止と解散との局部的二大改造案に共鳴し、之を提出し、之を強制的にも實行せしむべく努力するならば、事態は全然更新的にして且つ更に躍進性を孕む別個のものとなるであらう。併し、民政黨にせよ政友會にせよ、其等が現行憲法にも基かざる政黨主義に據り、政黨として存在する現在に於いて、何うして之が實行に當り得べきか？ 假に新聞の禁止は易しく遣り得るとしても、政黨の禁止は彼等みづからの消滅である。そして、彼等みづからの自己解消は、直ちに當該者としての彼等の本質變換であつて、この當該者は最早や政黨者では無い。従つて、非根本論に於ける前途の人材問題は根本論に於けるそれに近付いて來る譯だが、問題は民政黨にせよ政友會にせよ、何うして之が實行に當り得べきかと云ふ、最初のそれに逆轉して來て、結局は暫し無駄な遁還論をした事に歸着する。

六

斯くして更に當面に出て來る實際案件は、此儘に放任して破滅に陥るか、さもなくば純皇國原理に據る根本的改革に依つて健全に起き直るか、若し後者の道に踏み出すとすれば、今直ちに——遅くもこの昭和六年中に着手するか、又は着手實行への目安が定まるか、實に文字通りの危急、文字以上の

危急であるが、皇國の運命果して如何と云ふ事である。

私は爰に再び、この危急を危急とする皇國の現状、眼前の實際的事實に就いて繰返す。それは對内對外の政治的經濟的一切の部面に於ける、殆んど數限り無き、而して悉く最後の通牒を要し、又戒嚴令を要する底の、ノツピキならぬ事情の累積であるが、その最も代表的であり、且つ總括的である事柄は、責任内閣たる政府の、政黨に據るが爲の國體蹂躪、國家破壊と、謂ゆる社會の木鐸たる新聞紙の、資本主義經濟をよび政黨主義議會政治に惠まれた個人主義的自由思想に據る、同じ程度またはより以上の破壊蹂躪である。彼等の爲すが儘なる政策施設、彼等の爲すが儘なる言論運動に放棄するならば、たとひ軍部大臣文官制と云ふが如き直ちに實現するには至らずとも、それは單に形態的實現で無い丈で、實質的には既に不逞文官者たる彼等が、陸海航空軍部を左右しつゝあるので、餘す處は形態的への一步に過ぎない。見よ、大新聞が揃つて前掲の如き社説を以てして、賣國根性の政黨に國防を勝手にさせ様と噪ぎ立て、居る一方に於いて、政黨内閣員とその與黨等は、南陸相が黙つて居れば彼等の「牽制」に服さねばならず、延るては爲に國防に影響し、國礎を禍するのを憂へて、或は軍司令官及び師團長に向つて覺醒を求め、或は相手の逆宣傳の機先を制して聲明書を發したのに對して、前述の如く「事毎に喧嘩腰『不可解な陸軍』とか、又は「政府恫喝だ」とか、甚だしきは「我儘が過ぎる」な

どと——顧みれば日露戦争當時を中心とする、桂、山縣、寺内の存在中は、謂ゆる「軍閥」としての我儘な長州閥が跋扈して居た。併し、山縣の晩年、佐賀出身者たる純忠硬骨漢が長閥大撲滅を斷行して以來、今では軍閥即長閥の「我儘な軍人」など、寧ろ無き過ぎるのを以て困事とする程である。それにも拘はらず——例の反對の爲の反對を生命とする非皇魂劣悪な本性から、今では獨り彼等自身にのみ當嵌まる「我儘者」の名を以て、あべこべに軍部を遮二無二罵倒する次第！ 實に憎みても餘りあり、憂ふべき事の極みである。

全的根本改革案の含蓄する一條項としてか、又は部分的改造案の一種としてか、兎も角も「政黨」なるものを、在るべからざるものとして禁止する事と、現存する「新聞」を悉く封じ去り、職分的に數個の別があつて而も本質的に統一された新生命の新聞を唯一の新聞たらしめねばならぬ事とは、動かすべからざる緊急の改革的條件である。

あゝ政黨の禁止及び新聞の國營！ 若し此事にして實現すれば、それは單に其事だけに始終する局部的改良では無くて、全く更新的にして且つ更に躍進性を孕む大改革である。この斷行それ自體が、前進的な別の斷行性を有する。(六年八月稿)

(政黨禁止論・補の一)

九、候補者規定の大不備と之に即する棄權正義の理

舉國總棄權か然らずんば選舉法の改正・選舉法

即ち普通選舉法の改正は之が「廢止」に依りてのみ徹底す

今や「立候補」と云ふ事に、根本的な疑問を抱いて然るべき時代であらう。實際はそれが「被立候補」と言はるべき事實であるのに、現に無意味にも、不合理にも、自分で候補に立つのである。誰かに立たされるので無く、誰か立つて貰ふので無く、自分みづからがノコノコと立つのである。人望と云つたやうなものも何もかも一切が自分一己の自分免許で、刑事被告人までがノコノコ立候補する。假にその個人が被告人でなくとも、多年の犯罪悪歴史に於ける刑事被告黨の一黨員たる泥棒やスリの連中までが、それから一方では無産黨などと稱して、その黨として表明した文字の上では謂ゆる法門を通過し得ても、その黨員個々が抱藏する思想精神に於いて、我が日本の國家どころか、我等の大親御にして現津神なる上御一人をも呪ひ奉るが如き叛逆者までが、謂ゆる「候補」に立つのである。

然るに此處に、この驚くべき事實が、實は誰にも驚かれず、不思議がられずに現實に存在するのみならず、之に附け加へてモウ一つのヨリ以上、驚くべくして驚かれずに行はれて居る事實がある。それは何か？ 尊嚴なる筈の法律なるものが、この驚くべき惡事實を巧みに擁護して居る事だ！

現行「選舉法」正文をつぶさに読んで見られよ、全十三章百五十條に渉る法文の「第七章」は即ち明らかに「議員候補者」及び當選人の規定章であるが、この選舉法には此の章條の前に早くも「議員候補者」なる文字が都合十回——それは第四章の第廿四條に三回、第三十條に一回、第五章の第五十二條に六回——出て居て、その前後を通じて全部を熟讀し精査するのに、問題の「候補者」たるや實に曖昧至極の法定である。そしてその之が眞の規定である前記「第七章」は、杜選至極にも、いきなり「議員候補者」たらんとする者は「云々の期日までに届出れば」それで「資格」が出来ると云ふのである。

然るに斯く杜選な規定に依つて資格を得たる候補者は、反對に前記の諸條に於いて「候補者以外の者に投票しては無効だ」と云ふ事で、實に金城鐵壁の擁護を受けて居るのみならず、更に他の條項に於いて「競争者なき時は當選」と云ふベラボウな、併しもう一つの金城鐵壁に牙保されて居る。

自分免許でノサバリ出た謂ゆる候補者！ その候補者以外に投票し得ずとする法律！ 何と云ふソであり、ベテンであり、阿呆であり、非科學的であり、低級な文化程度であり、そして又何と云ふ

外國模倣の儘の非進歩であり、國體破壊の促進機能であらう！

此處に今一つの醜惡は、内務省あたりの「棄權防止」である。既成政黨否定の潮流に直面して、棄權は國民の恥なり、棄權すると言はれたら、國を擧げて新出の無産黨に投票する外は無からう。

尊き選舉權！ それは、今の時今の日本に在つては、目覺めたる眞の「皇民」として、唯々これを行使せぬ——即ち棄權する——と云ふ「行使法」に於いてのみ充實せしめ得る。然り、棄權せよ！ 擧つて棄權せよ！ 杜選なる現行法を見極めた眞の皇民に於いて、棄權は實に正義である！

現行選舉法は此の理由から改正を要する。併し眞に此の理由からの改正は唯々これが廢止——即ち現行の普通選舉制の撤廢——に依つてのみ徹底せしめ得る。

(政黨禁止論・補の二)

十、定むるに基準なき選舉權と被選舉權の資格年齢

我が國性民情の遺憾なき發揮は今の謂ゆる

普通選舉の撤廢を求む。現行選舉制を撤廢して「家長有權制」を採れ

現行の我が選舉法は改正を要する。併しそれは無産黨の奴等が主張する意味に於いてでは無い。私

は既に平野義太郎博士の校閲にかかる「勞農黨選舉對策委員會」編輯のもの——無産階級の爲の「普選法罰則の研究」を精讀し、又絶えず彼等の言論に充分の注意と觀察とを拂つて來た者であるが、彼等の改正要求に於ける條項が多々ある中にも、最も大きくそして中心を爲して居るものは年齢の問題である。現に左翼、右翼、それら差はあるが、現在の選舉權資格年齢二十五歳、被選舉權資格年齢三十歳、これを共通にして何歳か引下げると云ふ事では無産黨各派とも異口同音の叫びであつて、中間派は滿二十歳共通、最左翼は滿十八歳共通、最右翼は選舉權を滿二十歳、被選舉權を二十五歳程度と云つた位の差と言ひ得る。

次に彼等の主張は、保證金の問題である。之は各派に就いてまだ詳しくは知らぬが、恐らくは各派共通全廢の要求であらう。その次には、綜じて「階級的偏頗性」をば各條項から撤去すべしと云ふは勿論、特に最左翼黨に至つては、寧ろ之を逆轉せしめんとその要求の猛烈なるものを抱藏する。

私は今爰で、彼等無産黨の主張は全然これを退くべし、聽くべからずと主張する。之は、民政黨現内閣が、兎角彼等に秋波を送りつゝある事實から、或は彼等の主張に心にも無く(又は心から)耳を傾けはせぬかと氣問はれ、現に選舉法改正の低聲が聞えて居る時に當つて、勿論その主張に何等皇國のな根據なく、到底反對せざるを得ぬからである。

私は今その中心問題、即ち年齢に就いて述べる。一體この選舉權及び被選舉權の資格年齢は、何を基準にして定めるか? 多くの人が先づ着目するのは、例に依つて「外國は何うなつて居るか」と云ふ事であらう。處がその外國は、英、米、獨、佛、露、その他悉く一樣でない。露は十八歳、英は十九歳、獨及び瑞西は二十歳、米を始め佛、白、其他の數ヶ國は二十一歳、瑞典が二十五歳である。斯くそれ／＼が異なる場合、謂ゆる外國に取る基準はあり得ない。

そこで何うしても、自國自身の或る研究から之を求めなければならぬとして、爰に當面する對象が又それ／＼同基でない。無産黨の低能連はスグ徴兵適齡の滿二十歳を基準に擧げるが、それが何故に不動の眞理であり得るか! 見よ、もつと人類共通的な根據、即ち生理、醫學上から割り出してあるものに、民法上の男女結婚年齢がある。即ち自由結婚の法認は、男滿三十歳、女滿二十五歳である。又別に財産上の或る法認を有する年齢として、滿十八歳と云ふのがあるけれども、之は問題にならない。要するに、この資格年齢たるや、定むるに基準なきものである。曾て十數年前、安部磯雄氏は、翻譯らしいペビー・サフラゼット(赤ン坊の選舉權)と云ふ短文を發表した事がある。謂ゆる「公平」は進んで赤ン坊を資格者にせよとまで脱線し得るのである。

我が眞の國性民情の遺憾なき發揮は、眞に徹底せる普通選舉制に歸着する。而してその徹底せる眞

十、定むるに基準なき選舉權と被選舉權の資格年齢

一一〇

の普通選舉制とは、數年前に私が主張した「家長有權制」あるのみ、他の何物でもあり得ない。現行の選舉法は、改正では無くて撤廢を要する。そして之が撤廢は、政黨の禁止に依つて爲し得べく、又この禁止は、徹底せる皇政維新に依つてのみ贏ち得べし。

——(以上・補論二篇五年三月稿)——

第二篇 天皇親裁國體原理

一、天皇親裁・まつろひ・家子郎黨Ⅱ原理

——大國隆正(玉松操の師)の「尊皇」精神と思想の矛盾——その「尊皇」

用語の共鳴から翁の「本學學要」及び「三道三欲論」を讀みて——

一、玉松操とその師大國隆正との名を知れるそもく

私が始めて玉松操の名を聞いたのは、昭和三年の春、同郷會津の舊友からであつた。明治維新の經綸大綱は岩倉具視の手許で纏められたものであり、その岩倉具視の大綱は玉松操から出たものであると云ふのが、私のその舊友から聞かされた梗概であつた。爾來私は是非この玉松操に就いて詳しく知りたいと思つて居ると、間もなく故渥美勝氏の中介で伊藤武雄氏を知り、同氏の我が錦旗會例會に於ける講演に依つて、その生涯、思想、業績の大體を知る事が出来た。併し伊藤氏のその講演は後に金鷄學院から「復古の碩師玉松操」と題する叢書として發行され、その寄贈も受け、當時これを一讀したのであるが、多用複雑な私の腦裡に記憶する處では、この玉松操と大國隆正との關係に就いては殆ん

ど取扱はれる處が無かつたやうである。兎も角も私としては、玉松操に關する伊藤氏の講演に依つても猶、大國隆正の事はまだ知らなかつたのである。然るに私は一昨年の一月に至つて、かねて玉松操の名に次いでその名を聞き知つて居た大國隆正の事に就いて、之を始めて山口銳之助先生から御聞きする事が出来たのである。即ち私は山口先生から、玉松操は會て大國隆正に師事した者である事、そして玉松の思想は大國の思想である事、又その思想は大國翁の謂ゆる「本教本學の思想」なるものである事を聞かされたのであつた。

山口銳之助先生は、昭和三年十二月の渥美氏の葬式に列席されて、當日列席者全部に進呈した私の「日本思想」新年號を御覽になり、年が明けて正月、始めて私を御訪ね下されたのであつた。それより先き先生の名で「日本思想」一ヶ年分の購讀申込があり、その手紙の封筒には御住所代々木の「本學會」と云ふ肩書が印刷してあつた。併し私は先生に御目にかゝる迄は、先生の如何なる方であるか、又その「本學會」が如何なるものであるか、サツパリ知らないものであつた。先生の御訪問を受け且つ御話を承はつて始めて、特にその本學會の御説明を通じてその本學會とは即ち大國隆正の思想研究の會であり、その精神の繼承其現に精進する會である事を知ると同時に、その御身分(元帝國大學教授・學習院長・圖書頭兼諸陵頭・現宮中顧問官・理學博士)の如何に拘はらず、私が先生を先生として尊敬すべき

所以を知つたのである。そして私は直ちに其時から、先生を通じて直接その本學會の會員に加へて載く事となり、爾來毎例會には殆んど缺かさず出席して來た次第である。

二、隆正翁の遺著六十餘種中の「本學學要」及び「三道三欲説」

併し山口先生の本學會では、少なくとも私がその末席を汚さして貰つて來て以來は、大國隆正の研究と云ふよりは、山口先生御自身の思想の研究——明治戊辰祭政一致御制度の研究——が續けられて來たのである。昭和四年の春以來最近まで十數回の例會が開かれて、其間、隆正翁の古事記講義の研究と、三道三欲昇降圖説の研究とが二三回行はれ、猶ほ同四年と五年との二回、特に隆正翁の例祭及び紀念講演會が舉行されたけれども、その他の例會の大部分は——尤もそれは山口先生が大國隆正思想に啓發され、その思想に立脚して建設されたもの、由なれど、要するに前述の、山口先生御自身の思想講義の例會であつた。それで私は（會に連なる他の諸氏と同様に）本學會に依つての大國隆正研究は今猶ほ至つて幼稚であるから、之に就いて未だ充分な發言資格は持たないのであるが、前述の如くその例會で「三道三欲昇降圖説」を研究した外に、私自身、今度改めて同書を精讀し、附け加へて別に「本學學要」を一讀し、之に依つて大國隆正翁の本教本學思想なるものを一應理解し得た様に思はれる

ので、茲にこの標題に依つて若干の見解を述べる事にした次第である。

本學會の幹事小豆澤文學士が註釋されて、教育研究會から出版された「本學學要」の全卷には、隆正翁の略傳が掲げられ、其處に家系、修學、閱歴、事蹟、王政復古説などが述べられ、最後に翁の主要著書六十六種の標題が列擧されて居る。隆正翁の著述は概して小冊ものであるとは、かねて山口先生を始め、飯森文晴氏や其他から聞き及ぶ處であるが、中でも「本學學要」は比較的大量ものなさうで、之は菊判四六組にして八十頁程ある。小豆澤氏の擧げられた「主なる著書」六十六種の内、私は左の三書——尊皇攘夷神策論、尊皇攘夷異説辨、やまと心——だけは是非とも、本學學要（上下二卷）及び三道三欲説の外に精讀したいと思つて居るが、本が手に入らないで果されずに居る。なぜ私がそれを讀みたいのかと申すに、その二書に於ける隆正翁のその用語「尊皇」に先づ魅力を感じ、従つて此の言葉づかひをする先人の説く他の一書「やまと心」もさぞ共鳴の湧く多くのものが在るべく思はれるからである。私は敢て「共鳴」と言ふ。それは後輩末輩の言葉として不遜のやうに聞えるであらう。然し乍ら既に私は、この「尊皇」なる言葉を、隆正翁にも又は他の何人にも依らずして、昭和二年以來使用し、且つ「尊皇」思想即本來生命なる事を力説して居るので、この一點では唯だ幕末に於ける大人大國隆正翁を一共鳴者として見出したに過ぎない。固より私は翁に滿腔の敬意を拂ふ。それは先づ此の用語を

のものが物語る翁の抱懐に於いて、それが神道儒教化の絶頂であつた幕末へと云ふ事も私は最近斷言し得るに至つた)の神道學者中、脱儒學の超然たるものあるを認め得るからである。

三、安政當時に於ける隆正翁の「尊皇」なる用語

翻つて、この「尊皇」なる用語に就いては——従つてこの用語が示す隆正翁の超王道の我が皇道思想に就いては、山口先生の本學會に於いても、之に心付いて何事かを述べた人は無かつた。固より山口先生を始め、隆正翁を以て大人中の大人なりと爲せばこそ、そしてその偉大なる所以はその脱儒教、従つて我が本來生命の優れた體得に在りと思はばこそ、本學會を創立して研究と運動とを企圖された次第であらう。即ち大國隆正翁の思想的精神的優秀に對して、本學會の同志は謂ゆる言擧げ無しにその「實質」を把握して居られるであらう。然し乍ら今私の言ふのは、未だ曾てその人々の誰もが、この「尊皇」と云ふ用語に就いて、又はこの用語に籠る絶對的にして且つ對時代的な積極的重要意義に就いて、一言もされた事が無いと云ふ點である。唯だ獨り飯森文晴氏は、嘗に大國著書の多くを讀んで居られてその研究が深いらしいばかりで無く、私の懐く處も大ひに解し且つ之を隆正翁と共通するものだと見て尊重されるらしく、過日も二度目で私に次の如く言はれたのであつた。「大國先生の直毘靈

に就いて書かれたものは、丁度あなたの御考へと同じです。是非あれを一度讀んで載きたいもので……」と。

その著は「直毘靈補註」と題するものであるらしく、之も私は由來是非一讀したいと思つては居るが、何しろ古本屋などでも滅多に手に入らない寫本なさうで、學習院の藏書中に在ると聞き、飯森氏は手寫して所持されるそうだが、まだ拜借閱讀の機を得ずに居る。若しこの「直毘靈補註」を讀んで見たならば、或はその明らかに採題された尊皇攘夷神策論や異說辨を讀むよりは、一層よくその「尊皇」用語の思想精神に觸れ得るのかも知れない。何は兎もあれ多くの人々は——我が本學會員の大多數ですら——この「尊皇」用語の思想精神から遠く懸隔のある思想精神、即ち「尊王」用語に於ける支那傳來の王道化思想を經とし、更に外來の宗教化精神を緯とする化物に禍されて居るやうである。私は支那化に次いで西洋化の茶毒の甚だしい今日、若し眞に頼もしい意味での「心ある人々」であれば、單に「尊皇」てふ用語そのものに對してすら、今少し驚異と感激の著るしい心が動くべきだと思ふ。そして、この心の動きが無い程では、大國隆正翁の著書を讀んでも餘り得る處は無いであらう。何故なれば現に私が之から「本學舉要」及び「三道三欲昇降圖說」に就いて述べる如く、翁にはその「尊皇」の我が本來生命が體得され、それがこの重要著書の骨子を爲して居るではあらうが、而も又他に餘分な牽強的神學宗

教説がその到る處に散見されるので、結局漫然たる讀者には其處から遂に寶玉は拾ひ得ず、却つて瓦礫をのみ摺む事に歸するであらうから。

四、文久年間に於ける隆正翁の揮毫「尊皇攘夷」とその和歌

さて然し乍ら隆正翁の著書の標題に於ける「尊皇」用語は、それがその直接紹介に依つて知られる丈で、ツイ先頃までの私にはまだ翁に對する此點での敬意が本ものでは無かつた。然るに昭和六年一月の本學會例會に於いて私は、山口先生を始め十數名の列席者諸士と共に、それが翁の實際の抱懐であり且つ踐行であつた事を知つたのである。當日は珍らしい新顔で、山口先生及び小豆澤氏の同郷人たる、鳥根縣舊松江藩士の齋藤富次氏が出席されて、大國隆正翁の眞蹟——掛軸、丹尺、書翰など——を示されたのであるが、その中の一對の掛軸は、實に隆正翁が七十一歳(文久二年)の時、右齋藤氏邸に於いて、齋藤氏の祖父君(翁と昵懇)たつた勤王黨の一人)に書き與へられたものだそうで、それには左の對語及び對歌がものされて居た。

尊皇

さし昇る日かげに松も榮えなん

この手かはしは根さへかれつゝ

攘夷

住つきしえみしを攘ふ神風は

人の手よりぞ吹きそめにける

私は之を見て、先づその七十一翁の筆蹟の雄健にして潤達なるに驚歎を禁じ得なかつた。それには少しも御家流らしい處が無く、しかも實に惚れんゝする個性發揮の達筆の美が躍いて居た。次に私はその「尊皇」「攘夷」の眞蹟に依つて、前述の如く在來の抽象的「敬意」に對する具體的裏付を得た。之を見たからには最早やその著書を読まずとも、その「尊皇」が翁の積極的な思想精神であつた事に間違は無いと實感した。それから最後に私は、その三十一文字を通じて、隆正翁がより以上深く私の共鳴先輩者である事を知つた。即ちその一の句は、旭日の冲天と共に、ときわかきわの松は榮え行き、しこ草の根は枯れて果てると云ふ、尊皇を絶対の第一義とし、平時及び非常時の國體原理とするの思想である。そしてその二の句は、夷を攘ふ「神風」が先づ「人の手から」吹くと云ふので、明らかに我が民族生命の宗教化墮落に依る天佑信仰の一蹴が示されて居る。素直な物の見方をする健全な腦力の持主同士が、互ひに國の子として深く／＼國を愛ふる時は、よし時代を異にして居ても同じ眞理の把持に到達するものである事を、私は之に依つてしみじみと感知したのである。

以上はつまり本篇の前書きである。だいぶ長い前書きであつたが、これが決して餘分な道草で無い

事は、以下、前記の二著に就いて述べる處で知つて載けるであらう。猶ほ爰で今一度繰返して言つて置くのは、大國隆正翁の根本精神はそれであつて洵に畏敬すべきであるが、翁がこの精神または思想——翁の謂ゆる本教精神または本學思想——を説く處の著書に於いては、幾多の餘分な牽強的神學説及び時事論策——それは寧ろ前述の大精神、大思想の解明に益なく、或は却つて之が體得を邪魔するもの——が發見されると云ふ事である。隆正翁の門人としての最後の一人である故子爵福羽美靜氏の門人、之も或はその最後の一人であらう陸軍中將榊原昇造氏は、いづぞや山口先生に對して「大國先生の最負の引倒しにならぬやうに」と注意された事がある。私はその意味する處の如何を知らないが、自分一個の別な立場から特に世の大國思想研究者に向つて「翁の著書の含蓄する處は玉石混淆である、その石コロに掴まつて寶玉を取り損ふ事が無いやうに」と呈言する者である。

五、遺著に於いて見る隆正翁の思想的遺憾——本學學要を精讀して

先づ「本學學要」から始める。私が讀んだ小豆澤氏註釋の本には、附録として山口先生の「忘れられたる本教本學」と題する長論文が附いて居て、其處にも本教及び本學の説明が在る。併し爰では直接、隆正翁自身の説明を紹介しよう。その書き出しに曰く「我が日本國へ外國の教法の入り來りしは、應

神天皇の御宇の事にて、それまでは本教の一すぢにて、上下和合し、世の中よく治まりてありしなり。本教とは、わが天皇の御系譜にして、天地のいできはじめの、眞を傳へ給へる、神代の古事をいふ。その古き事どもを見るに、その表は淺はかに見えて、その裏に深き旨あり。世の中の人その表の淺はかなるを見て、これを差し置き或はおとしめ嘲りて、儒佛の書にしかずと思へり。隆正わかかりし頃より、思ひ起す事ありてこれを打嘆き、いかでその籠れる深き旨を引き出さんと、天照大神、思兼神に乞ひのみ奉りしに、その神慮や加はりけむ、その潜める旨を引き出して、普ねく人に知らしむる身となりぬ。」さてその本教と云ふ名目は、隆正が新たに付けていふ名にあらず。太朝臣安麿主の書かれし、古事記奏上の序に見えたり。其文に曰く、故太素杳冥、因本教而識孕土産島之時、元始綿邈、頼先聖而察生神立人之世、とあり。本教の二字この序の眼目なり。——之に依つて見れば、本教と云ふのは古事記の上表文から取られた題目であつて、我々が豫め隆正翁に依らずして解し來つた處では、古事記に教えてある内容が本教なのであるが、翁も亦凡そ其通りである事を爰に諷して居る譯である。然るに太朝臣安麿に於けるこの用語を案するに、その「本」は即ち「此」の意味を出でない様であるが、隆正翁は爰に一應その意を體するものゝ如くで、而も實はやがてその「本」が「元」である事に説き進め、かくて後段に指摘する如く、私に取り之と共に幾つかの問題である處の思想を

表示して居るのである。

應神天皇の御宇以前、外國の教法入り來らずして、日本は本教の一すぢに依り、見事に治まつて居たと云ふ事。然るにその外來教法に惑はされて、この本教を輕侮する儒佛の徒の跋扈を見るに至つたと云ふ事。隆正翁のこの叙述は、史實の眞を傳ふるものである。若しこの眞相の觀破に立脚して、その本教——古事記に教ふる處——を卒直に解釋して行くならば、我等の云ふ皇道國體原理が明示されるのである。然るに隆正翁は、前掲の叙述に續いて曰く「土を孕み島を産むと云ふ事、異國には其ためし無し」と。斯くして次第にその叙述を、天地創造の靈異と云ふ事から、我が古事記の教えを以て靈能神秘的宇宙哲學乃至神學を中心とする、選ばれたる國家の宗教倫理學たらしめべく、進展せしめ行くのである。そして註釋者も指摘して居られる如く、本教の大眼目が間もなく次の通り表現されて居る。「本教は儒佛の教えと同じからず。天地の成り立ちを説きて其内に人の行ふべき道をも教えてあるものなり。さてその教えの主旨は、天地の始めに神靈ありて天地を造り給へる時、日球を緯星天の本とし、日本國を地球の本とし、我が 天皇を國王どもの本とし、天地人の三本を茲に立て、天地を造り成し給へるにより、我が 天皇の御統は萬々世變り給はぬなり。(以下改めて後掲)」

隆正翁が「異國には其ためし無し」とする處の樞軸は、この謂ゆる天地人の三本樹立である。そして

之が又當然その本教の眞髓であつて、斯かる眞髓を有する教理或は道義は「異國には無い」と云ふのである。噫々然し乍ら、之と略ぼ内容を等しうする記述が、希伯來神話に儼存する事を知る者に取つては、謂ゆる我が本教の價値や甚だ覺束なく、之をヤソの言葉を借りて云へば隆正翁に依つて天にまで上げられたカペナウンが、忽ちにして地に引き下されざるを得ぬ次第である。バイブル創世記の物語る筋道は、謂ゆる地球本位説であつて、隆正翁の解釋に依る我が古事記の太陽本位説とは異なり、従つて我が古事記は宇宙科學と合致し、彼等の創世記は之に合致せず、此點創世記は甚だ貧弱であり、由來西洋ルネサンス時代まで科學との大衝突を演じ來つた次第である。然し乍ら創世記はその地球本位説の外に、恰も我が古事記が「日本を以て地球の本とし、我が 天皇を國王どもの本とす」との解釋をゆるす思想を有する如く、其處に今一つ「イスラエル民族の國を以て地球の本とし、アブラハムの裔を以て諸王の王とす」との解釋を是正せしむる思想を儼然として持つて居るのである。隆正翁の此處の力説から謂ゆる「世界總帝國」の思想を演繹するのは可い。然し乍ら之を以て——單に之のみを以て——世界總帝國は我が日本なりと叫ぶのは井底の蛙である。

六、上御一人の絶對性を傷くる思想Ⅱ國內國を成す階級介在の是正

我が 天皇の御統が萬々世變りなき所以は、謂ゆる三本樹立説のそうした神秘的神學の理論に基くのでは無い。それは之を最も常識的に表現すれば「我が天津日嗣（天津日嗣）太源のみことは、いとも尊き天津神の御子であつて、われ／＼臣民は亦この天津神の末裔（末裔）であり、我が日の本のすめらみくには、この一幹萬枝、同源一族に依つて成り立ち、上 御一人と下萬人と率ゐられつゝ世界の造り堅め成す使命を帯べる國である」と云ふ民族信仰と、之に基いて生成發展し、之を裏付けて來た皇國史實とに據るのである。錦旗會同志の中にも、古事記に於ける謂ゆる宇宙哲學や神學的部分の解釋、何處の神話傳説からも見出し得る死理空論——をのみ後生大事にして、宇宙哲學や神學などの言擧げとは没交渉な民族性を賦與された民族の單純な生ける信仰をば、その死理空論を以て不知不識の間に退けて居る不都合に思ひ當る事が出来ないのみならず、造り持つて來た儼乎たる歴史——何よりも有力な皇國史實——に據る事を一向に閑却して顧みない老人がある。未だ西洋の哲學科學が渡來しなかつた幕末であつたと云へ、儒佛思想の悪影響今日よりも甚だしかつた當時に在つて、隆正翁の這の神秘的宇宙哲學乃至神學傾向に囚はれた努力は無理からぬ事にも思はれる。然し乍ら兎にも角にも隆正翁に就いて明らかな一事は、翁が或は耶蘇教の新約書は知つて居たであらう（天保の高野長英さへ既に讀んで居た）が、希伯來神話たる舊約書は全く知らなかつたであらう（當時まだ蘭譯さへ來なかつたらしいか

ら）と云ふ事である。翁にして若し之を讀み知つて居たならば、謂ゆる「異國に無い」と云ふ叙述も爲す筈は無く、又従つて例の形而上的神秘説を出でざる三本樹立論を以て我が絶對的尊秀性を説くの冒險は敢てしなかつたに違ひない。

續いて曰く「ひとり萬國萬民を治め給ふべきにあらねば、異言の各國に國王あり、同言の諸郡に領主ありて、その下民を治めしめ給ふ。民の内にも良民賤民の分ちありて、賤民は良民に使はるゝものなり。各々その使はるゝ者は、その使ふ人にまことを盡すを、君を思ふまことと云ひて、人の道の旨とする事になん。支那にては周末より之を忠と名づけ、孝に並べて人の徳行とす。（中略）忠孝の二字は支那の文字なれども、君を思ふまこと、父母を思ふまこと、と云ふ言葉は古よりありて、そのまこととは我が日本國、もろこしに優りてなんありける。（中略）支那は亂臣賊子代々に絶へず、不忠を常とする國なり。天竺は父母を捨てゝ出家する、不孝の國なり。西洋は不貞の國多しと聞く。（中略）寶祚無窮の神勅たがはず、天皇も大御位を守り給ひ。大將軍家は國政を執りて下民に忠孝貞を勵まし、おのづから大帝爵の國體を現はし給ひ。諸大名はよくその分國を守り、表は武國の名を擧さず裏は忠孝貞のまことを失はず。下民は悉く各々享け得たる職業を勤め勵まし、又よくこの忠孝貞を我が日本國のものとして違はぬ様にすべきなり。之を我が立つる本學の大意とす。」「本學と云ふ名は古書に見

えざれど、本教と云ふ事あれば、その本教の旨を學び知る學術なるに依り、之を本學と云ふなり。」
此處の最初の叙述は、前述の世界總帝國日本と云ふ思想表現の連続であつて、それから直ちに國內國を成す事を是正化する處の思想と、且つ一君萬民に於ける親子長幼の秩序以外に司配被司配階級の存立を是正化する思想とを含蓄する、非皇道主義思想への突飛な敷衍的飛躍である。その忠孝貞を説く處、その文字に就いて言ふ處、それは一應結構である。然し乍ら國外に各國王の在る事と、國內に各領主の存する事とを同一視し、而してその各領主(現代の資本家や政治家)の存在を正當化すると同時に、延びて良民賤民の差別存続を正當化し、更にその忠孝貞をこの「一君對萬民」以外の多岐多端なる封建制度主従關係に當嵌めて、之を倫理的に是正し、以て我が皇道國體の絶對的尊秀を説けりと做し、之を本教(本教の旨を究むるを本學)なりと斷するに至つては、實に沙汰の限りと言はねばならぬ。畏敬する我が山口先生の謂ゆる「家の子郎黨主義」は即ち、隆正翁の斯説に據るものであらうが、それは一大皇國を「家」とし且つ 御一人大君を仰ぐ萬民を「子」とし「郎黨」とするのでは無くて、畏くも 明治天皇が「七百年の武家政治は我が國體を危うした」と慨かせ給ひ、又彼の頼山陽が「此時より」として外史叙述の上に劃然たる意義づけを爲し、以て順逆を説ける、その逆性の「家の子郎黨」——家族的親子長幼男女の秩序に非ざる非倫理性階級が存在(其處には下萬民の平等性の蹂躪あり、延びて爲である。

七、尊皇精神を裏切る徳川大將軍家Ⅱ幕府存在の是認

は當然 上御一人の絶對性の侵害あり)——を是認する思想である。私が今日まで絶えず、御自分の獨創的な尊き御研究に基く山陵問題を中心に昭和維新を翹望せらるゝ山口先生を畏敬して、而も玉石を分たすして大國隆正思想を吹聴せらるゝ山口先生に對し、常に異見を呈して已まないのは全く之が爲である。

隆正翁自身も直ちに之が辯解を試みて居る。「今茲に、大將軍家は大帝爵の國體を現はしと書けるを、心得がたく思ふ人もあるべし。之に依り、今この事を詳しく語りてん。そもく我が古傳にクニヨサシと云ふ事あり。よさしとは寄せ授け給ふを云へる古言なり。神代卷を委しく見れば、三度のクニヨサシありて、之を神代卷の大事とす(中略Ⅱ此處に天津諸神よりイザナギ・イザナミ兩尊に對する緯星天の寄せ授け、イザナギ・イザナミ兩尊より天照大神に對する日球の寄せ授け、天照大神よりニギノ尊への日本國の寄せ授け、合せて萬國の兼ね授けと云ふ叙述がある。)游子六が天經或問にも、天自ら天に非ず、地自ら地に非ず、之を造れる者あらんと言ひて、その造れる者を上帝にかけて論じたるくだりあり。之は如何にもさる事にて支那にもその傳へ無きに非ず。されど外國には、我が神代

卷の如く、天地創立の事を委しく詳らに傳へたる説はあらぬなり。(中略||挿評||この最後の一句は、既記の如く、少なくとも創世記に對して當らず。)我が本教の中の本教と云ふべきものは、天都詔詞太諱辭あまつひのりことばと云ふものにて、今神職のいづれの神の大前にも唱ふる、ト、ホ、カミ、エミ、タメと云ふ言葉これなり。之に圖あり、之を太卜ふたふの區象まじりかたと云ふ。(後略)「

之からその區象を擧げて説き、その終りに「詳しくは天都詔詞太諱辭考に説くを見て知るべし」とあり。更に直畫二線と横畫二線とに依るト(地)ホ(日)カミ(神)エミ(人)タメ(物)と云ふ説明があり、猶ほエミ(笑み)の説明があつて後、その終りに「是等の事は今の世の急務に非ず」とある。それから更に人と稻との相互關係の説明をした後、曰く「人の道、つまる處、タメと云ふ一言にて、二つに分れてあり。(中略)まづ和言にて云ふべし。相たすく、本につく、これなり。漢字にては附本相扶の四字なり。(後略)」と。併し以上ではその辯明を果さず、却つて謂ゆる「本教」は單に「附本教」だけでは無く「相扶教」でもあると云ふ、又々突飛な敷衍である。

右に續いて直ちに曰く「忠孝貞の三つは本に附く道なり。職業禮儀は相扶くる道なり。内に入りては忠孝貞を勵むべし。外に向ひては職業を勤むべし、禮儀を失ふべからず。職業禮儀は身のわざにして表に立ち、忠孝貞は心の徳にして裏に普ねきものになん」と。そして、特註の意味でか行を改めて

「二方に分けては説けど、まこととはタメの一にて、中道に歸するものなり」とある。これに依ると、本に附く相扶くの二つはタメと云ふ一つのもので、その二つが一つとして謂ゆる中道に歸し、その謂ゆる中道が人の道なるものであり、又その「人の道」が實は「本教」だと云ふ事になつて居る譯である。斯くして結局、隆正翁の豫め言へる「我が 天皇の御系譜にして、天地のいでき始めの眞を傳へ給へる神代の古事」なる「本教」は、その謂ゆる本教が單に例へば教育勅語に於ける「斯道」の場合と等しい、「此教」——古事記の教えを指して安麿太朝臣が言へる——意味の代名詞で無い丈では無く、又實にそれは敢て謂ゆる云々の「神代の古事」でも無く、又更に前述の代名詞を形容詞に振替へての「本に附く」故に「本教と稱す」と云ふ譯でも無く、實はその「本に附く」以外に「相扶く」を加へて——翁は「加へるのぢやない」と言ふであらうが、實は全く之を「加へて」——のみ成立を告げる處の「教え」なのである。言ひ換えれば、大國隆正翁は太朝臣安麿翁が、古事記の奏上文に於いて代名詞に使つて居る處の「本教」なる文字を取り來つて、之を安麿翁の場合とは別な形容詞に振替へて供用すべく自己流の内容を附け、その内容づけ即ち説明に依つて「本教」と稱する人道論を試みたものに過ぎない。

之から以下すつと(上卷下卷を通じて)その漢字にて云ふ「附本相扶」の説明(特に17頁33頁36頁56頁——60頁65頁73頁)に費されて居るが、要するに例の「大將軍家が大帝爵の國體を現はす」所以の説破

は遂に爲されて居ないのみならず、寧ろ徳川將軍家の存在を辯護するのが、その間接の目的では無いかとまで思はれる節々が多いのである。隆正翁がひたすら「天照大神、思兼神に乞ひ奉つて」その「神慮や加はりけむ」結果、普く人に知らすべく引き出された「潜める旨」の説き明かしに於いて見る思想、それは「尊皇」用語に於いて示された翁の本來なる尊皇精神と相添はざる懸隔萬里のものである。

八、有意か無意か——一國に於ける二君主の是認に基く佐幕論

隆正翁は「本學學要」上卷の筆を進めて曰く。「西洋にて今、帝爵、王爵、侯爵と、國の位を立て、云ふ中に、我が日本は第一等帝爵のうち数へられてある事なり。支那、露西亞、獨逸、土耳其、是等は同じ帝爵の國ながら、國王にしへに違ひ、又中古より成り立ちたる國にて、我が日本國の皇統の如く國王の遠はぬ國にてはあらぬなり。之に依りて思へば、わが日本は獨り抜け出で、貴き國になんある。」「これ迄の如き鎖國にてあらんには、とてもかくともあるべきを、今は地球上の有様にしへに違ひたれば、日本國も亦上古の儘にては在り難くなりであるなり。」「爰に、支那、露西亞、其他の王國が、それ〴〵皆全く、皇統かくの如き我が日本と異なる事を指摘し乍ら、猶ほ其等を「同じ帝爵の國」と言つて居るのは、隆正翁の理論的不徹底、又は精神と思想の矛盾である。次に「その上

古の儘にては在り難く」もその上古が「本教に依りて一筋に治まりてありし」事を知れる人の言葉としては大なる矛盾であり、深慮と徹底とを缺くものである。

更に曰く「今この時に當り、上古中古の如く、天皇のみにて將軍おはし、まさずば、かの隋代の書翰の如く、詮方なく、天皇外國の國王どもと同等の禮にて、書翰往復し給ふべきを、大將軍家と云ふもの、今は自づからいできてあるにより、外國の國王どもこの大將軍家へ、同等の禮もて書翰をおこするにより、おのづから、天皇の至尊にておはします事現はれ、おのづから大帝爵の國體いちぢるしきものになん。」「腐儒の徒輩いかでか是等の大理を知らん。この腐儒にも劣る國學者どもの世に多かるこそ哀しけれ」と。——之が實に此著「本學學要」を通じての、例の「大將軍家は大帝爵の國體を現はす」と云ふドグマの全説明であり、全説明の骨髄である。見よ、紙背に徹するの眼光を以てする時、其處には明らかに、當時の「尊王倒幕」論に於ける儒學者、國學者を向ふに廻しての、隆正翁の「佐幕」意識の強い動きの潜在が映するでは無いか！勿論當時の儒學者は固より國學者と雖も、その用語が「勤王」乃至「尊王」であつた通りの不純な皇民意識であつたのみならず、一方、それらの不純不徹底とは反對に、その「攘夷」から轉回して來た「倒幕」思想に於いては、薩長土肥の雄藩が天下を取らんとする時の勢ひに引摺られて、盲動的に甚だ熾烈であつたのだから、隆正翁がこの火に對して水を注いだ

心根にはあたならざるものが認められる。然し乍ら如何せん、その二君主是認的佐幕理論を以てしては、到底「尊皇」國體を説明し得ぬのである。

翻つて、隆正翁が例の「尊皇攘夷」を大書された時と、この「本學學要」を著述された時とを稽ふるに、其處に亦私をして頷かしめるものがある。あの對軸に残された「尊皇攘夷」の麗筆は、翁が七十一歳の文久三年に揮はれたものであるが、この「本學學要」は安政二年に門人をして、筆寫せしめられたものであつて、揮毫は著述よりも遅く、其間七年の隔りがある。安政の大獄や之に對する反發の櫻田門事變などがあつてから後、世は愈々眞劍な謂ゆる勤王の士に滿ち、時の叫び「尊王倒幕」が津々浦々に衍する時、曩の六十五歳翁が七十一歳翁となつて、山陰の一隅に於いて同志を得、共に憂國の誠を叙するに當り、その迸發するもの、「尊皇攘夷」であつたのは、げにも應はしい事として思惟される。然し乍ら七年後に於ける隆正翁が斯うであつたからとて——或は翁の内奥にはそれが不動の生命として潜在して居ればとて——それは七年前の隆正翁がその著述に斷じて佐幕的意見を表示せざるべしとの論據にはならない。否七十一歳翁の頃は當時の謂ゆる勤王派の急進的論客だつたであらうが、六十五歳翁の頃は猶ほ佐幕論者、少なくとも例の「本に附く」と共に「相扶く」を以て牽強附會の本教を説き、従つて唯だ「まつろひ」の一語を以て盡し得る我が國體乃至民族生命をば、忠孝貞の三字を借りて説き、

殊にその「忠」を説くや決して眞にその「本に附く」のでは無くて、その本義を蹂躪する如き學者だつた事が、明らかに本書に示されて居るのである。

九、輔弼責任の臣に屬する本義を逆用する詭辯

見よ、又曰く。「儒者は支那の古へ、唐、虞、夏、殷、周の五代を盛なりし時と思ひ、我が日本國をもその支那の古への如くに爲さんとする心あり。國學者は又、神代より 仲哀天皇の頃まで、外國の道の渡らざりし時を神道の盛なりし時として、その古へに復さんとする心あり、之は古學者の心なり。(評註「隆正翁も亦その「上古は本教の一筋にて治まり」云々の思想に於いて、國學者と異ならぬ筈である」(遠藤生)また 應神天皇より以降 天智天皇 天武天皇の頃を、盛なりし時と思ふもあり、更に 宇多天皇 醍醐天皇の頃を盛なりし時として、その古へに復さんと思ふ者もあり。いづれも「ひがごととなり、天地おこりてよりこのかた、日本國の今の御代ばかり盛なる時は、和漢のみか萬國の古今に有ること無し。隆正が今斯くの如く言ふは諂ひて言ふに非ず。古昔を見渡し、今の世を知りて言ふなり。盛なりと言ふ譯は、上に 天皇おはしまし、大將軍國政を執り、大小名諸國に分れて各々その領地を治めおはすにより、日本國中融通さし支へず、江戸へ參勤交代し給ふにより、道中賑はし

く、盜賊不法の憂ひなし。この制度を思ふに、おのづから斯くの如くなれるものにて、萬國の古今に斯くの如き處なく、斯くの如き時もあらぬなり。然ありて、良く治まりてあるは、何よりも芽出たく。又近き頃は異言の國より、次々に使の船をおこしなどする事あるに就きても、斯くの如く大帝爵の國體になりてあるは、おのづからの神議と、かしこくうれしく隆正は思ふなり。誰もく然思ふべき事になん。(中略)おのづから大帝爵の國體を具へたる時に當り外國の人の次々に寄り來るも、おぼろげの事にあらず。」「さるを儒學者、倭學者、すべて學者と言はるゝ者は何學者に限らず、今の世を護りて或は昔を執し、異國を執して、そのふりにせま欲しく思ふは、返すくも惡し。そはみな神道の活用を知らぬものなり。」

今爰に引いた處と前に引いた處とに、隆正翁の「大將軍家あり、故に大帝爵の國體現はれ且つ支持せらる」と云ふ主張の理由づけの全部が在り、又それが前述の如く「本學要」に於ける這の理由づけの骨子を爲して居るのである。そしてこの理由づけの骨子は要するに「上の 天皇だけではいけない」と云ふ事と、それは「外國の使者を遇する場合にいけないのだ」と云ふ事とに歸着するのである。それ以外に何等の理由を示して無い事は、何人の眼にも明白であらう。そこで問題は、單にそれ丈の理由なら、謂ゆる 天皇の下に在つて國政を執り、外國の使者を引見する如き責任の臣は、敢て大

將軍家で無くとも可いでは無いかと云ふ事である。現に歴史上明らかな事實として、いつも 明治天皇の御製に於ける如き 天皇の「わが政事助くる臣等」が在るでは無いか！そして、この大臣大連が 陛下御親裁の政事を輔弼し奉る任に在る事に變りは無いが、上古中古に於いて例へば隋使唐使の來朝に際して、その輔弼責任者が在つたに拘はらず我が 天皇が隋王唐王と同等の禮を以て、其等の使者から直接それらの國書を御受けになり、御返しになつたのは、それは何も日本が未だ隆正翁の謂ゆる「大帝爵の國體」を具へ得ずして居たからでは無くて、畏くも 天皇が「外使を遇するに外國の風習を採用し給ふた」に過ぎぬでは無いか！ 外國では國王と國王と同等の禮儀を以て直接書翰を往復するが、我が日本の 天皇は外國の王者と直接それを爲さるべきでは無い云ふ。それ丈の事なら一應御尤もとして受容れるが、隆正翁の理由なき主張では、その書翰往復や引見の如きを爲す地位者として、大將軍家で無ければならぬものゝ如くであるのは、全く受取り難き思想である。

隆正翁は「腐儒の徒輩いかで是等の大理を知らん」と罵り、又「その腐儒にも劣る國學者どもの世に多かるこそ哀しけれ」と歎じて居るが、それは何う考へ、何う詮索して見ても、只管なる「尊皇」の純粹意識からでは無い。惟ふにそれは、その儒學者や國學者の連中が時の日和を見て、一は拜唐思想から西洋を嫌つて日本を飽迄も支那化せしむべく、他は只々是非とも我が日本を憧がれの上古に復せし

むべく、共に偕に之とは相容れない幕府の措置、又は幕府の存在そのものに對して否定的言動を示しつゝあつた安政の初年、彼等の唱ふる處には不動の眞理が在ると同時に、その抱懐する思想の根本と精神の基調とに非日本的過誤の存した事は明瞭なので、此點に附け込む事の出來た隆正翁が、彼等に向ふに廻してその論策の中心に「佐幕」思想を組込むべく、謂ゆる「本教」の學術たる「本學」の此著を爲したものであらねばならぬ。

一〇、安政の來朝者ツンベルグ曰く「日本には二種の皇帝あり」と

謂ゆる大帝爵の國體を現顯し且つ支持するに必要不可欠の機關は大將軍家なりとの、至つて論據の貧弱な立論を以て之が主張を爲す隆正翁は、その大將軍家の起源に就いて價值づけを與ふる爲に、前に引いた叙述の前提として豫め次の如く述べて居る。「そもく我が日本國の古へは本教の一筋にて、誰も天皇の御系譜を疑はず。ト・ホ・カミ・エミ・タメの五つの神言を畏みて、神ながら安けく在り來し國なるを、氣運遷りては外國の教え次々に渡り來て、古事古言は知る人世に無くなりしなり。神武天皇より千二百五十年の後に當り、推古天皇即位し給ひ、聖德太子攝政して我が古風を廢し、外國風に萬事を移し給へるより、今に至りて又千二百五十年を経たり。おのれは、その中の千二百五十年

を、我が日本國の衰運と見てあるなり。(評註)此處に再び、隆正翁自身も亦「我が古風を廢するは非なり」とする人である事の暗示が見出される。されば翁が「上古の儘にては在り難し」と云ふのは大きな矛盾であり、又「上古に復さんとする心」の國學者を擯斥するのは甚だしき自家撞着である。猶ほ隆正翁の「衰運と見てある」——そして私も同感である處の、後の千二百五十年の始まり、即ち聖德太子が攝政された時代が、謂ゆる「復古」の目標たる我が上古で無い事は、自明の理である。右の續きを左に行を改めて(遠藤生)

「その衰運のなかばに當り、右大將賴朝卿、日本國の總追捕使を乞ひ給ひ、日本國の地を武家に領り給へるは、衰運の内に今日の盛運を含みたる、まことは 皇天二祖の神議になんありける。足利將軍の 天皇を補佐したる三代は、日本國衰運の極みなるべし。その末に當りて信長公、秀吉公、出世し給ひ、朝廷の官爵を取り次ぎ給ひて、諸大名を馴付けられしは、衰運より盛運に移る始めにて、徳川家康それに次ぎて諸大名をよく馴付け給ひ、海内に國所(くにところ)を争ふものなく治め給へる神智の程、仰ぐに餘りあり。之に依り、おのづから、我が大日本國は、大帝爵の國體を具へたり。」

賴朝に起つた將軍家なるもの、發生事情、其後に於ける歴史的存在、それが一面に於いて謂ゆる我が日本の國家的盛運に意義と價值とを有したものである事は、何人と雖も之を否定し得ぬであらう。

殊に徳川二百七十年に於いて、その尤たるものであつた事は、今や何人と雖も肯定するであらう。然し乍らそれと同時に又、その半面に於いて、この將軍家が勢力を扶殖するに連れて不遜に増長した結果、一言にして盡せば一國家に二君主あるものゝ如き形勢を示し、その赴く處遂に「日本國衰運の極み」なりし足利三代の如きを存在せしめた事が、嘗に我が國體原理に悖れるものであつたのみならず、有形的國家の存立をも危うからしめたものであつた事は、より以上何人も否定し得ざる處である。そして、我が隆正翁は、この將軍家制度に於ける著るしき有形的、または物質上の國家的隆盛の故を以て、特に徳川家時代を限りなく讚美されたのであるが、曷んぞ圖らん、此時こそは、その精神的無形の日本が過去の足利三代の時よりも、表面頗る滑らかに、或は合理的に、従つて隆正翁をして之を讚美せしめた程、それほど大なる危機に陥れられて居たのである。徳川第九代家治が將軍だつた安永四年（皇紀二四三六年西歷一七七五年）に來朝した當時では全く珍客の白人ツンベルグをして、その一年有餘に渉る日本視察記に、次の如く書き遺させたのである。「日本には二種の皇帝が在る。一は世俗的皇帝であつて、公方と呼ばれ、他は精神的又は宗教的皇帝であつて、内裏と稱さる。内裏は日本國家を建設したる神武天皇の子孫であつて、元は絶對的權力を有つて居たが、一一九二年（建久三年）頼朝が征夷大將軍たるに及んで、その世俗的權力を失つた」云々。（ツンベルグは瑞典人で、前記の如く

安政四年八月十四日に來朝し、翌五年十一月廿三日に發足歸國した。彼は博物學及び醫學のドクトルで、それら諸學に關する研究資料蒐集の爲め來朝し、日本滞在一年三ヶ月、特に江戸には五月一日から廿四日まで滞在した。昭和三年三月一日號の「外交時報」掲載、林癸未夫氏の記事に據る。）

一一、御親裁と申す事の本質本義を知らざりしもの

嗚呼、二種の皇帝！これ徳川家がその二百有餘年間に着々として、故福田徳三氏の謂ゆる堅牢なる「警察的專制國家」權力を築き上げ、この絶對的自家權力を以て完全に皇國日本を支配せんが爲め、畏れ多くも、皇室に對しては一般臣民をして「拜めば眼が潰れる」として體裁よく疎遠せしめ、又前記のツンベルグをして「内裏は神聖なるものとされ、終生宮廷外に出る事は殆んど無い。是れその體軀が外氣や日光に曝されて、その神聖を穢すの虞ありと信ぜられて居るからである」と觀取せしめた程、それほど偽善的に高く祭り上げ、しかも一方自己徳川家は、更にツンベルグをして前述の如く之を「世俗的皇帝」と呼ばしめた程、それほど確實に有力に「君臨」して居た結果の、原理上在るべからずして實際上在つた事實である。されば頼山陽をして源氏を叙するに當り「此時より兵權武門に移る」と叫んで、將軍家制度を慨歎せしめた所以であり、而して 明治天皇をして畏れ多くも、七百年の武家

政治は我が國體を危うせりと、鵠歎し給ふに至らしめた所以であり、斯くて遂に徳川二百七十年の末遂に皇制復固の御一新が斷行せられた所以である。私は隆正翁が前掲の徳川將軍家讚美の後に特筆して「之は大事の議論なり、世の和學者、國學者、神學者など云はるゝ者に、此旨を得たる者の無きこそ悲しけれ」と記された「その隆正翁をこそ悲しむ」者であり、又續いて「それが無きのみならず、隆正が斯くの如く説くを聞いて嘲り諷する者のみ多かりと聞く。如何なればさばかり神道の眞に暗く、天地を知らぬものならんと、歎きてのみある事なり」とあるその獨斷者の、あべこべの「不明」若しくは心ありての「不遜」をこそ「歎く」者である。此處に翁は「神道の眞」と言ひ、他の處では「神道の眞はさる小さきものに非ず」と言ひ、又前に引いた處では「神道の活用」と言つて居るが、それほど神道には勝手に活用して差支ない眞が在る程なら、何故そうした退嬰的活用では無しに進歩的活用に、現狀謳歌的活用では無しに理想追求的活用に用でざりしかを私は怪しむ。そして私は、翁の如き活用に、謂ゆる腐儒を罵るの資格ありや否や、大なる疑問なりと做す者である。

翻つて惟ふに、幕末に於ける六十歳前後までの我が大國隆正翁は、恰も現代日本國民の大多數と同様に、我が皇國に於ける 天皇の御親裁と申す事の本義本質に就いて、嚴密的確なる理解を缺いて居たであらう。今日は勿論、幕末の當時も、大多數の人々は 御親政とし言へば、謂ゆる輔弼の臣また

は機關など無かるべきもの、不要のものと速断し、この断定、この見地から、脱却し得ざるものゝ如くである昭和今日の最近、かの統帥權問題を廻ぐつて、學者、記者、政黨者、大小爲政者、言論界國民一般に表現された言動は、之を充分に立證し盡した様である。

統帥權干犯内閣の代表者たる濱口雄幸、最高學府に在りて干犯辯護の言論を代表した美濃部達吉、謂ゆる木鐸の操觚界に在つて干犯聲援の主張を代表した東京朝日新聞の三者は、その議會内外に於ける聲明、その言論機關に對する寄稿論文、その經營する新聞記事に於いて、憲法上の謂ゆる輔弼の臣、即ち内閣諸大臣は、總理大臣を中心とするその内閣、又は内閣組織者たる大多數政黨の議會を以て、日本國政を獨裁する者、專制する者、換言すれば 天皇の御親政 天皇政治を事實に於いて否認し去れる現實の司配實權者なりと錯覺し、迷信し切つて居る事を遺憾なく曝露して居たのである。彼等はその思想、その意識、その魂のドソ底から、我々とは正反對の意味に於いて、現行憲法を不徹底視して居るのである。即ち我々が現行憲法は、我が本來の 天皇御親政に對して不徹底であると爲すのとは正反對に、彼等は現行憲法が、その錯覺翹望に於ける内閣專制または議會專制、乃至は多數派政黨獨裁に對して不徹底であると爲すのである。従つて彼等に於いては憲法上の謂ゆる「輔弼の任」は全く無意味なるものと見られるのであつて、彼等はその規矩し律定して賦與せられある處の「責任」を

振替へて之を「權利」と爲し、その「輔弼大任」の地位を轉化して直ちに「施政實權」の地位——國政自斷の地位——と爲し（又は爲さんとし）て居るのである。

一二、「輔弼の責任」を「司配の實權」と誤まり居る不逞の臣

然らば我が 天皇御親裁——之を特に政治にのみ即して云へば 天皇政治——とは如何なるものかと言ふに、それは先づ何よりも、理論的にも實際的にも、世界に引例類證のすべ無きものである。そしてその然る所以は先づ 天皇の御本質に於いて、次では 御親裁の本義に於いて、全く獨特なるに在る。又この前者と後者とは相即不離のものであるが、それは正に、謂ゆる君主としての我が 天皇の御位と御徳とが相即不離なると同一原理であつて、この兩者の相即不離なる玄義——即ち、我が 天皇の位徳即一なるが儘に 天皇の御本質にはその御親裁たる本義が、相即して不離なるものであると云ふ玄義——そのものが、在來の拜歐思想系の人々、又は形式論理法に中毒せる現代人には、一朝一夕にして會得し難きものである。

諸外國の君主思想及び其の事實は、支那の王道霸道説に於けるが如く、位と徳とは別のものたるを本來とし、位有るも徳無き在り、徳有るも位無き在り、たまく位を得て而して徳を現はせば、之を王道の王者として遇すべく、位は得たれど徳を現はさずば、之を霸道の王者（覇者）として遇すべしと云ふを眞理とする。蓋し君民が親子的緣由を有せず、國家が家族的本質を具へずして、本來の仇敵同士等に依つて構成されて來た、合宿所的集團の諸外國に在つては、又何の不可思議も無いであらう。即ち彼等の間では、之を一族に譬へれば、源氏に源氏本來の長なく、平家に平家傳統の主なく、唯だ何處からでも入り込んで長位を占める長者——權を振つて占めれば霸道の長者、徳を施して保てば王道の長者——たるのみ。之を一家に喩へれば、實父なくして繼父あり、唯だ徳ある繼父を以て實父の位に擬するのみ。噫、彼等永遠の幽邃無限の悲哀！

父！ それは位と共に徳を持つ。父なるが故に父の位あり、父の位あるが故に父の徳を持つ。その位は父自身が放棄し得ざる位であり、その徳はその位に即して離れざる徳である。徳！ 従つてその徳は、説き古された倫理學上の社會價值的「徳」では無く、特に言靈ことだまの幸はふ國民の固有性に於いて完き、而も言擧ことばげせざる常識上の超人倫的價値の徳である。

生ける唯一の神として嚴かに齋きまつり、而して猶ほ懐かしく仕へまつる我等の父 天皇の、叙上「位徳即一」の理にして既に會得されるれば、之と同一原理に基きて相即不離なる 天皇御親裁の本義本質も亦頓て會得されるであらう。

翻つて、百六十年の往時、幕府制度の徹底全盛期に於いて、我が日本に來朝した瑞典人ツンベルグをして、日本には謂ゆる「精神的皇帝」以外に、その實權に於いて之を凌ぐ「世俗的皇帝」ありと言はしめた存在者徳川將軍は、其後約百年にして遂にその幕府制度と共に、我が國體原理に照らして處分し去られたのであつたが、而も更に約二十年を経るや、茲に不徹底なる憲法——國體原理の御親裁本義に照らして不徹底なる憲法——が制定せられ、斯くて御親政「國體」以外には在るべからざる三權分立制立憲「政體」が移植されるに至つた程、それほど惡化潮流の旺盛を極めた結果、今や第二維新を要する事の明らかな今日を迎え、六十餘年前に處分し去られた「世俗的皇帝」は茲に改めて議會中心政黨内閣主義に據つて、その復活(若しくは新生)を告げつゝある。併し六十有餘年前までの反國體原理性不逞存在者たる徳川將軍を謳歌し辯護する程の思想精神者には、到底この今日に就いて私の言ふ復活または新生の意義を解し、事實を觀取する事は出來まい。原理上、實際上、在る可くして在る我が本來の「輔弼の臣」乃至「輔弼機關」の意義を取り來つて、實は取つても付かない事實、即ちその「輔弼」地位を「司配」地位に振替えた不逞存在者——過去の徳川將軍家、現在の大權無視者——を讚美し擁護するの不都合を認識し得ざる者は、大國隆正翁に這の一點で非難を加ふる私に却つて非難を加へるであらう。然し乍ら御親政とその輔弼と以外、第二のツンベルグをして再び謂ゆる「精神的皇帝」と

「實權的皇帝」との存在を目撃せしむる事を恕さない私は、莞爾としてその非難的となり、斷乎として再維新を叫び、又これが爲めには刑死をも辭せざる者である。

一三、中心もと(本)に就く、故に本教と云ふなる標榜の虚妄

再び隆正翁の著書そのものに立返つて、その附本相扶説を骨子とする本教本學の一般的價値を精査する事としよう。既に一言した通り、その本教——もとつおしえ——は本來その附本——もとつおしえ——の理で一貫さるべきであらうのに、さはあらずして別に相扶——あいたくす——の説を加へ、以て始めて體系づけられて居るのであつて、其事自體が理論的に實際的に、根本的な幾多の問題を提起するのである。私は毫も不遜の心無くして言ふのであるが、若し私をして隆正翁の出發點に立つて本教を説かしめるならば、私はこの「本に附く」だけの内容で一貫させ、以てより以上立派な、従つて完璧な惟神日本道を理論づけるであらう。その「相扶く」説の如き、全く無用のものであり、取るに足らざるものである。然るに這の「相扶く」を別の尊きものに考へ、之を以て「本に附く」説を補はしめようとするのは、それをそうする本人に於いて、豫め一方のその「本に附く」理そのもの、十分尊き價値觀、否な我が日本生命の完全なる體得を缺いて居るからである。

何よりも先づ本に附くと云ふ思想または精神は、日本獨特のもので無ければならぬ。何故なれば、我が日本では、現津神天皇を仰ぎ有するからである。見よ斯かる現實の生ける絶對者を有せざる國民に在つては、強ひて謂ゆる人間以上の存在者——其實は觀念的存在にして現實的社會的存在に非ざる——オールマイテー・ゴツト(又は天帝・梵天・其他)を案出し、之を謂ゆる萬人共通の主長と見做し、以てその頭上に戴いて居る譯であつて、彼等は一見この絶對者を「本」として「附き」得るもの、如くであるが、實は全く然らずである。即ちそのゴツト又は天帝が現實の生ける社會的存在者に非ざる以上、その謂ゆる「萬人共通」なる概念が先づ明らかに表示して居る通り、又その觀念的存在でふそれ自體が更に遺憾なく物語つて居る通り、假に「本に附く」べく試みて見た處で、事實は「何ものにも附かない」結果に歸着せざるを得ぬのである。言ひ換えれば、現實に於いて絶對なる至上存在者を有せざる彼等は、その觀念では彼等の非現實的存在者(假定の「本」に「附く」と考へても、實際では「何ものにも附けぬ」のである。更に言ひ換えれば、彼等には實は絶對に、その「附く」べき「本」が「無い」のである。然り、現實の絶對者——血縁に據る信仰が附與する絶對性存在者——を有する我等の、日本以外には、謂ゆる「本に附く」事實も思想も發生せぬのである。故に隆正翁も亦敢て之を外國にも在るとは言はぬのであるが、この隆正翁にして遂に惜むらくは之を我が日本獨特のものとする確實な思想を持合

せなんだ事を示して居る。そして翁は之を持合せなんだが故に、換言すれば少なくとも「附本」思想に於いて安政の翁は不徹底なりしが故に、之を獨特とする日本とは反對な外國から、その「相扶」思想を拜借せざるを得なかつた次第である。

即ち大國隆正翁は、その歿するより約二十年前の安政初年に於いて、儒佛二教を主とする謂ゆる外來教法に對して、我が日本獨特の教法を樹つるの志望を起し、會々太朝臣安麿翁の「古事記」奏上文に於ける、代名詞としての「本教」なる文字に着目して、之をその樹てんとする教法の名稱に採用したのであるが、偕て翁は愈々その「本教」を説くに至つて意外にも、恐らくは豫め思想的徹底(若しくは精神的充實)を缺いて居た結果として、自分が最初その代名詞を形容詞として利用すべく着手した際の「もと」及び「もとにつく」なる思想的及び精神的の價值本質を逸し去り、之が爲め別に謂ゆる「相扶」思想を借り來つてその「本教」を築き上げたのである。斯くてその謂ゆる「本教」たるや、それが何人にも左様に在るべく思はれる處の「もと」及び「もとにつく」を生命とする教法では無くて、寧ろ「中心不要」の「相扶」を生命とする教法に外ならない事となつたのである。

我が山口老先生は、頑として私の中す處を卻け、只管に大國説を祖述し、之に基いて例の「國內國を成す」階級的無數の「家の子郎黨」説を主張されるのであるが、その思想的基調たる隆正翁の「本の本

の本の大本おほもとなる理論は、詮じ詰めれば却つてその「大本」の意義を曖昧にし、その重要絶対性を汚損し、従つて我が皇國日本の「國家即家族」の本質——即ち上御一人と下萬民とに依つて成る「唯一大家」の家の子郎黨の大事——を破壊し去れるものである。原則に於いて既に然り、實際に徴しても亦その禍根は明白である。見よ、圖解を以てせる隆正翁の説明に曰く「父は、母、兄弟、我れ、弟妹を末とする本なり。國主、領主は、家來、百姓、町人を末とする本なり。君は、父、我れ、傍輩を末とする本なり。末はそれ〴〵本に忠義を盡すべし」と。謂ゆる「本」を爾く幾多の階級的群小に於いて是認する事は、客觀的事實に徴して一應は尤らしく思はれるが、而もそれはその客觀的事實なるもの（御改革に依り取除かるべき對象としての曲事實なる所以）の正視を缺ける、凡人の錯覺に外ならない。即ち思へ、若しもその群小主にして一朝、その最大主（至上）に叛逆を企てし場合、その群小主の下に在る最下部無数の末——即ち民衆は如何に處置すべきであるか？ その盡すべき忠義の的や果して如何？ そして眼を擧ぐれば現に安政の當時から約六百年の往時、それより更に約六百年前に輸入されて居た支那天竺の思想に依り、早くも後の大國隆正主義者になつて居た平重盛をして、その就くべき「本」に迷ひ、否その本來唯一なる「眞の一と本」を知らずして、爰に「忠ならんとすれば孝ならず、孝ならんとすれば忠ならず」の嘆聲を放ち懊惱せしめた——縱令やがて彼をして窮餘の程よき處置を執ら

しめたにはせよ——では無いか？ 之に對して、若し「大義、親を滅す」の語を藉り來つて辯ずる者があつても、それは毫も隆正翁の所説を辯護し得べくも無い。何故なれば、翁の所説には謂ゆる「大義」そのもの、徹底原理論を缺き、否これに悖り、或は寧ろ之を蹂躪して居るからである。深重に加ふるに深重、而して考慮又考慮、遂に私は、謂ゆる「本」を云々して而も眞の「本」を紊亂せる隆正翁の本教論を、排撃せざるを得ざるものである。

一四、隆正翁の本教本學論の實は「本」に就かざる「相扶論」のみ

再び諸外國、殊に歐羅巴諸國の民族に就いて言ふ。既記の如く彼等はその就くべき本を有せず、従つて「まつろひ」生命を賦與されなかつた。彼等はデモクラシーを理想として生ひ立ち來り、各自が「我れは我れの主である」と言ひ、且つ「自己が自己に生きる」と叫んで居る。即ち彼等は、我々の如き「本に附く」まつろひ生命とは反對な「うしはぎ」生命の享有者で、その國家を成すや當然、各自の約束取極めに依る「寄合世帯」に過ぎなかつた。されば又必然的に、その約束に依つて國家を形造つては見たもの、少なくとも過去の長い間、彼等には争鬭の絶ゆる時は無かつた。そこで今度はその「うしはぎ」生命の角突き合では濟まされず、言ひ換えればその争鬭に饜き且つ疲れた結果、いつしか恰も我

が「まつろひ」生命にも似て非なる「相愛」の精神を喚起する事となつた。即ち彼等は我々とは違つて「歸一すべき中心」を有せず、従つて之に統合一致する事が出来ない處から、茲に各自が協調「相愛する」事に依つて結束する道を求めた。然し乍らそれはまだ單なる思想に過ぎず、或は目下なほ彼等の間に「習ひ性となる」途上の後天的理想たるに留まる。何故なれば、彼等の間には生ける現實の絶對者なく、従つてその享有し來れる本來生命が「相愛」とは相容れざる「相闘」であるからだ。又然し乍ら彼等は兎も角も、その本來の相互争鬪性に對立させて、後天の相互和合性を自發したのであるから、之に連れて先天の「權利」思想の外に、後天の「義務」思想を生み出し、之を兩様相伍せしめて幾世紀間かを育て上げて來た結果は、茲に固有の「相搏つ」傾向を抑制して、或は抑制せざるべからずとして、今や荐りに「相扶く」る後天性の錬磨に努力するに至つて居ると云ふ事も亦明らかな事實である。

人或は、私が斯く言ふのに對して、それは一般人類史——世界共通の人性論では無いか。お前は「彼等」と云ふが、それは決して彼等だけの事では無くて、日本人も亦等しく、太古には必ず其處を通つて來たであらう、と言ふであらう。

或は然り。然し乍ら我々は、太古を論ぜずして足る。即ち過去二三千年の歴史的事實を直視して、彼等と我々との大なる差異を指摘し得るのである。勿論、遙か太古の世に在つては、我々日本民族の

祖先達も亦、かのクロボトキンが力説した「相互扶助」をその含蓄一部分とする「まつろひ」生命だけでは無しに、デアウインの論じた反對の「闘争」性をも具へ、以て若干の「うしはぎ」を發揮したタメシが在るであらう。だが、この近き二三千年の過去、彼等が「人は生れ乍らにして罪の子なり」と云ふ思想を抱き、謂ゆる智慧の實と生命の實とを盗み喰ふ哲學を編み、斯くて遂に家族國家を持ち得なかつた間に、我々は「人は生れ乍らして神の子として神業を繼ぐの使命を有す」と表現し、謂ゆる「附くべき本」を中心にして這の使命——世界の造り固め——遂行に生きべく生きて來たのである。見よ、彼等の相違、歴然として絶大なる事を！（闘争性と和合性とは人類共通の本來具有に屬す。乞ふ弊誌「日本思想」第三卷第八號の卷頭文「闘争單位の擴大し行く人類社會史」の参照を！）

隆正翁の「相扶く」は、我が「まつろひ」生命に含蓄されてその一隅に在る生命に外ならない。そしてそれ自身としては、外國産に外ならない。翁が「附本」を以て足れりとせず斯の「相扶」を擔ぎ出したのは、恰もデアウインが生物界はストラツグルだけだと斷定したのでも無いのに、クロボトキンが特にミューチャル・エードを力説したやうなものであり、或はそれ以上のヘマである。何故なれば、惟神日本道としては「本に附く」それ丈であると斷定し得るのに、それに飽き足り得ずして「相扶く」を附け加へる事に依つて却つて「本に附く」崇高性を傷け、従つて日本道を低級下したからである。翁曰く

「西洋に結友の道あり。之は相扶くる道にして、一應は良きに似たれども、本を取り違へてあるに依り、宜しからず。前に言へる如く、人の道は本に附くと相扶くと、この二つの外はあらぬものにて、言ひもて行けば皆この二つにつままる中に、亞細亞洲は本に附く方を旨とし、歐羅巴洲は相扶くる方を旨とする國になんある」と。見よ、謂ゆる「本に附く」と云ふ事が「本に附かず」して、或は亞細亞洲に附いたり、又は人類に附いたり、他の何物かの「相扶」を待たずしては獨り歩きの出來ないものである事を！翁は言ふ、神道はさる狭きものに非ずと。それは隆正翁が、之は何處の何人にも當嵌まる本教であるぞ、日本人だけにしか通用せぬと云ふ如き狹隘なものでは無いぞ、と云ふ意氣なのであつて、私も翁のこの意氣には共鳴する。然し乍ら翁が這の意氣を以て世に問ふた其の「本教」は、眞にその「附くべき本」を有せざる世界人には通用しても、大事な我々日本人には——その謂ゆる「本に附く」が本物でなかつた結果當嵌まらないのである。（之を以て「本學要」の基本批評を結ぶ。稿を改めて「三遺三欲昇降圖説」を批判する。後者は前者とは反對に學ぶべきものが多いと云ふ事を一言して置く。）

附、家族制度の本質は家長を中心に仰ぐ家族の使命奉仕に在り

代表的悪新聞「東京朝日」は二月廿七日の社説に「家族制度の美名を亂用すな」と題して曰く「政府提

出の婦人公民權案中に、妻が市町村の名譽職に當選した場合は、夫の承諾なくして就任し得ぬといふ規定がある。衆議院の委員會でその理由を問はれて安達内相は、即ち我國固有の家族制度の精神に適合せしむる爲にと答へて居る。無論、妻が自治政上の重職に就く場合、夫の承諾などは何うでもよいと云ふ様な、亂暴な話はない。事實上、必ず承諾を経べき性質のものである。かの、女尊男卑と稱せられる西洋諸國ですら、大體家庭内では生計維持の責任者たる夫の權力は案外強いのであつて、よし夫婦間に政見の相違はあるにしても、妻が公職を引受ける場合に夫の意向を無視するなどの事が有りやう筈はない。實際の事實が之を解決するのであるが、まして大體夫權の強い日本の家庭で、左様な規定を置くまでの事は無い。若し其處まで不必要な取越苦勞をするなら、規定の要るのは寧ろ逆の場合では無いか。今迄に、夫が政治道樂の爲め家倉を失くし、妻子を泣かしめた實例が、どれ程あるか。而もその多くの場合は、妻が止めても聽かれぬのである事を思へば、強ひて規定を作るなら、却つて弱者たる妻を保護して、夫の就任に妻の承諾を必要とする方が、實効がある位のものである。」と。標題が標題だけに、いつも特に社説に注意を拂つて居る私は、眼を通して先づ此處まで來ると、此處に先づ取敢へず、俗讀者大衆を瞞着して巧みに釣り込まうとする爲の、相手を筈棒呼ばりする手前の逆に大筈棒な理屈を捏ねて居るのを發見した。

見よ、その本音如何は別として、差向きその言葉に於いて、安達内相の答へた内容「我國固有の家族制度の精神に適合せしむる爲」云々こそ、成つて居るでは無いか！そして、悪朝日が先づ之を「無論」と言つて受け付け乍ら捏ね出した理屈は、天を仰いで眞正面に唾を吐いたに過ぎぬ。その、西洋ですら斯うだ、況んや日本では云々だから「實際の事實が之を解決する」と云ふ論法を見よ！問題の婦人公民権規定は之から出来やうとして居るもので、その謂ゆる「實際の事實」は無論これから先き將來に屬する事なのだ。現在では謂ゆる「公民権」など附與されてない婦人だから、あの女權歐米でさへ妻が夫に聞く位なもの、日本の婦人は「聞いて居る」筈だが、最近その歐米よりも寧ろ薄ッペラに悪化しかけて居る我が女性等に對して、恰も駄々子の要求を容れて遣るやうに、公民権などと云ふものを與へたら、今度は「夫になど」聞かずに済むのだから、それこそ「ひどい實際の事實」が必ず生み出される事になる筈だ。悪朝日、實は將來のこの「實際の事實」を迎えべく狙つて、そして安達内相の「適合せしむる爲」を「不必要な取越苦勞だ」と言ふのである。

更に曰く「要するに斯様な規定は無用である。(中略)我が家族制度に特有の美點があり、社會事情の變遷に調和せしめてその美點をいつ迄も發揮するの可なるは、固より言ふ迄も無いが、封建時代にのみ特殊の存在理由を有つた無意味な家長專制が、いつまでも我が家族制度の本質では無い。我が民族性に通有な血族和睦み相助け、その爲には至大な犠牲をも厭はぬ、熱烈なしかも一種なごやかな親族愛こそは、千古變らず、將來の社會生活に於いても引續き保存し發揮せしむべきものであるが、それと家長專制とを混同し、それに家族制度の美名を着せて、時代逆行の規定を押し付け、或は當然行はるべき進歩的立法を妨止するに至つては、斷じて吾人の忍び得る處で無い。樞密院の選舉法審査委員會は、今や政府案の選舉年齢低下案に對して甚だ難色ありと傳へられるが、その反對理由中には、二十歳までに低下するのは益々わが家族制度本來の特質に反す、と云ふ説もあると聞く。樞府の老人連の考へさうな事であるが、今日の政治上の意見までも、家長に盲從せねばならぬと云ふ事が、家族制度本來の趣旨の何處に存在するであらうか」と。

最後に曰く「又労働保險や種々の社會立法が屢々わが資本家側から無用視される理由として、工場内に於ける家族主義が擧げられる(中略)が、これ又、今日の大規模な工業組織に事實存續し得ざる勞資家族主義を、たゞ家族主義の美名の故に、獨り我國にのみ存在し得るか如き幻像に依り作り上げられた結果である。家族制度、家族主義、それは勿論尊重すべきであるが、その限界を曖昧ならしめ、その美名を濫用する結果は、寧ろ社會の進歩を妨げる」云々。——最後の此の一點だけは正論である事を斷言し置く。

勞資家族主義！それは指摘の通り「事實存続し得ざる」もの。資本家が資本家自身を富ますべく勞働者から搾取する處には、慈しみ育まるゝ「家の子」無く、尊み親しまるゝ「家長」無く、其處は仇敵同士の征服被征服地獄であつて、決して「族」の「家」では無い。然し乍ら唯その一點で正論を爲し得た朝日社説記者は、その全論説の前掲骨子に於いて「家長」を無視して居るでは無いか！即ち彼自身さへ「勿論尊重すべき」と爲す「家族制度」をば、實は全く「非家族制度」たらしめやうとして居るのである。家長なく家子なきが故に、勞資對立する處は家族に非ず。強ひて世間受けの悪い「專制」なる文字を當嵌めて「家長」の本質を蹂躪するのは、之に依つて「家族制度」そのものを蹂躪するのである。家族は同族であり、家族制度は親子生活の秩序である。故に家族制度の本質は、家長を中心とする家族が使命奉仕に生くるに在る。其處には原則として「專制」なく「盲從」なく、あるものは唯だ一族上下の「相互牽引」のみ。（昭和六年三月稿）

二、第二維新と現智識階級の大錯覺

「上」左傾主義者を以て「昭和の志士」と觀る錯覺迷妄

一

私は大正六年八月以來、この牛込區に居住する事茲に滿十四ヶ年である。同じ處に永く住んで居ると、世相の變遷、人心の推移の迹を居乍ら見極めるのに好都合の恵みがある。火事の無い牛込、盜難の稀な牛込、綜じて人氣の良い牛込の此處原町、喜久井町の一廓にも、併し十有餘年間動かずに住んで居て見ると、由來自動車の通行に一々交番の許しを必要とする二間道路の喜久井町通にさへ、例の庇の無い薄情な建物は今では幾つか立ち並び、小さな京染屋、煙草屋にまで窓飾りが設けられ、殊に最近、丁度四五年前に俵夫から轉業した或る魚屋の店頭に、一九三一年式などの蒲焼などと云ふ文字を見る様な次第で、謂ゆるモダン文化は此處にも普及の概を示して居る事が遺憾なく窺はれる。あのモダン文化の普及！そして、その最も忌はしい變化の迹は、町内に於ける同じ顔觸れに就いて見る人心の輕跳浮薄化、現代的惡化である。私は今、殺す心からでは無く生かす心から、その愚かにも憂ふべき著るしい代表的な例として、或る個人の事を述べようとする。

文學士で陸軍教官である某氏は、私よりも數年後に越して來て同區内に住んで居る紳士で、當時、元社會主義者だつた私などを敬遠するのは勿論、謂ゆる赤い傾向など心から齡ひせぬ人らしかつたが、こんど久振りで聞いた處に據ると、此の人にも次の様な消息がある。此人は近頃ひどく變調子な

そうで、時々こんな述懐を洩らす。「同じ國家の忠臣が、一方では楠公の如く尊ばれ、他方では不逞者として呪はれる」と！私の言はんとする重點は此の表現、この思想に在る。要するに其處には、例へば三・一五だの四・一六だのに於ける今の共產陰謀者を以て、實は惡社會の改革に盡粹する志士仁人だとする處の、度すべからざる錯覺妄想が在る。之を幕末に例へて言へば、當時の志士は今日の左翼主義者であるとするのである。即ち左翼者は社會進化の理法を踐む良き行動者で、之に對する右翼者は惡しき反動者に外ならずとし、又この左傾と右傾との外に、この左右兩者の排撃する中間本道者が存在する事には全く盲目で、この中間本道者も之を右傾視するは勿論、この中間本道者こそ今日の志士であり、之こそ昭和維新の唯一志士である事には全く不明な盲目者である。

二

本篇執筆中の今、無産黨三派合同成るの報を聞く。即ち勞農黨、大衆黨、社會民衆黨合同主張派が合同して、全國勞農大衆黨の成立を告げたのである。扱この三派は今や斯く合同して、謂ゆる一大無産黨となつたのであるが、これら三派が各分立して居た昨日までの實情は何うであつたか？最左翼の勞農黨は最右翼の社民黨は因より中間派の大衆黨をも非無産革命的であると罵り、之に對して社民黨も亦應酬排撃に努め、各派とも時には全く互に敵として相戦つて居た。その狀恰も、謂ゆる階級を

異にし、従つて利害を異にする鬭争單位間に於ける、血みどろの鬭争行事であつた。言ひ換えれば、無産黨各派は、恰も對ブルジョア戦と同じ激烈さを以て、互ひに他派と鬭争して居たのである。今度の合同に際しても、勞農黨の非合同組が大山郁夫を讒詰にして出席させず、社民黨では全黨では無く其處に如何なる意味が潜むか？それは、甲黨から觀れば同じ無産黨でも、乙黨、丙黨は非改革派、反改革派であつて、その黨員は「非志士」なのであり、乙黨から甲黨、丙黨を觀ても、丙黨から甲黨、乙黨を觀ても、要するに自黨以外は眞の改革志士黨では無いと做す處の思想である。

既成のブルジョア政黨同士、プロレタリア政黨同士の間ですら、他黨を以て非改革、反改革の非志士黨と做し、互に相戦ふのである。言ひ換えれば、社會的改革に於いての謂ゆる「志士」は、その改革運動の途上に在る限り、要するに「主觀的」のものなのである。その謂ゆる志士が眞の志士として客觀的に承認されるのは、その運動が改革行程の彼岸に達した後、果して何派の如何なる努力が効を奏したか、そしてその奏効に優秀永久性が認め得られるか否かが判明した時である。曾てケレンスキーは、露西亞革命の志士であつた。併しそれは彼の一時的、主觀的の志士に外ならなかつた事に終つて、後日に於ける比較的永久性の客觀的なる志士はレーニン一派となつた。我が幕末維新に在つても、最初

は單なる攘夷鎖國黨が志士であり、中頃は尊皇倒幕黨が志士であり、最後は尊皇開國黨が志士として維新史が綴られたのである。

三

建武の昔、逆賊足利尊氏には無慮十萬の將卒が靡き隨ひ、大忠臣楠正成にはタツタ五百の手兵しか無かつた。今これに前記した現日本の思想傾向を當嵌めて考へると、それは當時の知識階級を擧げて恐らくは、尊氏を是とし楠公を非とした結果とも見做される。或はそれが事實であつたらう、併し又或はそれが事實では無かつたであらう。私をして言はしむれば、我が皇國に在つてすら猶且、何時の代にも多數を占めるのは憶病者や利己的日和見の徒であつて、純忠至誠の偉丈夫は極めて少數なるを免かれず、それが爲の十萬に對する五百であつたのだ。従つて尙し建武の當時、一方、滔々として尊氏に付き隨つた逆徒等を以てその多勢なるが故に是なりとし、他方、寥々として見る影も無い程の楠公勢を以てその少數なるが故に非なりとする。それが謂ゆる輿論であつたとしても、恰も今日、赤化を支持する桃色化が國を擧げて上層的潮流を爲して居る事實と同様に、少しも不思議の無い事態である。而も又それと同時に、その非を是とし、その是を非とするの徒輩が、今から三百年後、五百年後に於いて、無意義以上有害に生存した過去の愚物として、歴史の塵溜に放り込まれ、惡名醜評以外の

何物をも世に遺さず、衆愚帖の上に連ねた名に於いて子孫の呪詛となる連中である事は明白である。

昭和維新の眞の志士は、新舊一切の外來物を取入れずして、而も外國の何處よりも優れた社會制度を齎らし得べき、皇國本來の生命を確認し、明識し、體得し、即ち徹底復古即徹底維新の理を徹底的に叫び、この理の實現に挺身努力するの士である。然り、唯この士のみ！複、雜、極、ま、る、昭、和、維、新、に、直、面、し、て、そ、の、複、雜、性、を、無、視、す、る、桃、色、の、徒、よ、滅、び、去、れ、！

〔中〕拜外非皇魂―ファシスト讚仰を排す

一

私は曾て「黒シャツ黨の黒い腹と赤い手」と云ふ標題の下に、當時の外國電報に據り、伊太利ファシスト最高評議會が會長ムソリーニを中心として一九二八年九月二十日夜に徹宵協議を行つた結果、全文十二ヶ條より成る革命的内容の新政治組織案を決議したと云ふ事實を捉へ、我が現日本に於ける無知にして無恥なるファシスト信者等に示すの一文を草した事がある。（「日本思想」第四卷第八號掲載）私は先づ劈頭に述べて言つた。「露西亞のソヴェートだけを呪つて、伊太利のファシストを讚美する

連中よ、此の事態を見よ」と。そしてその結末に於いて「私は今、フアシスト讚美者たる右傾西洋信者と、ソヴェート喝仰者(又は走狗)たる左傾西洋信者とに、露骨に『ザマを見る』と言ふ。諸君又はお前達は、諸君又はお前達が考へたとは反對に、黒シャツ黨は今迄その黒シャツの下に隠して居た黒い腹から、遂にその赤い手を出したぢや無いか!」恐るべし。斯うした黒い腹を包藏する未遂革命陰謀者と、黒い腹を包藏せぬがそうした西洋式方法の革命を翹望し、従つて赤い手を出す前の黒シャツ黨を信仰した人々とは、軍人界にも言論者界にも尠からず存在し、甚だしきは謂ゆる日本主義者(従つて似て非なる)の中にさへ多少は存在する。「單に方法論に於いてのみ『日本』主義者である連中よ、悔ひ改めて更生し、根本的な『原理論』に於ける日本主義者となれ! 日本は單に露西亞でない丈では無く、又實に伊太利でも英吉利でも無いのだ!」と、大聲疾呼したのであつた。(當時私が「日本主義者の中にも多少は存在する」と言つたそのフアシズム信者||従つて似而非日本主義者||は、今では多少どころか頗る多く、謂ゆる日本主義者と自稱し又他稱される連中のいゝ顔觸れが殆んど皆それらしく、例の「日協」を作つて進出し出した大川周明君の如きも正に其一人、その巨頭自信者であらう。)

私は今改めて本稿を綴るに當り、前記の文から今少し拔萃する。私は書いた。「さて右の第一條だけで見ても、今度のこの決議に依る伊太利の新政治組織は、明らかに國體の大革命、即ち帝王エムマ

ヌエル三世の統治が、フアシスト専制となり、王國伊太利が、一種のソヴェート伊太利と改革される(改革された、とはまた言へない)ものであつて、それは叛逆である。謂ゆる平和裡の叛逆である。處が其後ムツソリーニは、帝王に退位させ、王儲から資格を奪ひ、革命は遂行されたらしく、其後の外電は見えて居ないが、恐らく目星い王族を拘束して、今頃は引續きそのフアシスト叛逆が、謂ゆる平和裡に行はれつゝある處のクーデター伊太利であろう」と。併し更に後日の外電に依つて今日まで次第に明らかになつた伊太利の實情は、ムツソリーニが内外からの政治的故障を顧慮する處から、その合法的革命案の十二ヶ條決議にも拘はらず、一方に於ては帝王の退位強要も斷行せず、他方に於てはローマ法王の獨立國を承認し、以て言はゞ「うまく遣り居る」事である。

二

私がフアシスト隨喜を廢せ、フアシスト讚美を止めよ、と大聲疾呼する所以のものは、ムツソリーニの徒がその赤い手を出す事に依つて、その隠し持てる黒い腹を見せたからでは無い。彼等に於ける其事は、我等から客觀して、單なる方法論上の問題たるに過ぎない。言ひ換えれば、單に彼等の其事でフアシズムを非なりとするのは、方法論に於ける日本主義を示すものに外ならず、従つてその日本主義は似而非日本主義——少なくとも不徹底日本主義である。

果して然らば私は、そもく如何なる點から、ファシズム信仰を根本的に非なりとするのであるか？ 此れ本稿に於て特に力説せんとする處、而して今や我が皇國に於いてこの國粹黨の著るしき擡頭を見るに當り、之に迷はざる、青年の滔々として多きを思ひ、彼等をもその迷路から引戻さんとするのが、本稿の積極的任務とする處である。

一言にして之を盡せば、ファシズム信仰、ファシスト讚美は、要するに、拜外思想に基く模倣にして、非皇魂に由來する外物攝取なるが故に非なのである。今その拜外思想、非皇魂に對する根本論は姑く措くとして、差向きその模倣、外物攝取に就いのみ言はう。若し、模倣、外物攝取を以て可なりとすれば、露西亞を祖國と仰ぐ奴腹の共產革命模倣、共產主義取入も亦之を可なりとされなければならぬまい。何故なれば、その模倣攝取なる事に於いて、從つてその自己無視、自國の民族國家的個性の蹂躪なる事に於いて、兩者は——左右の別はあれ——共通同一だからである。

國粹黨！ ひどく耳ざはりが悪い。だが、その謂ゆる「國粹」が、幾多の「國々それく」の國粹であつて、決して「或る一國」の國粹で無い事は、先づ理論上明白である。そして若し之を實際上、或る一國の國粹であるべく具現せしめるには、伊太利の國粹主義者は伊太利の國粹を、日本の國粹主義者は日本の國粹を、それく獨特に遺憾なく體得するので無ければならぬ。日本人にして伊太利の國粹黨

を模倣し、伊太利の國粹主義を攝取せんとする者に、日本の國粹體得は無く體現は無い。既に國粹主義なる名稱そのものが、模倣を許さず借物を容さぬ。あゝ禍なる哉！ 國粹主義を標榜して而も自己の國粹に即せざる者の蠢動する現日本！ あゝ禍なる哉！ 危い哉！ 位階勳等の故に、紳士型なるの故に、博士號を有するの故に、口に「我が國體」さへ言へば拜外非皇魂の徒をも日本主義的優秀者なりと見て、その言動に靡き從はんとする非皇民衆愚昧辱の現日本！

三

遺憾なき皇民意識を缺くが故に、尊皇心 天皇信仰なく、而して 天皇信仰(尊皇心)なきが故に皇國の根本義、國體原理を眞解し得ず、更に這の眞解體得を缺くが故に似而非日本主義を振廻す徒の、今や如何に謂ゆる改革運動の表裏に蠢動しつゝあるか！ 彼等は「政治」を臣下の我がものと心得、而して「政府」を臣下我等が左右し得るものゝ如く高言する。從つて彼等は、謂ゆる「大衆」を大事大切とし、或は「大衆の力に依り」云々、或は「大衆の手で」云々と、大衆熱の患者たる事を示して遺憾が無い。見よ、例へば曰く「戰闘的大衆の手で、ブルジョア政權を破壊せよ！ 革命的愛國者は即時騰起し、若槻資本閣内閣を打倒して、日本主義新政府を樹立しろ！」と。(大川周明君を實際の指導者とする「全日本愛國者闘争協議會」の機關紙「興民新聞」第五號に明記さる。)戰闘的大衆の手で破壊して、革

命的愛國者が樹立する！ 不逞左翼の青二才共産黨連中と、果して若干の差があるか？ 大川君を主領として速製されたこの一團——山鳥の尾の如く長い名前の、併し左翼の謂ゆる「全協」と共に人口に膾炙せしめたく、謂ゆる右翼の彼等自身、これをその速製と同時に「日協」と名付けたが、この「日協」——は、民政黨の青壯中堅者と默契あり、合同前の大衆黨及び社民黨の中心人物等と親誼あり、そして謂ゆる日本主義言論界の一部有數者等とは舊來の温知を保ち、しかも之に附け加へて大將宇垣を黒幕として有し、斯くて日本ファシズムを斷行すべく、今や廣告おさく、怠り無しだとの噂である。行く行くは更に、内田良平氏の名稱も滑稽な大日本生産黨とも結ぶらしい。

跋扈する非皇民衆愚は、恥知らずにも、素晴らしい哉「日協」と、胴震えする程嬉しがりのお世辭を、この「日協」に對して云ふであろう。禍なる哉、現日本！ 危い哉、昭和の我が皇國！ 全體、その名稱——全日本愛國者闘争協議會——そのものから成つて居ない。非日本的、拜外非皇魂的である。「協議會」は評議會と同じで、露語のソヴェートであり、その根本精神はデモクラシーであり、議會萬能主義であり、従つて如何に「愛國闘争」の冠詞があつても、非皇魂である。如何に左傾「全協」の向ふを張る右傾「日協」としての流行名稱たらしめたいからとて、純日本主義團體なら「協議會」の文字は採用され得ない。否、その根底に純日本主義が無ければこそ、最初から勞農黨に對する大衆黨の如き意味

の「向ふを張る」意識以外に無く、従つてその意氣投合の既成原則が擇んだ名稱「協議會」に外ならぬ。私は今、單なる罵倒に墮する事を避け、明細的確にその非皇魂の徒なる所以を指摘すべく、同機關紙「興民新聞」に於ける、大川周明君自身の主張を直接對象として説明する。即ち大川君の同紙第三號に於ける「興民の意義」と題する主張（それには敢て大川君の署名は無いが、私が之を大川君の執筆でなければならぬと斷定する理由が他にある！）を批判對象として、その非皇魂——尊皇心の缺如を、極力簡潔に説破するであろう。

併し本誌上（日本思想）の豫定紙面が足りないのと、そして特に讀者諸士に出来るだけ鮮明に之を會得して貰ひたい處から、私は標題を改めて別項に特筆する事とする。即ち「大川周明君の『興民倒閣』主張に於ける非皇魂」がそれである。（之を更に左の如く改題す）

〔下〕第二維新は「勤皇の徹底」に外ならず

去る五月中、我が錦旗會の新同志長澤九一郎君は、成立と共に一旦加盟して後直ちに去つた例の

「日協」に就いて、念の爲めその指導原理を糾明すべく、直接大川周明君を訪問したそうである。其時、長澤君に對する大川君の談話中に曰く「尊皇と云ふ事は既に明治維新に於いて、使命が果され意義が充實された。今日の日本に於いては、最早や意義をなさぬ標語である。昭和維新の標語は、興民倒閣で無ければならぬ」と、斯う云ふ意味の表現があつたとの事である。

別稿に於て述べた通り、興民新聞第三號に掲載された主張「興民の意義」なる文章には、敢て大川君の署名が無いにも拘はらず、私が之を大川君の執筆したもので無ければならぬと斷定する所以のものは、私が豫め前記長澤君の報道に接して居たが爲に、之に依つて聞き知る大川君自身が披瀝した最近に於けるその抱懐と、此處に記述された思想的内容とが、ピッタリと符合する事を認め得たからである。然らばその「興民の意義」なる論文には、果して如何に述べてあるか。私は今左に、その十五字詰約百三十行に渉る全文を、成る可く洩らさずに採録して、旋て之を充分に批評しなければならぬ。

二

曰く「明治維新は、總ての改革が然る如く、破壊と建設との兩面を有して居た。而してその破壊的一面は「倒幕」の一語に盡きる。倒幕とは、獨り徳川幕府を倒すのみならず、幕府に依つて代表されし一切の諸侯及び武士、一言にして盡せば封建制度そのものを、その礎より覆へし去る事であり。勤王

とは、皇室を不當なる武力の壓迫より救ひ參らせて、眞個國家の中心とし奉る事であつた。(神評) 此處に先づ二つの事を指摘して置かねばならぬ。その一つは「封建制度」と云ふ事である。少し綿密に研究した人々に於いて、徳川幕府下の制度が謂ゆる封建制度と云つてのけ得るもので無かつた事は、明らかに於て居る。論田徳三氏は之を「專制的警察制度」と呼ぶのみならず、日本に於ける「封建制度」は、徳川幕府時代を迎える前の約六百七十年間がそれであつて、徳川の「專制的警察制度」は前者の崩壊を承けて建設されたものと説明し、我等をして大に頷かしめて居る。故に明治維新に依つて「倒れた」ものは封建制度では無くて、故福田博士の謂ゆる專制的警察制度である。次に今一つは、勤皇とは「皇室を不當なる武力の壓迫より救ひ參らせ」云々の叙述である。それは、丸きし見當外れと云ふ程の表現では無いが、如何にも日本の國體を知らない歐米人の用ゐるような表現である。封建なら封建諸侯の武力だが、封建でないから專制徳川の武力が、皇室を壓迫したと見る、丸きし虚解では無い。併し、眞の「勤皇」とは聊か差ある時の「勤王」にしても、志士の體得に於いて、決して「武力の壓迫」の「排除」では無かつた。單に武力の壓迫を排除した丈で、何うして「眞個國家の中心として奉る」事が出来るか？ 決して出来ない！ 單に武力の排除では無くて、徳川に依る專制的警察制度の存在の否定、之の存在を是認する思想精神全部の根本的排除、それが勤王であつたのだ。

曰く「而して此の二つの目的は、幾多有名無名の元勳の粉骨碎身に依つて、最も見事に成就された。日本國民は、頼朝の覇權確立以來七百年、否藤原氏專權以來實に千年にして、初めて明朗なる天目を仰ぐを得た。この大業の遂行に對して、我等日本國民は、子々孫々に至るまで滿腔の感謝を明治維新の志士に獻げねばならぬ。」(挿評)曰く「二つの目的!」それは謂ゆる破壊と建設、即ち倒幕と勤王である。大川君は、明治維新に依つて、この二つが「成就された」と見る。それが錦旗黨我等と根本的に相違する見解であり、私をして「大川君には眞の我が國體原理の體得無く、愛國心よりも先であつて愛國心の源泉である處の、尊皇心無し」と言はしむる急所である。猶ほ此處で指摘すべき今一つは、日本國民が謂ゆる滿腔の感謝を獻ぐべき對象として、單に「志士」とだけ言つた點である。皇民としての言葉でなく、漠然たる學者的表現を用ゐても、明治維新の大業遂行に於ける勳功者は、謂ゆる「志士」では無くて、時の聖上、孝明天皇を主とする純正尊皇家であつた。之を専ら皇民の言葉で言ひ現はせば、明治維新の鵝業、それは時の、陛下の御遂行であつた。この、陛下の御遂行、又は、天皇の御業なる意識の持てない様な者は、形式上日本國民であつても、實質上皇國の御民では無い。」

三

以上を第一節とし、更に第二節に進んで曰く「しかも明治維新は、同時に王政復古であつた。それは、

古に復る事に依つて國家を新にしたるが故に、而して唯その故に見事に成就された。復古とは、日本國家の本質を堅確に把握し、之を國民生活の上に實現する事である。それは國家の根本に立ち歸り、之に則りて國家を革新する事である。然らば封建日本は、如何なる點に於いて、日本國家の本質と齟齬して居たか。」(挿評)前言を承けて「封建日本」と言つた小過はあるが、此處の思想精神は全部是認し得る。結構な内容である。其處には私の、徹底復固即徹底維新のそれとの一致がある。」

曰く「日本の天皇は、もと家族の父たり、氏族の長たりしものが、共同生活體の自然の發達に伴ひて、國家の君主となり給へるものである。そは外國の君主の如く、徳又は力を以て主權者となり、征服者として國民に臨む者と同視すべくも無い。親子の關係が如何ともすべからざる因縁に依つて生ずると同じく、日本に於ける君民の關係は人爲を以て結ばれたるに非ず、實に『神ながら』の宿縁である。多くの民族に在りては、内外幾多の事情により、建國當初の國家が中絶又は斷絶したる間に、ひとり日本に於いてのみは、建國當初より今日に至るまで、國家の歴史的進化一貫相續し、曾て中絶せざりしのみならず、國祖の直系連綿として國家に君臨し給ふが故に、あだかも一家に於ける父が、子女の生命の本原として家族生活に於ける宗教的對象たる如く、天皇は國民の生命の本原として國家生活に於ける宗教的對象である。」(挿評)此處も又誠に結構、充分に表現し得られた。かの「日本及び